令和3事業年度業務実績評価書

### 評価書

### 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項								
法人名	年金積立金管理運用独立行政	<b>这</b> 積立金管理運用独立行政法人						
評価対象事業年	年度評価	令和3年度(第4期)						
度	中期目標期間	令和2年度~令和6年度						

2	. 評価の実施者に関する事	事項		
主	務大臣	厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課長 西平 賢哉
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室参事官 山田 航

3. 評価の実施に関する事項		

### 4. その他評価に関する重要事項

本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第 28 条第 2 項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第 1 項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第 29 条第 3 号の規定により、独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。

### 様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定						
評定	A	(参考	<b>(5)</b> 本中期目標期	期間における過年	度の総合評定の	状況
(S, A, B, C,		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
D)		A	A			
評定に至った理由	項目別評定は10項目中Sが1項目、Aが6項目、Bが3項目であり、「厚生労働省独立行政法	人評価実施要領」	に基づきAとし	た。また、全体	の評定を引き下げ	ずる事象はな
	かった。					
	市場運用を開始した 2001 年度以降の 21 年間の平均での実質的な運用利回り(年金積立金の運	用利回りから名目	賃金上昇率を差	し引いたものを	いう。) は3.78%	となった。こ
	れは長期的な運用目標である実質的な運用利回り(1.7%)を上回っており、年金財政にプラスの	影響を与えている	0			

2. 法人全体に対する評	<sup>2</sup> 価
法人全体の評価	法人全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運
	営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で	年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における	る主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	該当なし
課題、改善事項	
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命	該当なし
令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

	11-1-3 中期日標官埋法人 3	+	- 坦日)	引評定稅	活衣			
	中期計画(中期目標)		2	年度評価	Б		項目別	備考
		令和	令和	令和	令和	令和	調書No.	
		2	3	4	5	6		
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ι.	国民に対して提供するサービスそ	の他の業	美務の質	の向上は	に関する	事項		
	年金積立金の管理及び運用業務	S	Α				I	
	年金積立金の管理及び運用の基	В	А				I - 1	
	本的な方針							
	基本的な運用手法及び運用目標	SO	AO				I - 2	
		重	重					
	運用の多様化・高度化	A	A				I - 3	
	運用受託機関等の選定、評価及	so	AO				I - 4	
	び管理	重	重					
	リスク管理	SO	SO				I - 5	
		重	重					
	スチュワードシップ責任を果た	A	А				I - 6	
	すための活動及びESGを考慮							
	した投資							
	情報発信・広報及び透明性の確	AO	AO				I - 7	
	保	重	重					
		L			<u> </u>	1	<u> </u>	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。
- ※2 重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付す。
- ※3 「項目別調書 No.」欄には、今年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

	中期計画(中期目標)		白	F度評估	<u> </u>		項目別	備考
		令和	令和	令和	令和	令和	調書No.	
		2	3	4	5	6		
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ. 🤅	業務運営の効率化に関する事項							
	効率的な業務運営体制の確立	В	В				Ⅱ - 1	
·								
Ш. ј	財務内容の改善に関する事項							
	財務内容の改善に関する事項	В	В				Ⅲ - 1	
IV.	その他業務運営に関する重要事項							
	その他業務運営に関する重要事項	В	В				IV - 1	

### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

I 年金積立金の管理及び運用業務

2. 主要な経年テ	ータ												
①主要なアウ	トプット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情	報(財務情	報及び人員に	関する情報	)	
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		終年度値等)											
								予算額(千円)					
								決算額(千円)					
								経常費用(千円)					
								経常利益 (千円)					
								行政コスト (千円)					
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の	業務に係る目標、	計画、業務実績	責、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
I 年金積立金	I 年金積立金	I 年金積立金	<主な定量的指標	(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【A】	<評定と根拠>	評定 A
の管理及び運用	の管理及び運用	の管理及び運用	>	(2) 基本的な運用手法及び運用目標【A】	評定: A	<評定に至った理由>
業務 (以下略)	業務(以下略)	業務(以下略)	_	(3) 運用の多様化・高度化【A】	令和3年度は、米国等の利上げ開始やロシアのウクライナ	法人は、年金積立金の管
				(4) 運用受託機関等の選定、評価及び管理【A】	侵攻等により、年度後半にかけて変動が激しくなった市場環	理運用を行い、その収益を
			<その他の指標>	(5) リスク管理【S】	境下であるにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益	国庫に納付することによ
			_	(6) スチュワードシップ責任を果たすための活動及び	目標をおおむね達成した。具体的には、①令和3年度におけ	り年金事業の運営の安定
				ESGを考慮した投資【A】	る資産全体の収益率は+5.42%、収益額は+約 10 兆円となっ	に資することを目的とし
			<評価の視点>	(7)情報発信・広報及び透明性の確保【A】	た。また、令和3年度における資産全体の超過収益率は-	ているところ、
			国民に信頼され		0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.26%となった。②	・ 評価項目7項目のう
			る持続可能な公的		年金積立金全体(年金特会含む)の実質的な運用利回りにつ	ち、年金事業の運営の安
			年金制度を構築		いて、市場運用開始以降21年間の平均では3.78%となり、長	定又は効率的な運用に
			し、適正な事業運		期的な運用目標を上回っている。(長期的な運用目標は賃金上	主要な役割を果たすこ
			営を図るため、		昇率+1.7%。)	とから重要度が高いと
			(1) 年金積立金		リスク指標については、前年度以上の低水準に抑制した。	している4項目中1項
			の管理及び運用の		①推定トラッキングエラーについては、令和3年度末には	目(「I-5 リスク管理」)
			基本的な方針、		28bp (令和2年度末51bp、令和元年度末63bp)となり、②VaR	について、所期の目標を
			(2) 基本的な運		レシオは 1.00~1.03 で推移した。(VaR レシオとは、リスク量	量的及び質的に上回る
			用手法及び運用目		の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、1	顕著な成果が得られて
			標、(3)運用の多		に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況と	いると認められる (項目

様化・高度化、(4) 運用受託機関等の 選定、評価及び管 理、(5) リスク管 理、(6) スチュワ ードシップ責任を 果たすための活動 及びESGを考慮 した投資、(7)情 報発信・広報及び 透明性の確保の各 項目を実施した か。

なる。以下同じ。)

また、①法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的に、 株価指数先物の活用を開始したこと、②ポートフォリオの最 適化に向けたファンドを新規設定し、パフォーマンス分析を 強化したこと、③リスク管理ツールを拡充し、様々なリスク ファクターを日次で計測したこと等、ポートフォリオ管理、 運用の多様化・高度化、リスク管理などにおいて、継続的に改 善を図った。

年金積立金の運用は超長期で行うものであり、運用成果を 単年度実績のみで評価するものではないが、市場のボラティ リティが上昇する中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、必 要な収益を確保したことは、目標である「年金財政上必要な 運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と評価す

このほか、①初めて「優れた TCFD 開示」を公表したこと、 ②エンゲージメント強化型パッシブファンドを追加選定した | 2021 年度において、巨額の こと、③国内株ESG総合指数における新たな指数を選定し たこと等、スチュワードシップ活動やESG投資に関する新 たな取組も実施した。採用するESG指数は国内・海外あわ せて計8指数となり、投資額も過去最高の約12.1兆円となっ

広報活動についても、前年度に引き続きコロナ禍のもとで の広報活動となったことから、Web を活用した活動に注力し た。ツイッター閲覧数、YouTube 視聴回数などのアウトカム指 標が顕著に上昇したとともに、今中期目標期間で初めて実施 した広報効果測定調査において、当法人の活動に対する信頼 度上昇等が確認できた。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えら れることからAと評価する。

<課題と対応>

特になし。

別評定「S」)。

また、重要度が高いと している3項目(「I-2 基本的な運用手法及び 運用目標 | 、「 I -4 運用 受託機関等の選定、評価 及び管理」、「I-7 情報 発信・広報及び透明性の 確保」)を含む6項目に ついて、所期の目標を上 回る成果が得られてい ると認められる (項目別 評定「A」)。

市場が大きく変動した 年金積立金の管理及び運 用業務を行う法人は、

- 基本ポートフォリオに 基づいて資産配分の見 直しやリスク管理等を 着実かつ円滑に実施し、
- ・ 資産全体で、収益率+ 5.42%、収益額約10.1兆 円 (累計収益額約 105.4 兆円)の収益を達成する とともに、
- 中期目標が求める、資 産全体でのベンチマー ク収益率を概ね確保(-0.06%) する (今中期目 標期間での累積2年間 で+0.26%) 等の成果を 挙げている。

このほか、スチュワード シップ活動やESG投資 に関する新たな取組をは じめとした長期的な収益 確保のための多様な取組 や情報発信・広報の強化等 も着実に実施している。

	法人の年金積立金の
	理及び運用業務に関す
	各評価項目の評価及び
	合的評価を踏まえ、法人
	年金積立金の管理及び
	用業務全体については、
	期の目標を上回る成果
	得られていると認めら
	ることから、「A」と評価
	る。
	課題及び改善方策>
	法人においては、引き
	き、中期目標の達成に向
	て、年金積立金の管理及
	< その他事項 >
	(外部有識者の意見)
	き、中期目標の達成に て、年金積立金の管理 運用業務を適切に行 とが望まれる。

4.	その他参考情報
4.	ての他参与情報

該当なし

### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I — 1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針									
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業 運営を図ること	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条							
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー								

主要な経年デー	·Þ												
①主要なアウト	プット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情	報(財務情	報及び人員に	こ関する情報	.)	
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	4
		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	
		終年度値等)											
株主議決権行使を適	株主議決権行	51/51	55/55	63/63				予算額(千円)					
切に行った運用受託	使等の適切な	100%	100%	100%					《インプ・		が困難な理由	>>	·
機関の数及び割合	対応									は、年金積立金			行っ`
同一企業発行有価証	同一企業発行	22/22	19/20	22/23				決算額 (千円)	II .	財務情報等については、業務全般のみを管理している。したが			
券の保有に関する制	有価証券の保	100%	95%	96%					II.	・ 頁目ごとの財務			- 0
限を遵守した運用受	有に関する制											· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
託機関(自家運用を	限の遵守												
含む) の数及び割合													
								経常費用(千円)					
								経常利益 (千円)					
								行政コスト (千円)					
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

į	. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主	務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第3 国民に対して	第1 国民に対して	第1 国民に対して		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質	<評定と根拠>	評定 A
	提供するサービスそ	提供するサービスそ	提供するサービスそ		の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	評定: A	<評定に至った理由>
	の他の業務の質の向	の他の業務の質の向	の他の業務の質の向			「年金積立金の管理及び運用の基本的	中期目標においては、
	上に関する事項	上に関する目標を達	上に関する目標を達		1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	な方針」については、関係法令等基本的方	・ 関係法令に基づく制度上
		成するためとるべき	成するためとるべき		(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	針に従って、市場への影響等に十分留意	の枠組みを前提として、中
	通則法第 29 条第	措置	措置		令和2年3月に厚生労働大臣から示された第4期中期	して年金積立金の管理及び運用を行うこ	期目標が定める年金積立金
	2項第2号の国民に				目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを	ととされている。	の運用の基本的な考え方を
	対して提供するサー				踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り(年金	寄託金償還等に必要な流動性の確保に	踏まえて、適切な管理及び
	ビスその他の業務の				積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたも	ついては、引き続き厚生労働省と密に情	運用を行うこと
	質の向上に関する事				のをいう。) 1.7%を最低限のリスクで確保することとさ	報交換し、償還等見込み時期・額について	<ul><li>市場の価格形成や民間の</li></ul>
	項は次のとおりとす				れた。第4期中期計画において、財政検証及び中期目標並	把握分析したとともに、売却による収益	投資行動を歪めないよう、

る。

# 1. 年金積立金の管 的な方針

(1)年金積立金の 管理及び運用の基|管理及び運用の基本| 本的な方針

年金積立金の運 き続き、適切な運用 めること。

① 年金積立金の 運用は、年金積立金 一部であり、かつ、 将来の年金給付の ことに特に留意し、 な観点から、安全か つ効率的に行うこ たって、年金事業の ることを目的とし 保険法第 79 条の 第 75 条)

のため」という目的 | を行う。 を離れて他の政策

1. 年金積立金の管 理及び運用の基本 | 理及び運用の基本的 | な方針

> (1) 年金積立金の 的な方針

年金積立金の運用 用に当たっては、以一は、年金積立金が被一は、年金積立金が被 下の制度上の枠組 保険者から徴収され みを前提として、引した保険料の一部であ り、かつ、将来の年 及び組織運営に努 金給付の貴重な財源 となるものであるこ とに特に留意し、専 ら被保険者の利益の が被保険者から徴 ために長期的な観点 収された保険料の一から安全かつ効率的一から安全かつ効率的 に行うことにより、 将来にわたって年金 将来にわたって年金 貴重な財源である 事業の運営の安定に │資することを目的と │資することを目的と 専ら被保険者の利│して、関係法令及び 益のために、長期的┃中期目標の定めると┃に中期目標及び中期 ころに基づき行う。

とにより、将来にわ 理及び運用が長期的 | な観点から安全かつ | 理及び運用が長期的 運営の安定に資す | 効率的に行われるよ | な観点から安全かつ うにするための基本 て行う。(厚生年金 | 的な指針」(平成26 | 年総務省、財務省、 2及び国民年金法 | 文部科学省、厚生労 | 年7月総務省、財務 働省告示第1号)の 省、文部科学省、厚 これにより、「専一内容に従って年金積一 ら被保険者の利益 立金の管理及び運用 号)の内容に従って

このため、リター「び運用を行う。 目的や施策実現の ン・リスク等の特性 ために年金積立金 が異なる複数の資産 の運用を行うこと

1. 年金積立金の管 理及び運用の基本的 な方針

(1) 年金積立金の 管理及び運用の基本 的な方針

年金積立金の運用 保険者から徴収され た保険料の一部であ り、かつ、将来の年 金給付の貴重な財源 となるものであるこ とに特に留意し、専 ら被保険者の利益の ために長期的な観点 に行うことにより、 事業の運営の安定に して、関係法令並び 計画の定めるところ また、「積立金の管」に基づき行う。

> また、「積立金の管 効率的に行われるよ うにするための基本 的な指針」(平成26 生労働省告示第一 年金積立金の管理及

このため、リター ン・リスク等の特性 への分散投資を基本 が異なる複数の資産 <評価の視点>

(1) 年金積立金の管 理及び運用に当たっ て、関係法令に基づく びに近年の経済情勢を踏まえて令和2年3月に策定した 基本ポートフォリオ(令和2年4月から適用)に沿って、 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散 投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。

第4期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積 立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、か つ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意 し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安 全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事 業の運営の安定に資することを目的として行うこととさ れた。

年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針(運 用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手 法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産 管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び 評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、 「業務方針」という。) については、年金積立金の管理及 び運用の向上等の観点から、次の見直しを行った。

令和3年度は、令和3年7月1日、令和3年10月1日、 令和3年10月28日、令和3年12月1日、令和4年3月 29日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。

#### 《主な改正事項》

(令和3年7月1日改正)

財投債の会計区分を満期保有目的債券から売買目的有 価証券に変更したことにより、業務方法書に規定する「国 民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18 号) 附則第37条第1項の規定に基づき引き受けた公債 (財投債)であって満期保有とするもの」の保有が無くな ったため、業務方法書及び業務方針について関連規定の 削除等を行った。

(令和3年10月1日改正)

オルタナティブ資産に係るLPS投資のため、運用基 本方針、運用ガイドライン等につき定めた。

リスク管理が高度化等していることに伴い、リスク管 理に関する規定内容を見直した。

(令和3年10月28日改正)

外国債券の評価ベンチマークであるFTSE世界国債 インデックスにおける中国国債の組入れに際し、第59回 経営委員会の議決に基づき、同インデックスについて、中

への影響、市場に与えるインパクト等を 検討して適切な資産を選定し、時機を見 つつ売却している。これによって、短期資 産を最小限に維持し、より利回りが見込 める資産に投資できるようになってい

また、市場の動きに対して、市場影響や コスト等を勘案して迅速に投資判断し、 執行する運用体制を確立した。具体的に は、①投資委員会において、市場動向等を 幅広く分析し、迅速に対処方針を決定し たこと、②リバランスのための専担チー ムにおいて市場影響やコスト等を勘案し つつ執行計画を作成し、運用機関ときめ | 等としている。 細かく調整したこと、③リバランスの効 率化等を目的として、現物株の売買に加 えて株価指数先物の活用を開始したこと (I-5参照)、<br/>
<br/>
< 度、売買が市場に影響を与えていないか どうか詳細に検証したこと、⑤運用受託 を踏まえて、市場への影響に 機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分 の際も、現物移管の活用や分散執行を行 う等工夫を行ったことである。

さらに、ベンチマーク収益率を用いた パフォーマンス評価の結果を日次で把握 し、毎週投資行動のPDCAサイクルを 回す体制を定着させた。(I-5参照)

本項目は、関係法令等に従って年金積|流動性の高い株価指数先物の 立金の管理及び運用を行うという全ての 項目の基礎となるものであり、定量目標しの取組を通じ、迅速な投資判 は設定されていないが、資産規模が拡大 する中であっても、流動性の確保、リスク の管理・抑制、(超過) 収益の獲得に向け た取組をバランス良く実行できる体制を 確立・定着させたことは、所期の目標を上 | 理・運用を強化した。 回る成果が得られたと考えられることか らAと評価する。

#### 【評価の視点】

(1) 関係法令に基づく制度上の枠組み を前提として、かつ、中期目標が定め る年金積立金の運用の基本的な考え

特に資金の投入及び回収に 当たって特定の時期への集 中を回避するとともに、市 場規模を考慮し、自ら過大 なマーケットインパクトを 受けることがないよう十分 留意すること

- 企業経営等に与える影響 を十分に考慮しつつ、株主 議決権行使等について適切 な対応を行うこと
- ・ 株式運用において個別銘 柄の選択を行わないこと

これらに対し、法人におい ては、制度上の枠組みを前提 として、中期目標が定める年 金積立金運用の基本的考え方 対する配慮に十分に留意しつ つ、年金積立金の適切な管理 及び運用を行っている。

具体的には、ロシア問題や 米欧等での金融正常化を受け て金融市場の変動が高い中、 活用の開始など、以下の各般 断及び執行を可能とする運用 体制の確立等を図ることで、 市場影響やコスト等を勘案し つつ、適切な年金積立金の管

- 投資委員会において、市場 動向等を幅広く分析し、迅 速に対処方針を決定
- ・ 市場への影響を抑制しつ つリバランスを効率的に行 う専担チームが、執行方法 を運用機関ときめ細かく調

ている。

② 外部運用機関 連合会、地方公務員 いては、投資判断の 日本私立学校振興・ 全部を一任する投上共済事業団をいう。 資一任契約の締結 以下同じ。)が共同し により行う。(年金 て、積立金の資産の 以下同じ。)が共同し 立行政法人法(平成 | デルポートフォリ | 16 年法律第 105 オ」という。)を定め、 号。以下「法」とい「これを参酌して、長「オ」という。)を定め、 う。) 第 21 条等)

式運用に当たって 行う。 は、特定の企業を投しなお、その際には、一行う。

なっている。 ③ 法人の中期計 化することを踏ま | 画は、年金積立金の│え、適時適切にその│化することを踏ま 運用が市場その他 内容について検討を え、適時適切にその の民間活動に与え一加え、必要に応じて一内容について検討を る影響に留意しつ | 速やかに見直しを行 | 加え、必要に応じて つ、安全かつ確実を 基本とし、運用が特 定の方法に集中せ ず、かつ、厚生年金 保険法第 79 条の 2等の目的に適合 するものでなけれ ばならない。(法第 20 条第2項)

年金積立金の運 用に当たっては、以

ない仕組みとなっ 体(管理運用法人、 国家公務員共済組合 が金融市場や企業 本ポートフォリオ 経営に直接の影響しいう。)を策定し、 を与えないよう、株 年金積立金の運用を

資対象とする等の 年金積立金の管理及 個別の銘柄選択や | び運用に関する具体 | 指示をすることは一的な方針を策定し、 できない仕組みと 公表するとともに、 経済環境が激しく変し公表するとともに、

体(管理運用法人、 日本私立学校振興・ 共済事業団をいう。 構成の目標(以下「モー行っているか。 デルポートフォリ | 期的な観点からの資 | これを参酌して、長

> なお、その際には、 年金積立金の管理及 び運用に関する具体 的な方針を策定し、 経済環境が激しく変 速やかに見直しを行

本ポートフォリオ」

という。)を策定し、

(他事考慮)はできしとして、管理運用主しへの分散投資を基本し制度上の枠組みを前提 として、管理運用主として、かつ、中期目標 が定める年金積立金の 国家公務員共済組合 運用の基本的な考え方 への委託運用にお | 共済組合連合会及び | 連合会、地方公務員 | を踏まえて、適切な管 | 共済組合連合会及び 理及び運用並びに組織 運営を行っているか。 また、積立金基本指針 の内容に従って年金積 積立金管理運用独│構成の目標(以下「モ│て、積立金の資産の│立金の管理及び運用を│

(2) 年金積立金の管 これにより、法人 | 産構成割合(以下「基 | 期的な観点からの資 | 理及び運用に関する具 産構成割合(以下「基 | 体的な方針について、 適時適切にその内容に ついて検討を加え、必 年金積立金の運用を 要に応じて速やかに見 直しを行っているか。

国国債を除いたものに変更する改正を行った。

(令和3年12月1日改正)

法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的とし て、自家運用で株価指数先物取引を開始することに伴い、 所要の改正を行った。

(令和4年3月29日改正)

**債券のスチュワードシップ評価の開始に伴い、スチュ** | ワードシップ責任に係る事項について株式に限定しない ものに変更する改正を行った。

方を踏まえて、適切な管理及び運用 並びに組織運営を行っている。積立 ・ リバランスの効率化等を 金基本指針の内容に従って年金積立 金の管理及び運用を行っており、所 期の目標を達成していると考える。

(2)業務方針について、必要に応じて見 直しを実施し、改正を行っており、所 期の目標を達成していると考える。

整

- 目的として、株価指数先物 の活用を開始【I-5参照】
- 資金の投入・回収の都度、 売買が市場に影響を与えて いないか事後検証
- 運用受託機関の入れ替え に伴う、資金回収・再配分の 際も、現物移管の活用や分 散執行を行う工夫を実施
- パフォーマンス状況を日 次で把握し、毎週投資行動 のPDCAサイクルを回す 体制を定着【I-5参照】

さらに、年金事業の運営の 安定及び効率的な運用を行う 観点から、年金特別会計への 寄託金償環等への対応とし て、引き続き厚生労働省と連 携の上、償還等見込み時期・額 について把握分析するととも に、売却による収益への影響、 市場へのインパクト等を検討 して適切な資産を選定し、時 機を見つつ売却する対応を行 った。これによって、年金財政 において必要な流動性を確保 しつつ、短期資産を最小限に 維持(2021年度末で約0.8兆 円 2020 年度末は約 1.6 兆 円)し、フルインベストメント (投資がされていない余剰の 現金をできる限り残さないこ と)の実現を図り、より利回り が見込める資産に投資できる ようになっている。

以上のような、市場の変動 が激しい情勢下で、巨額な年 金積立金を運用する法人にお

下の基本的な考え	いて、市場影響やコスト等
方を踏まえること。	勘案しつつ、流動性の確保、
① 法人は長期運	スクの管理・抑制、(超過)
用機関であること	益の獲得に向けた取組をバ
から、株式市場や為	ンス良く実行できる体制の
替市場を含む市場	立・定着のための取組を実
の一時的な変動に	したことについては、ポー
過度にとらわれる	フォリオのリスク削減とリ
ことなく、資産の長	ク管理強化に資する取組で
期保有により、資産	り、中期目標が定める年金
や地域等の分散投	立金の適切な管理・運用を
資の推進とあいま	化し、運用目標の達成をよ
って、利子や配当収	強固なものとすることに資
入を含め、長期的か	るものであり、高く評価で
つ安定的に経済全	る。
体の成長の果実を	本項目が年金積立金の管
獲得していくこと。	及び運用の全ての項目の基
② 公的性格を有	となることも踏まえ、所期
する法人の特殊性	目標を上回る成果が得られ
に鑑みると、公的運	いると認められることか
用機関としての投	「A」と評価する。
資行動が市場の価	
格形成や民間の投	<指摘事項、業務運営上の
資行動等を歪める	題及び改善方策>
ことがないように	法人においては、引き続
十分留意すること。	関係法令に基づく制度上の
③ 法人は、世界最	組みを前提として適切な運
大級の機関投資家	及び組織運営に努め、中期
であり、法人の投資	標に沿って、年金積立金の
行動が市場に与え	理及び運用に関して遵守す
る影響が大きいこ	き事項を徹底しつつ、中期
とに十分留意する	標が定める運用目標の達成
こと。	向けて取り組むことが望ま
	る。
積立金の管理及	
び運用が長期的な	<その他事項>
観点から安全かつ	(外部有識者の意見)
効率的に行われる	特になし
ようにするための	
基本的な指針(平成	
26 年総務省、財務	
省、文部科学省、厚	

管理及び運用に関しで理及び運用に関しで連守すべき事項ですべき事項ですべき事項では、受託者責任のでは、受託者責任のでは、では、重な専門家の注では、意義務及び忠実、表別では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(2)年金積立金の 管理及び運用に関連 (1) 受託者責任の徹底 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (重なないでは、 (では、 (重なないでは、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (	注意義務及び忠実義務 の遵守を徹底している	(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項  ① 受託者責任の徹底 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和3年10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する・ラーニング及び全役職員を対象とした内部通報制度に関する周知を実施した。さらに、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス集合研修を実施し、役職員の意識向上を図った。	(3) 慎重な専門家の注意義務及び忠実養務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考える。	
	<ul><li>② 市場及び民間の 活動への影響に対す る考慮 年金積立金の運用</li></ul>	(4) 市場の価格形成 や民間の投資行動を歪 めないよう、特に、資金 の投入及び回収に当た	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 ア 令和3年度においては、精緻な流動性管理が安定 化し、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化し た。	(4) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動き	

場の価格形成や民┃の価格形成や民間の┃の価格形成や民間の┃集中を回避するととも 間の投資行動等を│投資行動等を歪めな│投資行動等を歪めな│に、市場規模を考慮し、 歪めないよう、特┃いよう、特に、資金┃いよう、特に、資金┃自ら過大なマーケット に、資金の投入及び | の投入及び回収に当 | の投入及び回収に当 | インパクトを受けるこ 回収に当たって、特 | たって、特定の時期 | たって、特定の時期 | とがないよう十分留意 定の時期への集中┃への集中を回避する┃への集中を回避する┃しているか。 を回避するととも | とともに、情報発信 | とともに、情報発信 に、市場規模を考慮 | を含む自らの行動が | を含む自らの行動が し、自ら過大なマート市場に過大なインパー市場に過大なインパー ケットインパクト クトを与えること クトを与えること を受けることがな で、結果的に自ら不 で、結果的に自ら不 いよう、十分留意す | 利益を被ることがな | 利益を被ることがな ること。

企業経営等に与る。 いての適切な対応 十分に考慮し、以下 式運用において個 る。 別銘柄の選択は行 わないこと。

用に当たっては、市 に当たっては、市場 に当たっては、市場 って、特定の時期への いよう、十分留意す

える影響を十分に また、企業経営等 | を行うとともに、株 | の点について配慮す | の点について配慮す | 応を行っているか。

いよう、十分留意す

また、企業経営等 (5)企業経営等に与 考慮しつつ、株主議│に直接的かつ過大な│に直接的かつ過大な│える影響を十分に考慮 決権の行使等につ | 影響が及ばないよう | 影響が及ばないよう | しつつ、株主議決権行 十分に考慮し、以下 | 使等について適切な対

> i 運用受託機関 いて制限を設ける。

に併せて、遵守状況 | 認を行っているか。 を確認する。

i 同一企業発行 (6) 運用受託機関ご ごと(自家運用を含 | 有価証券の保有状況 | と(自家運用を含む。) む。)に同一企業発行 | について制限を設 | に同一企業発行有価証 有価証券の保有につしけ、運用受託機関かし券の保有について制限 らの運用状況の報告しを設け、保有状況の確

年金特別会計への寄託金償還等については、厚生 労働省と密に情報交換し、償還等見込み時期・額に ついて把握分析した。また、売却による収益への影 響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資 産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。 これらにより、短期資産を最小限に維持し、より利 回りが見込める資産に投資可能となっている。

- イ 資金の投入及び回収に際しての市場への影響に ついては、適切に配慮しており、市場に過大なイン パクトがないように実施した。市場の動きに対し て、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判 断し、執行する運用体制を確立した。
- ・投資委員会において、市場動向等を幅広く分析 し、迅速に対処方針を決定した。
- ・リバランスのための専担チームにおいて市場影 響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運 用機関ときめ細かく調整した。
- ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与 えていないかどうか事後検証を実施した。
- ・ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し 再配分する際には、現物移管や分散して執行する こと等により、市場の価格形成に影響を与えない ように実施した。

企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総 会における個々の議案に対する判断を管理運用法人 として行わないこととしており、適切な対応を行っ ている。

また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼ さないよう、十分に考慮し以下の取組を実施した。

- i 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企 業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総 数の5%以下となるよう引き続き求めている。
- ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式 運用については民間の運用受託機関に委託し管理 運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用 受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。

に対して、市場影響やコスト等を勘 案して迅速に投資判断し、執行する 運用体制を確立した。具体的には以 下のとおりである。

- 投資委員会において、市場動向等を 幅広く分析し、迅速に対処方針を決 定した。
- リバランスのための専担チームに おいて市場影響やコスト等を勘案し つつ執行計画を作成し、運用機関と きめ細かく調整した。
- ・資金の投入・回収の都度、売買が市 場に影響を与えていないかどうか事 後検証を実施した。
- 運用受託機関の解約に伴い、当該資 金を回収し再配分する際には、現物 移管や分散して執行すること等によ り、市場の価格形成に影響を与えな いように実施した。

以上により、所期の目標を上回る 成果が得られたと考える。

- (5) 企業経営等に与える影響を十分に 考慮し、株主総会における個々の議 案に対する判断を管理運用法人とし て行わないこととしており、適切な 対応を行っており、所期の目標を達 成していると考える。
- (6) 民間企業の経営に与える影響に配 慮し、同一企業発行有価証券の保有 が当該企業の発行済株式総数の5% 以下となるよう引き続き求めてい る。令和3年度においては、外国株式 で5%を超える保有が発生したが、 早期の対応・解消が図られた。国内株 式においては該当がなかった。

以上により、所期の目標を達成し ていると考える。

	ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。	ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。			(7)企業経営等に与える影響を十分に 考慮し、運用受託機関に個別銘柄指 図は行っておらず、所期の目標を達 成していると考える。
(3)他の管理運用	(3)他の管理運用	(3)他の管理運用	(8)他の管理運用主	(3)他の管理運用主体との連携	(8)国家公務員共済組合連合会、地方公
主体との連携	主体との連携	主体との連携	体に対して必要な情報	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合	務員共済組合連合会、日本私立学校
他の管理運用主	他の管理運用主体	他の管理運用主体	の提供を行う等、相互	会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運	振興・共済事業団及び当法人の4管
体 (国家公務員共済	に対して必要な情報	に対して必要な情報	に連携を図りながら協	用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果に	理運用主体間で、各主体の基本ポー
組合連合会、地方公	の提供を行う等、相	の提供を行う等、相	力するよう努めている	ついて相互に共有する等、情報連携に努めた。	トフォリオの検証結果について相互
務員共済組合連合	互に連携を図りなが	互に連携を図りなが	カュ。	また、第5回 GPIF Finance Awards の実施にあたり、	に共有する等、情報連携に努めてお
会及び日本私立学	ら協力するよう努め	ら協力するよう努め		国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、表彰式	り、また、第5回 GPIF Finance
校振興・共済事業団	る。	る。		及び受賞記念講演会を開催した。	Awards の実施にあたり、国家公務員
をいう。以下同じ。)					共済組合連合会から後援の協力を
に対して必要な情					得、表彰式及び受賞記念講演会を開
報の提供を行う等、					催するなど、他の管理運用主体との
相互に連携を図り					連携・協力を行うことに努めている
ながら協力するよ					ことから、所期の目標を達成してい
う努めること。					ると考える。
					〈課題と対応〉
					特になし。

### 4. その他参考情報

該当なし

### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I-2	基本的な運用手法及び運用目標								
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条						
	運営を図ること								
当該項目の重要度、困難度	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー							

山土安なノリトノ	プット(アウ	トカム)情報						②主要なイ	ンプット情	報(財務	情報及び人員	こ関する情報	(1)	
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和			令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		終年度値等)												
資産全体のベンチ	資産全体の	資産全体に対する	+0.32%	-0.06%				予算額	(千円)					
マーク収益率の確 保	ベンチマー	超過収益率								《イ:	/プット情報の記	己載が困難な理	曲》	
r1*	ク収益率の								当治	去人は、年金積	立金の管理及び	ド運用業務の <i>み</i>	みを行って	
	確保									り、貝	才務情報等につい	<b>いては、業務全</b>	般のみを管理	している。
各資産のベンチマ ーク収益率の確保	各資産のベ	国内債券に対する	+0.02%	+0.23%				決算額	(千円)	たがっ	って、評価項目ご	ごとの財務情報	等の記載は不	可能。
	ンチマーク	超過収益率												
	収益率の確	国内株式に対する	-0.59%	+0.13%				経常費用	用(千円)			1		
	保	超過収益率												
		外国債券に対する	+1.63%	+0.41%				経常利益	益 (千円)					
		超過収益率												
		外国株式に対する	-0.79%	-0.90%				行政コス	スト (千円)					
		超過収益率												
ベンチマーク収益	ベンチマー	4 回	14 回	13 回				従事人員	員数					
率を用いたパフォーマンス評価の結	ク収益率の													
果を経営委員会へ	確保													
報告し、投資行動の														
PDCA サイクルの取 組を実施した回数														

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

<ol> <li>各事業年度の</li> </ol>	業務に係る目標、	計画、業務美績、	牛度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 基本的な運	3. 基本的な運	3. 基本的な運用		3. 基本的な運用手法及び運用目標	<評定と根拠>	評定 A
用手法及び運用	用手法及び運用	手法及び運用目			評定: A	<評定に至った理由>
目標	目標	標			「基本的な運用手法及び運用目標」について	中期目標においては、
(1)長期的な	(1) 基本ポー	(1)基本ポート		(1) 基本ポートフォリオに基づく運用	は、年金積立金の運用について、長期的に実質	・ 年金積立金の運用につい
観点からの資産	トフォリオに基	フォリオに基づ		年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許	的な運用利回り(年金積立金の運用利回りか	て、長期的に実質的な運用
構成割合に基づ	づく運用	く運用		容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるように	ら名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)	利回り(年金積立金の運用
く運用				リバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和3年度	1.7 %を最低限のリスクで確保するよう、年	利回りから名目賃金上昇率
				においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。	金積立金の管理及び運用における長期的な観	を差し引いたものをいう。)
年金積立金の	年金積立金の	基本ポートフ			点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)	1.7%を最低限のリスクで
運用は、厚生年	運用は、厚生年	ォリオに基づき			を定め、これに基づき管理を行うこと、各年度	確保するよう、年金積立金
金保険法第2条	金保険法(昭和	リバランス等を			において、資産全体及び各資産ごとに各々の	の管理及び運用における長
の4第1項及び	29年法律第1	行い、これを適切			ベンチマーク収益率 (市場平均収益率) を確保	期的な観点からの資産構成
国民年金法第4	15号) 第2条	に管理する。			するよう努めるとともに、中期目標期間にお	割合(基本ポートフォリオ)
条の3第1項に	の4第1項及び				いて、各々のベンチマーク収益率を確保する	を定め、これに基づき管理
規定する財政の	国民年金法(昭	(2)評価ベンチ		(2) 評価ベンチマーク収益率の確保	こととされている。	を行うこと
現況及び見通し	和34年法律第	マーク収益率の		【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】	令和3年度は、米国等の利上げ開始やロシ	・ 各年度において、資産全
を踏まえ、長期	141号) 第4	確保		令和3年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率	アのウクライナ侵攻等により、年度後半にか	体及び各資産ごとに、各々
的に年金積立金	条の3第1項に	令和3年度に		は、次のとおりである。	けて変動が激しくなった市場環境下であるに	のベンチマーク収益率(†
の実質的な運用	規定する財政の	おける資産全体		●令和3年4月~令和4年3月	も関わらず、第4期中期目標で設定された収	場平均収益率)を確保する
利回り (年金積	現況及び見通し	及び各資産ごと		(単位:%)	益目標をおおむね達成した。令和3年度にお	よう努めるとともに、中期
立金の運用利回	を踏まえ、長期	の評価ベンチマ		超過収益率	ける資産全体の収益率は+5.42%、収益額は+	目標期間において、各々の
りから名目賃金	的に積立金の実	ーク収益率を確		資産全体 -0.06	約10兆円となった。また、令和3年度におけ	ベンチマーク収益率を確保
上昇率を差し引	質的な運用利回	保するよう努め		0.00	る資産全体の超過収益率は-0.06%、第4期中	すること
いたものをい	り(積立金の運	るとともに、中期		令和3年度においては、米国等の利上げ開始やロシアのウクラ	期目標期間の累積では+0.26%となった。	としている。
う。) 1.7%を最	用利回りから名	目標期間におい		イナ侵攻等により、年度後半にかけて変動が激しくなった市場環	国の年金特別会計で管理する積立金を含め	これらの事項は、年金事業
低限のリスクで	目賃金上昇率を	ても各々の評価		境下であるにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標	た年金積立金全体について、実質的な運用利	の運営の安定及び効率的な過
確保することを	差し引いたもの	ベンチマーク収		をおおむね達成した。令和3年度における資産全体の収益率及び	回りをみると、市場運用を開始した平成13年	用を行うための主要な役割を
目標とし、この	をいう。) 1.	益率を確保する。		収益額についてはそれぞれ+5.42%、+約10兆円となった。令和3	度以降の 21 年間の平均で 3.78%となってお	果たすことから、重要度が高
運用利回りを確	7%を最低限の	評価ベンチマ		年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積で	り、平成 27 年度以降の長期的な運用目標	いものとしている。また、ベン
保するよう、年	リスクで確保す	ークについては、		は+0.26%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和3年	1.7%を上回っている。	チマーク収益率と法人の運用
金積立金の管理	ることを目標と	中期計画に基づ		度末には 28bp、VaR レシオは 1.00~1.03 で推移しリスクは低水準	各資産の超過収益率については、国内債券	収益率の比較による法人の追
及び運用におけ	し、この運用利	く適切な市場指		に抑制した。	で+0.23%、外国債券で+0.41%、国内株式で	用実績の評価に当たって、追
る長期的な観点	回りを確保する	標を用いる。		国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体に	+0.13%とプラスの超過収益率となった。	用資産の規模に鑑み、資産配
からの資産構成	よう、年金積立	なお、ベンチマ		ついて、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13	代表的なリスク指標では、推定トラッキン	分を必ずしも機動的に調整で
割合(以下「基本	金の管理及び運	ーク収益率との		年度以降の 21 年間の平均で 3.78%となっており、平成 27 年度以	グエラーは令和3年度末には28bp(令和2年	きない等の要因があることを
ポートフォリ	用における長期	比較による評価		降の長期的な運用目標 1.7%を上回っている。	度末 51bp、令和元年度末 63bp)、VaR レシオは	考慮するとしている。
オ」という。)を	的な観点からの	は、厚生労働大臣		また、令和3年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収	1.00~1.03 で推移しリスクは前年度以上の低	
定め、これに基	基本ポートフォ	への寄託金の償		益率は、次のとおりである。	水準に抑制した。	これに対し、法人において
   づき管理を行う	リオを定め -	還及び年金特別			年度後半にかけて市場のボラティリティが	は.

こと。	れを適切に管理	会計への納付等	
その際、市場	する。	のためベンチマ	
の価格形成や民	利子や配当収	ークに含まれな	
間の投資行動等	入を含め、世界	い短期資産を保	
を歪めないよう	経済の成長の果	有する必要があ	
配慮すること。	実を長期的かつ	ること、税金及び	
	安定的に獲得す	取引執行費用等	
【重要度 高】	るとともに、リ	はベンチマーク	<評価の視点>
上記の事項	スク管理の観点	収益率に反映さ	(1) 基本ポート
は、年金事業の	から、資産や地	れていないこと	フォリオに基づ
運営の安定のた	域等を分散させ	等を踏まえて行	く年金積立金の
めの主要な役割	た長期国際分散	う。	管理及び運用を
を果たすことか	投資を基本とす		適切に行ってい
ら、重要度が高	る。		るか。
いものとする。	その際、市場		
	の価格形成や民		
	間の投資行動等		
	を歪めないよう		
	配慮する。		
(2) ベンチマ	(2) ベンチマ		(2)各年度にお
ーク収益率の確	ーク収益率の確		いて、資産全体及
保	保		び各資産ごとに、
各年度におい	各年度におけ		各々のベンチマ
て、資産全体及	る資産全体及び		ーク収益率を確
び各資産ごと	各資産ごとのべ		保するよう努め
に、各々のベン	ンチマーク収益		るとともに、中期
チマーク収益率	率を確保するよ		目標期間におい
(市場平均収益	う努めるととも		て、各々のベンチ
率)を確保する	に、中期目標期		マーク収益率を
よう努めるとと	間においても		確保しているか。
もに、中期目標	各々のベンチマ		
期間において、	ーク収益率を確		
各々のベンチマ	保する。		
ーク収益率を確	ベンチマーク		
保すること。	については、市		
ベンチマーク	場を反映した構		

成であること、

証券により構成

場を反映した構 投資可能な有価

投資可能な有価 | されているこ

については、市

成であること、

●令和3年4月~令和4年3月

(単位・%)

		(半江・70)
		超過収益率
国内	債券	+0.23
	パッシブ運用	-0.15
	アクティブ運用	+1.51
外国	債券	+0.41
	パッシブ運用	-0.13
	アクティブ運用	+2.26
国内	株式	+0.13
	パッシブ運用	+0.27
	アクティブ運用	-1.92
外国	株式	-0.90
	パッシブ運用	-0.07
2.0	アクティブ運用	-6. 45

超過収益率
+0.23
-0.15
+1.51
+0.41
-0.13
+2. 26
+0.13
+0.27
-1. 92
-0.90
-0.07
-6. 45

各資産については、国内債券、外国債券、国内株式の3資産は、 プラスの超過収益率となったが、外国株式はマイナスの超過収益 率となった。

国内債券については、+0.23%の超過収益率となった。パッシブ 運用がヘッジ付き外国債券を中心にマイナスの超過収益率となっ たが、アクティブ運用は物価連動国債やクレジットセクターのオ ーバーウエイトが寄与してプラスの超過収益率となった。

外国債券については、+0.41%の超過収益率となった。パッシブ 運用が地域別の国債配分によりマイナスの超過収益率となる一 方、アクティブ運用は外国債券として位置づけているオルタナテ ィブ投資が大きく寄与してプラスの超過収益率となった。

国内株式については、+0.13%の超過収益率となった。パッシブ 運用がESG指数やスマートベータ指数を中心にプラスの超過収 益率となる一方、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ 運用がマイナスの超過収益率となった。

外国株式については、-0.90%の超過収益率となった。パッシブ 運用はベンチマーク並みの収益率となったが、成長株をオーバー ウエイトしていたアクティブ運用では大幅なマイナス超過収益率 となった。

●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・べ

上昇する中でも、リスクを低水準に抑制しつ ・ 基本ポートフォリオとの つ、必要な収益を確保したことは、目標である 「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリ スクで確保」を上回る成果と評価する。

以上により、所期の目標を上回る成果が得 られたと考えられることからAと評価する。

#### 【評価の視点】

(1) 資産全体の資産構成割合と基本ポート フォリオとの乖離状況については、原則 毎営業日ベースで把握し、基本ポートフ ォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるよ うにリバランスを行い、適切に管理する こととしている。また、適切かつ円滑なり バランスを実施するため、市場動向の把 握・分析等を行う等、基本ポートフォリオ を適切に管理するために必要な措置を講 | 化及びリスク管理強化に努 じている。

以上により、所期の目標を達成してい|づく運用を着実かつ精緻に実 ると考える。

(2)資産全体について、令和3年度における | 益確保の両立を図った。 超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期 間の累積では+0.26%となった。一方で、 推定トラッキングエラーは令和3年度末 ・ 資産全体で、収益率+ には28bp、VaR レシオは1.00~1.03 で推 移しリスクは低水準に抑制した。

各資産については、国内債券、外国債 券、国内株式の3資産は、プラスの超過収 益率となったが、外国株式はマイナスの 超過収益率となった。

国内債券については、+0.23%の超過収 益率となった。パッシブ運用がヘッジ付 き外国債券を中心にマイナスの超過収益 率となったが、アクティブ運用は物価連 動国債やクレジットセクターのオーバー ウエイトが寄与してプラスの超過収益率 となった。

外国債券については、+0.41%の超過収 益率となった。パッシブ運用が地域別の 国債配分によりマイナスの超過収益率と なる一方、アクティブ運用は外国債券と

- 乖離状況を日次把握し、乖 離許容幅の範囲内に収まる ように適時リバランスを実
- ・ より適時適切なリバラン スが行えるよう、パフォー マンス評価や運用リスク管 理の方法を精緻化するとと もに、資産全体のリバラン スの効率化等を目的とした 株価指数先物取引を 2021 年度中に開始【I-5参照】
- 短期資産を最小限に維持 【 I - 1 参照】

など、ポートフォリオの最適 め、基本ポートフォリオに基 施することで、市場変動等に より生じるリスクの削減と収

こうした取組の結果、

- 5.42%、収益額約10.1兆円 (累計収益額約 105.4 兆 円)の収益を達成するとと もに、
- 年金積立金全体の効率的 な運用の観点から重要であ る、市場全体(複合ベンチマ ーク)での超過収益率につ いても概ね確保(-0.06%) し、今中期目標期間での累 積2年間の超過収益率は+ 0.26%と目標を達成してい
- 各資産においても4資産 中3資産でプラスの超過収 益率を確保(国内債券+ 0.23%、外国債券+0.41%、

証券により構成 と、その指標の されているこ 詳細が開示され と、その指標の ていること等を 詳細が開示され | 勘案しつつ適切 ていること等を な市場指標を用 勘案しつつ適切 いる。 な市場指標を用 パフォーマン

いること。 ス評価に当たっ ては、ベンチマ

とに適切な方法

### 【目標設定の考】 一ク収益率をも え方】

を用いるととも ベンチマー ク収益率と法人して、その結果を の実際の運用収 | 経営委員会に報 益率を比較する│告する。その際、 ことにより、法 | 資産配分効果、 人の運用実績の ベンチマーク選 評価を行う。な | 択効果、ファン お、運用実績の ド選択効果等、 評価に当たって | できる限り投資 は、運用する資 行動に沿った要 産の規模に鑑し因分解を行い、 み、資産配分を 投資行動のPD 必ずしも機動的 | CAサイクルが に調整できない 回るように努め こと等の要因がしる。 あることを考慮

### 【重要度 高】

する。

上記の事項 は、効率的な運 用を行うための 主要な役割を果 たすことから、 重要度が高いも のとする。

ンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりであ る。

	ベンチマーク ファント゛要		その他要因	超過収益率
	要因①	2	3	1)+2+3
国内債券	+0.04%	+0.19%	+0.00%	+0.23%
外国債券	-0.09%	+0.50%	-0.00%	+0.41%
国内株式	+0.24%	-0.12%	+0.01%	+0.13%
外国株式	+0.06%	-0.96%	+0.00%	-0.90%

- (注1)ベンチマーク要因とは、マネジャー・ベンチマークと各資産のベンチマークの 収益率の差による要因。
- (注2)ファント、要因とは、個別ファント、とマネシ、ャー・ヘンチマークの収益率の差 による要因。
- (注3)その他要因とは、計算上の誤差等の要因。

#### [国内債券]

時間加重収益率	^`ンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	77가 要因	その他要因
-0.99%	-1.22%	+0.23%	+0.04%	+0.19%	+0.00%

		NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	米国債 円へッジ (パッシブ)	欧州国債 円へッジ (パッシブ)	米国MBS 円へッジ (パッシブ)
ı	ペンチマーク要因	0.00%	-0.06%	-0.07%	-0.01%	-0.11%
ı	77가 要因	+0.04%	+0.01%	+0.01%	-0.00%	+0.06%
1						

		NOMURA-BPI 「除くABS」 (アクティブ)	NOMURA-BPI 物価連動国債プラス (アクティブ)	物価連動国債(アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	短期資産 (その他)	合計
П	ペンチマーク要因	0.00%	+0.00%	+0.27%	0.00%	+0.01%	+0.04%
П	77가 要因	+0.02%	+0.04%	-0.03%	+0.05%	+0.00%	+0.19%

#### [外国債券]

時間加重収益率	^`>f₹-9 2	超過収益率 ①-②	4.7-4-4-4-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-	777小要因	その他要因
2.29%	1.88%	+0.41%	-0.09%	+0.50%	-0.00%

(71)	ッシブ)	(パッシブ)	米国債 (パッシブ)	米国債 1-3年 (パッシブ)	欧州国債 (パッシブ)	米国社債 (パッシブ)	ユーロ社債 (パッシブ)	米国ハイイールド (パッシブ)	欧州ハイイールド (バッシブ)
ベンチマーク要因	0.00%	-0.02%	+0.47%	+0.00%	-0.61%	-0.00%	+0.00%	+0.03%	-0.00%
77分更因	+0.02%	+0.00%	+0.01%	-0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.00%	+0.00%	+0.00%

	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)	欧州総合 (アクティブ)	米国ハイイールド (アクティブ)	欧州ハイイールド (アクティブ)
ベンチマーク要因	+0.03%	+0.08%	-0.09%	+0.03%	-0.009
77% 要因	+0.03%	+0.03%	-0.01%	+0.00%	+0.009

	エマージング米ドル (アクティブ)	17-ジング現地通貨 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	短期資産 (その他)	合計
ヘンチマーク要因	+0.00%	-0.02%	0.00%	+0.01%	-0.09
ファント 要因	+0.00%	-0.015	+0.42%	-0.00%	+0.50

#### [国内株式]

時間加重収益率	^'ンチマーク ②	超過収益率 ①一②	ペンチマーク要因	777小"要因	その他要因
2.12%	1.99%	+0.13%	+0.24%	-0.12%	+0.01%

		TOPIX (パッシブ)	RUSSELL/ NOMURA Prime (パッシブ)	MSCI JAPAN IMI REIT (パッシブ)	MSCIジャパン ESG セレクト・リーダー ズ (パッシブ)	MSCI日本株 女性活躍 (パッシブ)
	ヘンチマーク要因	0.00%	-0.00%	-0.00%	+0.07%	-0.03%
	77ント 要因	+0.01%	+0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.00%
i		FTSE	FTSE	0.0.0 / 101/		1

	Blossom Japan (パッシブ)	Blossom Japan Sector Relative (パッシブ)	カーボン (パッシブ)	野村RAFI (パッシブ)
ペンチマーク要因	+0.11%	+0.01%	+0.00%	+0.09%
77ント 要因	+0.00%	-0.00%	+0.00%	-0.00%

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth (アクティブ)	MSCI Japan Small (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ヘンチマーク要因	0.00%	+0.06%	-0.02%	-0.03%	-0.01%	0.00%	+0.24%
77ント 要因	-0.11%	-0.01%	-0.01%	-0.00%	+0.00%	+0.01%	-0.12%

して位置づけているオルタナティブ投資 が大きく寄与してプラスの超過収益率と なった。

国内株式については、+0.13%の超過収 益率となった。パッシブ運用がESG指 数やスマートベータ指数を中心にプラス の超過収益率となる一方、成長株をオー バーウエイトしていたアクティブ運用が マイナスの超過収益率となった。

外国株式については、-0.90%の超過収 ンスを行って多額の資金移動 益率となった。パッシブ運用はベンチマ 一ク並みの収益率となったが、成長株を 用リスク分析等の下で資産全 オーバーウエイトしていたアクティブ運 用では大幅なマイナス超過収益率となっ

以上により、所期の目標を上回る成果 | 配分見直し等で収益率低下の が得られたと考える。

国内株式+0.13%) してい

巨額資産の運用の下でのリ バランス等の資産管理が困難 である中、そして米国等の利 上げ開始やロシア問題により 年度後半に市場環境が激しく なる中でも、機動的なリバラ を円滑に行いつつ、精緻な運 体のリスク量を昨年度以上の 低水準に抑制し【I-5参 照】、更に運用機関への迅速な 抑制も図りながら【 I - 4 参 照】、資産全体でプラスの収益 を確保するとともに、資産全 体での対市場の超過収益率を 概ね確保したことは、高く評 価できる。

また、市場運用を開始した 2001 年度から 2021 年度まで の平均での実質的な運用利回 りは3.78%となった。これは長 期的な運用目標である実質的 な運用利回り(1.7%)を上回っ ており、年金財政にプラスの 影響を与えていることから、 同様に高く評価できる。

なお、ベンチマークについ ては、外国債券のベンチマー クとして用いていた FTSE 世 界国債インデックスに 2021 年 10 月から中国国債が組み 入れられたが、リスク管理の 観点にも留意した上で、国際 的な決済システムでの決済が できないこと、法人の投資規 模と比較して市場の流動性が

#### 「外国株式]

時間加重収益率 ①	^`ンチマーウ ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	77% 要因	その他要因
18.48%	19.38%	-0.90%	+0.06%	-0.96%	+0.00%

	ACWI (パッシブ)	北米 (パッシブ)	欧州中東(パッシブ)	太平洋 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)	S&P カーボン (パッシブ)	MSCI ACWI ESG ユニパーサル (パッシブ)	Morningstar ジェンダー・ダイバーシティ (パッシブ)
ベンチマーク要因	+0.01%	+0.38%	-0.08%	-0.02%	-0.47%	+0.05%	+0.01%	+0.02%
77가 要因	+0.06%	-0.02%	+0.00%	+0.00%	+0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.00%

		ACWI (アクティブ)	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ヘンチマーク要因	9	-0.00%	+0.29%	-0.11%	-0.02%	+0.06%
77ント 要因		-0.55%	-0.49%	-0.05%	+0.09%	-0.96%

(3) ベンチマー クについては、市 場を反映した構 成であること、投 資可能な有価証 券により構成さ れていること、そ の指標の詳細が 開示されている こと等を勘案し つつ適切な市場 指標を用いてい るか。

(4) パフォーマ ンス評価に当た っては、ベンチマ ーク収益率をも とに適切な方法 を用いるととも に、その結果を経 営委員会に報告 しているか。その 際、資産配分効 果、ベンチマーク 選択効果、ファン ド選択効果等、で きる限り投資行 動に沿った要因 分解を行い、投資

#### 【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能 な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されてい ることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

なお、中国国債は、令和3年10月からFTSE世界国債インデ ックスに組み入れられたが、国際的な決済システムでの決済がで きないこと、当法人の投資規模と比較して市場の流動性が限定的 であること、先物取引が外国人投資家には認められていないこと 等から、中国国債を除くインデックスを外国債券のベンチマーク とした。

国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」
国内株式	TOPIX(配当込み)
外国債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)
外国株式	MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、配当課税要因考慮前)

#### 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用 資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したも の)との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチ マーク要因、③ファンド要因、④その他要因(誤差含む)の4つの 要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因 ①	ベンチマーク要因 ②	ファンド要因	その他要因 (誤差含む) ④	1)+2+3+4
国内債券	+0.01%	+0.01%	+0.05%	-0.00%	+0.07%
外国債券	+0.00%	-0.02%	+0.13%	+0.00%	+0.11%
国内株式	-0.04%	+0.06%	-0.03%	+0.00%	-0.01%
外国株式	-0.02%	+0.01%	-0.21%	-0.00%	-0.22%
合 計	-0.05%	+0.06%	-0.07%	-0.00%	-0.06%

(3)ベンチマークについては、市場を反映し | 高いとしている目標であるこ た構成であり、投資可能な有価証券によしとや、年度後半にかけて市場 り構成され、かつ、その指標の詳細が開示しのボラティリティが上昇する されていることを勘案しつつ、適切な市中でも、リスクを低水準に抑 場指標を用いており、所期の目標を達成│制しつつ、資産全体での超過

していると考える。

なお、中国国債は、令和3年10月から | 踏まえ、以上のような法人の FTSE世界国債インデックスに組み入 │ 基本ポートフォリオに基づく れられたが、国際的な決済システムでの「管理及び運用の状況並びに運 決済ができないこと、当法人の投資規模 | 用収益確保の状況について と比較して市場の流動性が限定的である | は、所期の目標を上回る成果 こと、先物取引が外国人投資家には認め」が得られていると認められる られていないこと等から、中国国債を除しことから「A」と評価する。 くインデックスを外国債券のベンチマー クとした。

(4)パフォーマンス評価に当たっては、超過 | 法人においては、引き続き、 収益率を、資産配分要因、ベンチマーク要 | 中期目標が定める運用目標の 因、ファンド要因等に分解して日次ベート達成に向けて、運用業務の精 スで ABOR (会計データ) だけでなく IBOR | 緻化及び効率化に資するよう (投資判断用データ) でよりタイムリー に複眼的に分析をした。この結果は日次│つ、基本ポートフォリオに基 で役員や関係部室に連携し、月次の運用 づく管理及び運用等を適切に リスク管理委員会において法人全体で共一行うことが望まれる。 有し、四半期毎に経営委員会に報告して いる。これに基づき資産配分、ベンチマートくその他事項> ク、各運用受託機関の配分・回収の判断に より頻繁かつタイムリーに活用するな ど、投資行動のPDCAサイクルが更に 回るよう努めた。(I-5参照)

以上により、所期の目標を上回る成果 が得られたと考える。

限定的であること、先物取引 が外国人投資家に認められて いないこと等を考慮し、中国 国債を除くインデックスを外 国債券のベンチマークとして おり、投資環境に応じて、適切 な市場指標を選定し、利用し ている。

中期目標において重要度が 収益率を概ね確保したことを

<指摘事項、業務運営上の課 題及び改善方策>

必要な体制整備等を図りつ

(外部有識者の意見) 特になし

	行動のPDCA	
	サイクルが回る	
	ように努めてい	
	るか。	
(3) モデルポ (3) モデルポ	(5)他の管理運	(5)現在のモデルポートフォリオは、他の管
	用主体と共同し	
ートフォリオの ートフォリオの 第字及び見声 1 第字		理運用主体と共同して定めており、運用
策定及び見直し一策定	て、基本ポートフ	の目標に沿った資産構成とし、フォワー ドルッキングなリスク分析を踏まえて長
他の管理運用 他の管理運用	オリオを定める	
主体と共同し 主体と共同し て、基本ポート て、モデルポー	に当たって参酌	期的な観点から設定している。
	すべき積立金の	以上により、所期の目標を達成してい
フォリオを定めトフォリオを策	資産の構成の目	ると考える。
るに当たって参し定する。	標(以下、「モデル	
<ul><li>酌すべき積立金</li><li>の資産の構成の (4) モデルポ</li></ul>	ポートフォリオ」 という。) を定め	
目標(以下「モデートフォリオの	ているか。	
ルポートフォリー見直し		(C) T = 1 = 1 = 1 = 0 + 0 = 1 = 0 = 0 = 0
オ」という。)を モデルポート	(6) モデルポー	(6) モデルポートフォリオの検証について
定めること。フォリオ策定時	トフォリオにつ	は、基本ポートフォリオの検証において
財政の現況及した運用しては日本には日本には日本には日本には日本には日本には日本には日本には日本には日本に	いて、財政の現況	必要と判断された時に実施するものであ
び見通しが作成 環境が現実から	及び見通しが作り	り、令和3年度にはそうした判断には至
されたときや、「乖離し、又は大	成されたときや	らなかった。
モデルポートフきく変化する可	策定時に想定し	以上により、所期の目標を達成してい
オリオ策定時に一能性がある等、	た運用環境が現し	ると考える。
想定した運用環 経営委員会がそ	実から乖離して	
境が現実から乖の必要性を認め	いる等、必要があ	
離している等、るときは、他の	ると認めるとき	
必要があると認し管理運用主体と	は、他の管理運用	
めるときは、他 共同して、モデ	主体と共同して、	
の管理運用主体 ルポートフォリ	検討を加え、必要	
と共同して、モーオに検討を加	に応じ、これを変	
デルポートフォーえ、必要な修正	更しているか。	
リオに検討を加しを行う。このよ		
え、必要に応じ、うなモデルポー		
これを変更するトフォリオの検		
こと。  証は、基本ポー		
トフォリオの検		
証において必要		
と判断されたと		
きに実施する。		

(3) 上井中 (0) 上井中 (0) 上井中 (0) 上井中 (0) 上井中 (0) 上井中の でかけません。 (3) 上井中の でかけません。 マガルボード (2) 上井中の でかりません。 でかりました。 でか	(4) #+3	(ㅌ) #+-12	(2) #+3 1	(7) #+-13 1	(2) 甘木平。[フェルナ	(7) 珥左の甘木北 (つ、川上は)年四日年	
## 20 月 20 日本							
2. 正本語一下							
デルター シュー・シュー フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ							
リナとま物  1。					_		
におった方弦像機 機とし、資金機能が与し、							
表上に、資本の   構造所体とし、   資産機能的   一							
管理及び運用に   歯型が管理及び   四角機を2.5%							
関し一般に整め、 返用に関し一位   今日養養えられている。							
おおりませい   日本							
前の右列車(以上 つ 専門的な知上 外国機大2.5% を加えないこと 方さともた。					する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。		
内外の経済動向 を発展して、フィスターケーで、フィスターケーで、フィスターケーで、フィスターケーで、フィスターケーで、フィスターケージの は							
おおり						ると考える。	
マングなリスク (ス・ス・タード マングなり ス・タンチを (表 ) から下肢れ健率 (大きな ) からではまた (表 ) からではまた (表 ) からではまた (本 ) からではない (本 ) からが、 (本 ) からではない (本 ) からが、 (本 ) か			• 乖離許容幅				
タングなリスク カーマングなリ カーマングなリ カーマングなリ カーマングなリ かっと から 第 と	を考慮して、フ	済動向を考慮し	国内債券±7%	株式等は想定よ			
	オワード・ルッ	て、フォワード・	外国債券±6%	りも下振れ確率			
長期的な観点か   えて長期的な観   大表 全	キングなリスク	ルッキングなリ	国内株式±8%	が大きい場合が			
た。	分析を踏まえて	スク分析を踏ま	外国株式±7%	あることを十分			
をの際、名目 食企上昇率から 下板計で3リス 分が全額国内情券 が運用の場合を超 超なないことと するとともに、、 大きと地に、、 大きと地に、、 大きと地に、な のも下板れ確率が が含かい場合が あることも十分 に考慮する。また、 も、走、上、子なさ れた種中企類を 下回る可能性の 大きを差別に、 大きをを適切に 和が着するときも た、また、子なさ おおれた種中企類を 下回る可能性の 大きを差別に、 大きをを適切に かがまるともに、より のかす。 も、また、子なさ れた種中企類を 下回る可能性の 大きをを適切に が着するときも 大きをものに かがまるともに、より のかす。 は外国優かに クナす。 も、表し、表し、子ない と、また、子なさ かることも十分に と、また、子なされた種立 かることも一分に と、また、子なさ 本で表れを種立を類を 下回る可能性の 大きをを適切に が離するときも と、もに、より に、より 踏み込んだ複数 のシナリオ等に よる検証を行っ でいるか。	長期的な観点か	えて長期的な観	債券全体±11%	考慮しているか。			
その際、名目	ら策定するこ	点から策定す	株式全体±11%	また、予定された			
管金上昇率から   下板れするリス	と。	る。	(注) 為替ヘッジ	積立金額を下回			
下版れするリス の下板れリスク か全額国内債券 が全額国内債券	その際、名目	その際、名目	付き外国債券及	る可能性の大き			
クが全額国内債券運用の場合を超速用の場合を超速ないこととす。       国内債券に区分数のシナリオで表さないこととす。       り、外貨建ての短数数のシナリオで表述するともに、株式学は起度よります。       カとともに、株式学は起度よります。       カンナリオ学に大学は大学に大学は大学に大学は大学に大学は大学に大学に表します。       カンナリオ学に大学は大学に大学は大学に大学は大学に大学に表します。       大学が場合があることも十分に表します。       大学は私行者があることも十分に表します。       カンとを下記されて積立を報告を表します。       大学された積立を報告を表します。       大学された積立を報告を表します。       大学された積立を表します。       生ともに、よります。       本の大学された複数のの大学された複数のシナリオで表します。       本の大学された複数のシナリオで表します。       本の大学された複数のシナリオで表します。       本の大学された複数のシナリオで表します。       本の大学な企画のに関切に評価するとともに、よります。       本の大学な人が複数のシナリオで表します。       本の大学な人が複数のシナリオで表します。       本の大学な人が複数のシナリオで表します。       本の大学な人が表します。       本の大学な人が複数のシナリオで表します。       本の大学な人が表します。       本の大学などのよります。       本の大学などのよりますます。       本の大学などのよります。       本の大学などのよります。       本の大学などのよります。       本の大学などのよります。       本の大学などのよりますます。       本の大学などのよりますます。       本の大学などのよりますますます。       本の大学などのよりますます。       本の大学などのよりますますますますますますますますます。       本の大学などのよりますますますますますますますますますますますますますますますますますますます	賃金上昇率から	賃金上昇率から	び円建ての短期	さを適切に評価			
券運用の場合を超 超えないことと するとともに、株 秋式等は想定よりも下振れ確率が が大きい場合があることも十分に 高慮する。ことも十分に た考慮する。こと。また、予定さ れた積立金額を 下回る可能性の 大きさを適切に 評価するととも に、より踏み込 んだ複数のシナ         し、外貨建ての短 数のシナリオ等に 実施する等、リス クシナリオ等に よる検証を行っ ているか。         カする。 も下振れ確率が 大きい場合がある ることも十分に き慮かる。ことも十分に きを確する。また、予定された積立 金額を下回る可能性の 大きさを適切に 評価するととも に、より踏み込 んだ複数のシナ         カする。 とともに、より 能対み込んだ複数 のシナリオで実         カする。 とともに、より 能対及込んだ複数 のシナリオで実         カする。 をかいるの。	下振れするリス	の下振れリスク	資産については	するとともに、よ			
超えないことと	クが全額国内債	が全額国内債券	国内債券に区分	り踏み込んだ複			
するとともに、	券運用の場合を	運用の場合を超	し、外貨建ての短	数のシナリオで			
株式等は想定よりりも下振れ確率       ボラは場合があることも十分に下鉄れ確率が大きい場合があることも十分にに考慮することも十分にに考慮することも、予定された積立れた積立金額を下回る可能性の大きさを適切に対価するとともとともに、より路み込んだ複数のシナのシナリオで実       場合があるとも、よりにより路み込んだ複数のシナのシナリオで実	超えないことと	えないこととす	期資産について	実施する等、リス			
りも下振れ確率       も下振れ確率が       大きい場合があることも十分に         あることも十分に       考慮する。また、         と。また、予定された積立       会額を下回る可能性の         れた積立金額を下回る可能性の大きさを適切に       適切に評価するとともに、より         ださを適切に       避りに評価するとともに、より         に、より路み込んだ複数       めンナリオで実	するとともに、	るとともに、株	は外国債券に区	クシナリオ等に			
が大きい場合があることも十分に       大きい場合があることも十分に         お慮することも大分に       考慮する。また、         と。また、予定された積立金額を れた積立金額を で回る可能性の 大きさを適切に 適切に評価する とともに、より に、より路み込 路み込んだ複数 んだ複数のシナ のシナリオで実       を変える。また、	株式等は想定よ	式等は想定より	分する。	よる検証を行っ			
あることも十分に       考慮する。また、         と。また、予定された積立       予定された積立         れた積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より       適切に評価するともに、より         た、より踏み込んだ複数のシナ       踏み込んだ複数         んだ複数のシナ       のシナリオで実	りも下振れ確率	も下振れ確率が		ているか。			
に考慮するこ	が大きい場合が	大きい場合があ					
と。また、予定さ       予定された積立         れた積立金額を       金額を下回る可能性の下回る可能性の大きさを         大きさを適切に       適切に評価する         評価するととも       とともに、より         に、より踏み込       踏み込んだ複数         んだ複数のシナ       のシナリオで実	あることも十分	ることも十分に					
れた積立金額を       金額を下回る可能性の大きさを         下回る可能性の大きさを適切に       適切に評価する         評価するととも       とともに、より         に、より踏み込       踏み込んだ複数         んだ複数のシナ       のシナリオで実	に考慮するこ	考慮する。また、					
下回る可能性の       能性の大きさを 適切に評価する         打きを適切に       とともに、より         に、より踏み込       踏み込んだ複数 のシナリオで実	と。また、予定さ	予定された積立					
大きさを適切に       適切に評価する         評価するととも       とともに、より         に、より踏み込       踏み込んだ複数         んだ複数のシナ       のシナリオで実	れた積立金額を	金額を下回る可					
評価するととも       とともに、より         に、より踏み込       踏み込んだ複数         んだ複数のシナ       のシナリオで実	下回る可能性の	能性の大きさを					
に、より踏み込 踏み込んだ複数 んだ複数のシナ のシナリオで実	大きさを適切に	適切に評価する					
に、より踏み込 踏み込んだ複数 んだ複数のシナ のシナリオで実	評価するととも	とともに、より					
んだ複数のシナ のシナリオで実							
		<u> </u>	<u> </u>	1	21		

リオで実施する	施するなど、リ			
等、リスクシナ	スクシナリオ等			
リオ等による検	による検証を行			
証を行うこと。	う。			
市場動向を踏				
まえた適切なリ	(6) 基本ポー			
スク管理等を行	トフォリオ			
い、基本ポート	①資産区分ごと			
フォリオの策定	の構成割合と乖			
時に想定した運	離許容幅			
用環境が現実か	基本ポートフ			
ら乖離している	ォリオを構成す			
等、必要がある	る資産区分につ			
と認めるとき	いては、国内債			
は、中期目標期	券、国内株式、			
間中であって	外国債券及び外			
も、必要に応じ	国株式とし、基			
て基本ポートフ	本ポートフォリ			
ォリオの見直し	オ及び乖離許容			
の検討を行うこ	幅を次のとおり			
と。なお、市場へ	定める。			
の影響等に鑑み	なお、以下に			
必要があると認	定める基本ポー			
めるときは、ポ	トフォリオへ移			
	行するまでの			
見直し後の基本	間、乖離許容幅			
ポートフォリオ	を超過すること			
	については許容			
	するものとす			
ポートフォリオ				
	・資産構成割合			
	国内債券25%			
	外国債券25%			
	国内株式25%			
	外国株式25%			
ること。	・乖離許容幅			
	国内債券±7%			
	外国債券±6%			
	国内株式±8%			
	外国株式±7%			
	債券全体±1			
	1 %			

	# + ^ L · ·	Т
	株式全体±1	
	1 %	
	(注)為替ヘッ	
	ジ付き外国債券	
	及び円建ての短	
	期資産について	
	は国内債券に区	
	分し、外貨建て	
	の短期資産につ	
	いては外国債券	
	に区分する。	
	②乖離許容幅の	① 乖離許容幅
A	考え方	の考え方
	経済環境や市	経済環境や市
	場環境の変化が	場環境の変化が
	激しい昨今の傾	激しい昨今の傾
	向を踏まえて、	向を踏まえて、基
	基本ポートフォ	本ポートフォリ
	リオの乖離許容	オの乖離許容幅
	幅の中で市場環	の中で市場環境
	境の適切な見通	の適切な見通し
	しを踏まえ、機	を踏まえ、機動的
		な運用ができる
	きることとす	こととする。ただ
		し、その際の見通
		しは、合理的な根
		拠を持つもので
		なければならな
	なければならな	
	い。	
	③オルタナティ	② オルタナテ
		ィブ資産運用の
		在り方
		オルタナティ
		ブ資産 (インフラ
		ストラクチャー、
		プライベートエ
		クイティ、不動産
		その他経営委員
		会の議を経て決
	百女只云が成と	云の成で座でい

経て決定するも	定するもの) は、			
の)は、リスク・	リスク・リターン			
	特性に応じて国			
	付住に心して国   内債券、国内株			
	式、外国債券及び			
	外国株式に区分			
	し、資産全体の			
	5%を上限とす			
	る。ただし、経済			
	の変化によって			
	5%の上限遵守			
	が困難となる場			
	合には、経営委員			
	会による審議・議			
	決を経た上で、上			
議・議決を経た	振れを容認する。			
上で、上振れを				
容認する。				
(7) 基本ポー	(4)基本ポート	(8) 基本ポート	(4) 基本ポートフォリオの見直し	(8)基本ポートフォリオの検証は、今中期計
	フォリオの見直	フォリオについ	基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に	画期間中に適時適切に実施するものとさ
直し	フォッカの先旦	て、市場動向を踏り	実施するものとされている。検証の方法については、経営委員会に	
	サナギ・レフ			れている。検証の方法については、経営委員会にないて、「其大学」、ファルオ等学
市場動向を踏		まえた適切なリ	おいて、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリン	員会において、「基本ポートフォリオ策定
まえた適切なリ	オリオについて、		グ」「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定	に用いた各種指標のモニタリング」「各種
	市場の急激な変		から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段階での実施と	指標をモニタリングした結果、運用環境
	動などが生じる		することを決定した。基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標	が策定時の想定から大きく変化した場合
	可能性がある等		のモニタリングの結果、令和3年度においては、運用環境が策定時	の各種計数の確認」の2段階での実施と
	経営委員会が必		の想定から大きく変化しているわけではなく、各種計数の確認と	することを決定した。基本ポートフォリ
			基本ポートフォリオの見直しの検討を行う必要はないと判断し	オ策定に用いた各種指標のモニタリング
実施するほか、	は、見直しの検討		た。	の結果、令和3年度においては、運用環境
策定時に想定し		境が大きく変化	また、基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営	が策定時の想定から大きく変化している
た運用環境が大	これに併せ、モ	する可能性があ	委員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等PTを経営	わけではなく、各種計数の確認と基本ポ
きく変化する可	デルポートフォ	る等必要がある	委員会の下に設置することとしており、金融・経済の分野に専門的	ートフォリオの見直しの検討を行う必要
能性がある等経	リオの検証につ	と認める場合に	知見のある経営委員会の委員を中心としたメンバーとなってい	はないと判断した。
営委員会が必要	いて、経営委員会	は、中期目標期間	る。	また、基本ポートフォリオの検証の実
と認めるとき	がその必要性を	中であっても必	なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォ	務を行う組織として、経営委員会の委員
は、中期目標期	認めるときは、他	要に応じて見直	リオの検証において必要と判断されたときに実施するものであ	で構成される基本ポートフォリオ検証等
間中であって	の管理運用主体	しの検討を行っ	り、令和3年度にはそうした判断には至らなかった。	PTを経営委員会の下に設置することと
も、見直しの検	と共同して、モデ	ているか。		しており、金融・経済の分野に専門的知見
討を行い、必要	ルポートフォリ			のある経営委員会の委員を中心としたメ
i e			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	に修正を行う。 なお、市場への 影響等に鑑み必				以上により、所期の目標を達成してい ると考える。
	要があると認めるときは、ポートフォリオを見				
	直し後の基本ポートフォリオに 円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ				
	(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成を				
	いう。)を策定する。				
(5) 年金給付 のための流動性 の確保		(5)年金給付の ための流動性の 確保		(5) 年金給付のための流動性の確保 令和3年度における年金特別会計への寄託金償還等について は、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を	(9) 令和3年度における年金特別会計への 寄託金償還等については、定期的に寄託 金償還等の見通しを更新の上、資産の売
況を踏まえ、年	通し及び収支状 況を踏まえ、年	年金財政の見 通し及び収支状 況を踏まえ、年金 給付等に必要な	等)を確保してい	活用すること等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保 するとともに、効率的な現金管理を行った。 運用専門職員による市場分析について、令和3年度は定量分析 を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサ	却資金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行った。
な流動性(現金	な流動性を確保 するとともに、	流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を	場の価格形成等 に配慮しつつ、円	ルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通 し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析 等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用	以上により、所期の目標を達成してい
	その際、市場の価格形成等に	行う。 その際、市場の 価格形成等に配	確保するために	した。 短期借入については、令和3年度においては、短期借入が必要と なるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入ス	
等を行い、不足 なく確実に資金	滑に資産の売却 等を行い、不足	慮しつつ、円滑に 資産の売却等を 行い、不足なく確 実に資金を確保	化を行っている か。	キームの実行性が確保できているか確認を行い、1社について継続困難と判断したが、その他の社については予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。	
に必要な機能の 強化を図るこ	を確保するため、市場動向の	するため、市場動向の把握・分析等や短期借入の活			
		用等必要な機能 の強化を進める。			

〈課題と対応〉
○運用の精緻化のためのシステム整備等
当法人は、必要な運用利回りを最小限のリ
スクで確保するため、基本ポートフォリオに
基づく長期国際分散投資を行っている。今中
期目標期間の2年間で運用資産額が大きく増
加し、外国資産は、令和3年度末で約99兆円
に達している。
今中期目標期間においては、新型コロナウ
イルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻
等、市場に大きな影響を与えるイベントが発
生・継続しており、今後も市場変動(ボラティ)
リティ)が大きな状況が続くと見込まれる。
この環境下で、今中期目標期間において新
たに運用目標とされた資産全体の複合ベンチ
マーク収益率を達成するためには、当法人が
ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から
自ら国内外の市場動向を常時把握し、機動的
なリバランス等の検討・実行を行うことが不
可欠となってきている。
この点、当法人は国内外の市場スケジュー
ルを考慮に入れた運用に努めているものの、
海外市場が日本の連休期間等に大きく動いて
当法人の資産構成やリスク量が急変するケー
スでは至急の対応に限界が生じ、運用目標達
成に課題となっている。
今後も運用資産の増加が見込まれることを
踏まえ、中長期的に、運用業務の精緻化・効率
化を図るため、リスク管理システムや発注シ
ステムの整備、海外市場で効率的・効果的に運
用するための体制、情報セキュリティ対策等
について検討する必要がある。

該当なし

### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I — 3	運用の多様化・高度化								
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条						
	業運営を図ること								
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー							

①主要なアウトス	プット(アウ	トカム)情報						②主要なインプッ	卜情報(財務性	青報及び人員は	に関する情報	<u> </u>	
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		終年度値等)											
アクティブ運用に		4 資産中 2 資産で	4 資産中	4資産中2資				予算額(千円)					
おける超過収益の 確保	用における超 過収益の確保	超過収益を確保	3 資産で超	産で超過収					《インプ	ット情報の記載	战が困難な理由	<b>»</b>	
中田八八	回収金の唯体		過収益を確	益を確保					当法人	は、年金積立金	の管理及び運	用業務のみを行	<sub>万つており</sub>
			保						務情報等については、業務全般のみる		美務全般のみを	管理している。	したがっ
インデックスに関する情報収集・分	における運用	月1回以上	46 回	41 回				決算額 (千円) 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			可能。		
析に基づき、運用 収益向上の観点か	収益の同工												
らベンチマークの													
検討を実施した回 数													
新たな運用手法及	運用収益の向	_	5 件	9件					)				
び運用対象の導入	上							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
等について、経営 委員会・投資委員													
会で検討を実施した案件の数													
オルタナティブ投 資について、法務 機能の強化等を受	運用収益の向 上	1 件	2 件	3 件				経常利益(千円)	)				
けて適時適切に契約締結した投資案件の件数													
								行政コスト (千)	円)				
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 主務大臣に				
				業務実績	自己評価			
4. 運用の多様	4. 運用の多様	4. 運用の多様		4. 運用の多様化・高度化	<評定と根拠>	評定 A		

化・高度化	化・高度化
運用に当たっ	(1) 運用=
ては、原則とし	運用手法に
てパッシブ運用	いては、新花
とアクティブ運	手法の導入
用を併用するこ	伴い経営委員
と。その上で、ア	が重要事項。
クティブ運用に	断する事項に
取り組むことに	いてその審詞
より超過収益の	経て議決を行
獲得を目指すも	など、経営
のとすること。	会による適切
ただし、アクテ	監督の下で、
ィブ運用につい	切なリスクや
ては、過去の運	を行う。
用実績も勘案	運用に当っ
し、超過収益が	ては、原則。
獲得できるとの	てパッシブi
期待を裏付ける	と超過収益の
十分な根拠を得	得を目指する
ることを前提に	ティブ運用を
行うこと。	用する。ただ
ベンチマーク	アクティブi
については、運	については、
用収益向上の観	量的な実績を
点から検討する	案した定性語
とともに、ベン	に基づき、起
チマークにより	収益が獲得る
難い非伝統的資	るとの期待を
産(オルタナテ	付ける十分な
ィブ資産) の評	拠を得るこ
価については、	前提に行う。
資産の管理及び	もに、スタイ

法及び運用対象

の導入等に当た | 績連動報酬体系

化·高度化

- 運用手法 (1) 運用手法 ||手法につ ①運用手法に は、新たな│ついては、新た り導入等に な手法の導入等 ¥営委員会 | に伴い経営委員 要事項と判 会が重要事項と る事項につ│判断する事項に その審議を ついてその審議 義決を行う | を経て議決を行
- 経営委員うなど、経営委 よる適切な │員会による適切 カ下で、適│な監督の下で、 スク管理 | 適切なリスク管 理を行う。
- 目に当たっ 原則とし ②各資産とも ッシブ運用 | 原則としてパッ 闘収益の獲┃シブ運用と超過 |指すアク| 収益の獲得を目 ブ運用を併|指すアクティブ る。ただし、 運用を併用す ティブ運用 る。

ただし、アク いては、定 な実績を勘 ティブ運用につ た定性評価 │ いては、定量的 づき、超過|な実績を勘案し が獲得でき │ た定性評価に基 り期待を裏│づき、超過収益 る十分な根 | が獲得できると 导ることを │の期待を裏付け こ行うとと | る十分な根拠を もに、スタイル | 得ることを前提 運用に関し一般 │ 分散を図る等ア │ に行うととも に認められてい | クティブ運用機 | に、スタイル分 る専門的な知見 | 関のマネジャ ┃散を図る等アク に基づき評価方 ー・ストラクチ ティブ運用機関 法を明らかにす | ャーを管理す のマネジャー・ ること。 る。また、平成 ストラクチャー 新たな運用手 30年度より導 を管理する。

入している新実

(1) 運用手法

① 令和3年度においては、該当事項はなかった。

- ② 令和3年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり である。
- ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合(令和4年3月末)

				(412.707
国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計
76.60	79.22	93.65	90.82	85.21
23.40	20.78	6.35	9.18	14.79
	76.60	76.60 79.22	76.60 79.22 93.65	76.60 79.22 93.65 90.82

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、 投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価 を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるフ アンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよ う、スタイル分散を図っている。

●各資産の対ベンチマーク超過収益率(令和3年4月~令和4 年3月)

		(単位:%)
		超過収益率
国内	为债券	+0.23
	パッシブ運用	-0.15
	アクティブ運用	+1.51
外	国債券	+0.41
	パッシブ運用	-0.13
	アクティブ運用	+2.26
国月	内株式	+0.13
	パッシブ運用	+0.27
	アクティブ運用	-1.92
外	国株式	-0.90
	パッシブ運用	-0.07
	アクティブ運用	-6.45

評定: A

「運用の多様化・高度化」については、アクティブ運用 に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新た な運用手法及び運用対象の導入等に当たっては経営委員│アクティブ運用に取り 会において幅広に検討を行うこと、オルタナティブ投資に ついては、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備 等、市場環境の整備等の固有の考慮要素について十分に検 討した上で取組を進めること等とされている。

アクティブ運用については、4資産中2資産(国内債券、 外国債券)において、超過収益を獲得した。パフォーマン | おいて幅広に検討を行 ス不振等の4ファンド(資産額約0.4兆円)を解約し、国 内債券の5ファンドの新規採用を行った(I-4参照)。さIブ投資についてはオル らに、アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マ ネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から 計算方法の見直しを行うこととし、委託先運用機関への説|に検討した上で取組を 明を行い、令和4年度より適用することとした。

パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリタ ーンを向上させることを目的に、国内株式で新たなESG 指数、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債を設定(当 法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更 | おいては、アクティブ できる体制とした。)し、資金を配分した。また、外国株式 でも地域別パッシブのファンドを追加設定するなど、多様 なベンチマークへの対応を進めた。

オルタナティブ投資については、プライベート・エクイ ティ分野で日本市場対象運用受託機関1社と契約締結を 行ったほか、既存ファンドによる投資も進展した結果、資 産が着実に増加(約8,000億円増)し、資産全体に占める 割合が初めて1%を超えた。また、リスク管理については、 入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF と のパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超 過収益の源泉を明確化したとともに、プライベート資産と 上場資産との連動制検証、統計的ファクターモデルによる リスク量計測の有効性検証等にも着手し、引き続きオルタ ナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分 析手法の高度化に努めた。さらに、令和2年度に拡充・強 化した法務機能を活用し、契約締結の増加等の効果も見ら「国債券の2資産で超過 れた。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考え られることからAと評価する。

<評定に至った理由> 中期目標において は、運用手法について、 組むことにより超過収 益の獲得を目指すこ と、新たな運用手法及 び運用対象の導入に当 たっては経営委員会に うこと、オルタナティ タナティブ資産固有の 考慮要素について十分

これに対し、法人に 運用において、

進めること等としてい

- 運用受託機関の定 量評価・定性評価に 基づき超過収益獲得 の確信が持てるファ ンドの選定等を行う とともに、
- 運用上の懸念が生 じた国内株式及び外 国債券の4ファンド (資産額約0.4兆円) を解約する

等、継続的にファンド の入れ替えを適時適切 に実施しており、4資 産中、国内債券及び外 収益を獲得した。

さらに、マネジャー による付加価値をより 正しく評価する観点か ら、実績連動報酬制度

者の利益に資す ることを前提 に、年金資金運 用の観点から、 オルタナティ 産の評価につい つ、各資産の確 かな収益力の向|継続的に行う。 上や流通市場の

整備等、市場環

境の整備等のオ

ルタナティブ資

産固有の考慮要

素について十分

に検討した上で

っては、被保険│等を通じて、ア クティブ運用受 ③伝統的資産の

託機関とのアラ インメント強化 ンチマークにつ 年度で超過収益 とアクティブ運しいては、幅広いしの獲得に努める 資金運用につい 用受託機関のセ 観点から、見直 とともに、中期目 て一般に認めら | ルフガバナンス | し等を含めた検 | 標期間において 討を行う。

れている専門的 | 向上を図る。 ベンチマーク な知見に基づ き、経営委員会 | については、伝 | ックス・ポステ | た、過去の運用実 において幅広に | 統的な時価総額 | ィングを通じ | 績も勘案し、超過 検討を行うとと 型インデックス て、ベンチマー 収益が獲得でき もに、経営委員 | のみならず、幅 | クとなり得る | るとの期待を裏 会による適切な | 広い観点から検 | 様々なインデッ | 付ける十分な根 監督の下で、適 | 討するととも | クスに関する情 | 拠を得ることを 切にそのリスク に、ベンチマー 報収集・分析を 継続的に行う。 ルタナティブ資

は、伝統的資産 | 理及び運用に関 | 用については、 し一般に認めら┃目標超過収益率┃ブ運用受託機関 との投資手法の 違いや、市場性 | れている専門的 | を確保する観点 | とのアラインメ や収益性、個別 な知見に基づき から、マネジャ 性、取引コスト | 評価方法を明ら | ー・ベンチマー | セルフガバナン や情報開示の状しかにする。 況等の固有のリ スク等があるこ | ックス・ポステ | 導入を通じ、運 とを踏まえ、ミ ィングを通じ 用受託機関との ドル機能及びバーて、ベンチマーーアラインメント ック機能の充実 | クとなり得る | を図る。パッシ を始めとした体 様々なインデッ ブ運用について 制整備を図りつ「クスに関する情」は、多様なベン

<評価の視点>

(1) アクティブ マネジャー・ベー運用について、各

超過収益を獲得 また、インデしているか。ま 前提に行ってい るか。さらに、ア

クティブ運用機

関のマネジャー・

ブ投資について ては、資産の管 4アクティブ運 ストラクチャー の管理、アクティ ント強化とその クの見直し及び一ス向上を図る取 また、インデー実績連動報酬の一組を適切に行っ ているか。

応を進める。

(2) ベンチマー クについて、伝統 報収集・分析を オマークへの対 的な時価総額型 インデックスの みならず、運用収 益向上の観点か ら検討を行って いるか。また、ベ ンチマークによ り難い非伝統的

資産 (オルタナテ

③ 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、安定的 な超過収益確保及び評価ベンチマークとのミスフィット (乖 離)リスク抑制の観点から、国内債券アクティブのマネジャ ー・ベンチマークを NOMURA-BPI 物価連動国債プラスから NOMURA-BPI「除く ABS」へ変更した。また国内株式でESG指 数パッシブを設定した他、リスク管理の高度化の観点から、外 国債券で地域別の投資適格社債パッシブを設定した。

令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をイン デックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開 始し、令和3年度においては、国内株ESG総合指数につい て、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報 の分析の結果、国内株ESG総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。

この他にも、物価連動国債の為替ヘッジ付き MBS 取引への 活用も行った。

④ アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャ 一による付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の 見直しを行うこととし、委託先運用機関への説明を行い、令和 4年度より適用することとした。パッシブ運用については、運 用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、 国内株式で新たなESG指数、外国債券で米国及び欧州の投 資適格社債を設定し、資金を配分した。外国債券で地域別の投 資適格社債パッシブ2ファンドを設定したことで、当法人の 判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制 とした。また、外国株式でも地域別パッシブのファンドを追加 設定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。

#### 【評価の視点】

(1) アクティブ運用については、令和3年度において、 4 資産中2 資産(国内債券、外国債券)について超過 収益を獲得した。

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者 と面談を重ね、投資方針及び運用プロセスの合理性・ 納得性が高く、安定した組織・運用体制が確立され、 中長期にわたって超過収益獲得の確信が持てるファ ンドのみを選定している。

その中で、パフォーマンス不振や運用体制の変更に よって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券 の4アクティブファンド(資産額約0.4兆円)を解約 した一方で、安定的な超過収益の確保が見込める国内 **債券の5アクティブファンドを新規で採用し、合計約** 1.25 兆円の資金を配分した。(I-4参照)

国内債券アクティブマネジャーの審査においては、 新実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当 法人とのアラインメントのとれた報酬体系とするこ とができた。また、報酬制度について当法人とのアラ インメントがとれているかどうかの観点から総合評 価を実施し、セルフガバナンスの強化を図った。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(2) パッシブ運用については、運用資産全体の長期的な リターンを向上させることを目的に、国内株式で新た なESG指数ファンド、外国債券で米国及び欧州の投 資適格社債ファンドを設定し、資金を配分した。また、 外国株式で地域別パッシブのファンドを追加設定す るなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。

また、平成 29 年度に設定した定性評価に重きを置 いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価 基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、 運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況の モニタリングの実施を継続しており、その際には、オ

について計算方法を一 部見直し、ファンドの より一層適切な管理を 行うための取組を行っ ている(2022年度から 適用)。

法人の運用の中心と なっているパッシブ運 用においては、運用資 産全体の長期的な収益 の向上を目的として、

- 国内株式では新た なESG総合型指数 を選定
- ・ 外国債券では米国 及び欧州の投資適格 社債ファンドを選定 し、法人の判断でポ ートフォリオ全体を 見渡して社債等への 配分比率を柔軟に調 整できる体制を整備
- 外国株式では地域 別パッシブファンド を追加選定

といった、ベンチマー クの多様化を進め、法 人がよりきめ細かなり スク管理を行う体制を 構築し、長期的なリタ ーン改善に資する運用 の多様化・高度化を行 った。

また、「インデック ス・ポスティング」 (様々なインデックス の情報収集を効率的に 行い、運用の高度化に つなげることを目的と して、インデックスに

取組を	進めるこ			ィブ資産) の評価		ルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外	関する情報を堂時受け
	た、リスク			については、資産		部の投資コンサルティング会社からの評価レポート	
	び収益確			の管理及び運用		も活用している。加えて、評価基準や体制については、	
	点からの			に関し一般に認		投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ	
	※継続的に			められている専		投資においてより先進的な海外機関投資家における	
-	検証結果			門的な知見に基		モニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ	
	ても十分			づき評価方法を		随時改善を行っている。これらに加え、前年度明確化	
	した上で			明らかにしてい		した抽出基準を用いて、効率的に注視先案件を洗い出	
	進めるこ			るか。さらに、イ		し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報	
٤.				ンデックス・ポス		告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場	
				   ティングを通じ		データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF	
				て、ベンチマーク		の NAV 変動要因の詳細分析、TWR と IRR のパフォーマ	
				となり得る様々		ンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の	
				なインデックス		源泉を明確化した。さらにプライベート資産と上場資	
				に関する情報収		産との連動制検証、統計的ファクターモデルによるリ	
				集・分析を継続的		スク量計測の有効性検証等にも着手し、オルタナティ	
				に行っているか。		ブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析	
						手法の高度化に努めた。	関を選定したほか、
						さらに、令和元年 10 月以降に、インデックス・エン	・ 既存分野での投資
						トリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分	も進展したこと等に
						野を限った部分実施を開始し、令和3年度において	より資産額が着実に
						は、国内株ESG総合指数について、指数に関する情	増加しており、2021
						報収集・分析を実施した。	年度末のオルタナテ
						提供された情報の分析の結果、国内株ESG総合指	ィブ資産の時価総額
						数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative	は2兆1,586億円(前
						Index を選定し、運用を開始した。	年度末対比で約
						以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと	8,000 億円の増加)、
						考える。	年金積立金全体に占
							める割合は 1.07%と
		(2) 運用対象	(2) 運用対象	(3)新たな運用	(2) 運用対象の多様化	(3) 令和3年度においては、該当事項はなかった。	初めて1%を超え
		の多様化	の多様化	手法及び運用対			た。
		運用対象につ	①運用対象の追	象の導入等に当	① 令和3年度中に追加した新たな運用対象はない一方で、既		オルタナティブ資産
		いては、第1の	加に当たって	たっては、被保険	存の運用対象では以下の通り追加を行った。FoF やゲートキー		固有の考慮要素の十分
		1の基本的な方	は、被保険者の	者の利益に資す	パーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受		な検討等も行いつつ以
		針に基づき、分	利益に資するこ	ることを前提に、	<b>託機関の公募において、プライベート・エクイティ分野で前年</b>		下の取組を進めてお
		散投資を進める	とを前提に、経	年金資金運用の	度初めて選定した日本市場対象運用受託機関1社と契約締結		9、
		ため、オルタナ	営委員会におい	観点から、資金運	を完了し運用を開始した。不動産分野でグローバル市場を対		<ul><li>各資産プライベー</li></ul>
		ティブ投資など	て幅広に検討を	用について一般	象とした新たな投資手法に関し1社と契約締結に向け交渉を		ト市場、上場市場デ
		その多様化を図	行う。	に認められてい	継続している。また、インフラストラクチャー分野でグローバ		ータと投資先とのパ
		る。運用対象の		る専門的な知見	ル市場を対象とした投資手法に関して既往受託機関2社の新		フォーマンス比較分
		追加に当たって		に基づき、経営委	規 FoF に投資を実施した。		析
		は、被保険者の		員会において幅			・ 各投資先の純資産

利益に資するこ とを前提に、経 営委員会におい て幅広に検討を 行う。

オルタナティ ブ投資について は、伝統的資産 や収益性、個別 性、取引コスト ことを踏まえ、 する投資フロン とともに、ミド ク機能の充実に 益力、流通市場 場環境の整備な どのオルタナテ ィブ資産固有の 考慮要素につい て十分に検討し

める。この間、

リスク管理及び

超過収益の安定

的確保の観点か

広に検討を行う とともに、経営委 員会による適切 な監督の下で、適 切にそのリスク 管理を行ってい るか。

との投資手法の ②オルタナティ (4) オルタナテ 違いや、市場性 | ブ投資について | ィブ投資につい は、高い専門性 ては、伝統的資産 との投資手法の を有する投資フ や情報開示の状 ロント人材の確 違いや、市場性や 況などの固有の 保並びに外部ア リスク等がある ドバイザーの活 取引コストや情 用により良質な 高い専門性を有 案件の選定力を 高めるととも ト人材の確保及しに、専門性を有 び外部アドバイ する外部人材の 性を有する人材 ザーの活用によ 活用の検討も含 り良質な案件の めたミドル機能 良質な案件の選 選定力を高める 及びバック機能 の充実による体 ル機能及びバット制整備を図る。 加えて、個別性 よる体制整備を一の高いオルタナ 図る。また、各 ティブ投資に対 各資産の確かな 資産の収益力のして、法務室や 安定性や超過収 外部の法津専門 流通市場の整備 家による知見の の整備を含む市 活用を進めるこ とにより、適時 適切に対応す た上で取組を進

収益性、個別性、 報開示の状況等 の固有のリスク 等があることを 踏まえ、高い専門 の確保等により 定力を高め、ミド ル機能及びバッ ク機能の充実を 始めとした体制 整備を図りつつ、 収益力の向上や を含む市場環境 の整備等のオル タナティブ資産 固有の考慮要素 について十分に 検討した上で取 組を進めている か。また、リスク 管理及び収益確 保の観点からの 検証を継続的に 行い、検証結果に

② オルタナティブ資産のリスク管理については、前年度に役 割分担を明確化した運用リスク管理室と協働、運用リスク管 理委員会を通じてオルタナティブ投資室に求められているオ ルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体 的な取組として、前年度明確化した抽出基準を用いて、効率的 に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタ リング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベー ト市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異要因 の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。これらに 加え、プライベート資産と上場資産との連動制検証、統計的フ ァクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等にも着手 し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマ ンス分析手法の高度化に努めた。また、投資パフォーマンス状 況については、投資戦略部と協働して通貨エクスポージャー や超過収益性の詳細分析を実施し、適時・的確なレポーティン グを実現した。加えて、バック機能を担う運用管理部とは、業 務分担の明確化により相互の牽制機能を充実する一方、部室 間のコミュニケーションを密接に行うことで円滑なオペレー ションを実施した。

オルタナティブ投資に適時かつ適切に対応するための法務 体制を引き続き強化した。年度内においては選定済みの外部 法律事務所とより深度のあるコミュニケーションを実施し、 当法人のニーズと期待水準を明確化し、外部法律事務所の履 行水準の向上を図った。また、外部法律事務所の有効活用を通 じ、より丁寧かつ深度のある審査を実現しつつ、令和元年度は 1件にとどまった FoF 案件につき、前述の取組み開始以降は 停滞中であった案件も含め、令和2年度に2件、令和3年度は 3件、合計5件の新規案件を実施することができた。なお、既 存の外部法律事務所については本年度をもって契約期間が終 了することから、新たな外部法律事務所の調達を行った。新た な経験・蓄積を踏まえ、関係者のヒアリングを詳細かつ広範に 実施したうえで、新規調達を実施したことから、内外の専門性 の高い外部法律事務所を選定することができ、法務室リソー

総額(NAV:Net Aseet Value) の変動要因分

オルタナティブ資 産の収益率(IRR:内 部収益率)と伝統資 産収益率の差異要因 の詳細分析

など、資産管理の強化、 投資パフォーマンス分 析手法の高度化を進 め、また他部門との連 携・機能集約でバック 機能の充実も図った。

また、個別性の高い 同投資に対応する法務 機能について、継続的 に検証、専門性の高い 法律事務所の新たな選 | 定など外部リソース確 保を通じ、今後の業務 の高度化や増加も視野 に入れた体制を構築・ 強化。こうした法務機 能の更なる強化・活用 により、2021 年度にお ける契約件数は増加し ており、機能強化の効 果が現れている。

さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対 応するために必要となる法務機能について引き続き 検証し、当該検証結果に基づき、法人内担当者間の連 携体制、専門性を有する弁護士など外部リソースを確 保することを通じて、今後の業務の高度化や増加も視 野にいれた、必要な体制を構築することができた。

(4) フロントの運用専門職人材の採用を行うとともに、

採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運

用受託機関の審査を行った。また、シニアクラスの運

用専門職人材の新規採用とオルタナティブ投資室内

での人員配置の見直しでミドルチーム・スタッフを拡

充した。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング

手法については、より注視すべき案件の抽出基準に基

づきモニタリングの深化を図ったほか、引き続き、オ

ルタナティブ資産のリスク管理については、前年度に

役割分担を明確化した運用リスク管理室と協働し、運

用リスク管理委員会を通じてオルタナティブ投資室

に求められているオルタナティブ資産の運営及び管

理の重層化を強化した。具体的には、TWR と IRR のパ

フォーマンス数値の差異分析、入手可能な各資産プラ

イベート市場データや上場市場データと投資先 FoF と

のパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、

オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォ

ーマンス分析手法のさらなる高度化も実施した。加え

て、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の

充実も図った。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと 考える。

以上のような法人に おける運用の多様化・ 高度化の取組は、運用 収益の源泉の多様化を 通じて長期的な収益の 向上に資するものであ り、新たな取組を実施 していることも踏ま え、所期の目標を上回 る成果が得られている と認められることか ら、「A」と評価する。

らの検証を継続		ついても十分に	スがなお不足する中、今後のオルタナティブ投資の法務ニー	
的に行い、その		検討した上で慎	ズにこたえることを可能とするための体制構築を行うことが	<指摘事項、業務運営
検証結果を十分		重な取組を進め	できた。	上の課題及び改善方策
に踏まえながら		ているか。		>
慎重な取組を進	③オルタナティ	さらに、個別性	③ コア投資による安定した収益力を確保する目的でのLPS	法人においては、引
める。	ブ投資におい	の高いオルタナ	を活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、	き続き、中期目標が定
加えて、個別	て、各資産の収	ティブ投資に対	インフラストラクチャー分野で前年度にパートナー候補とし	める運用目標を踏まえ
性の高いオルタ	益力の安定性や	して適時適切に	て選定した投資家と共同投資の実現に向けた契約内容等詳細	つつ長期的な収益確保
ナティブ投資に	超過収益力、流	対応できるよう、	の検討を継続しつつ、別のパートナー候補先も選定、詳細調査	の観点から、運用の多
対して適時適切	通市場の整備を	法務機能の拡充・	を実施して投資委員会にてその内容を報告した。また、戦略的	様化・高度化に取り組
に対応できるよ	含む市場環境の	強化を行ってい	パートナーシップ投資に関する取組については、国内不動産	むことが望まれる。
う、法務機能の	整備などのオル	るか。	について前年度実施したRFIによる運用機関からの情報収	
拡充・強化を図	タナティブ資産		集ならびに法人独自の市場分析を踏まえて、実際の運用機関	<その他事項>
る。	固有の考慮要素		の募集を開始、応募運用機関からの提案を検討、投資候補先の	(外部有識者の意
	について十分に		選定を進めている。加えて、3資産(プライベート・エクイテ	見)
	検討した上で、		ィ、インフラストラクチャー、不動産)ともにLPSへの投資	特になし
	他のアセットオ		にかかり優良運用機関が募集、運用するコミングルファンド	
	ーナーとの戦略		への投資について調査・検討を開始した。	
	的パートナーシ		リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リス	
	ップ投資等につ		ク管理指標に基づくモニタリング手法によりリスク管理の精	
	いての取組を進		緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォー	
	める。また、リ		マンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理委員会を	
	スク管理及び超		運用リスク管理室と協働し運営した。	
	過収益の安定的			
	確保の観点から			
	の検証を継続的			
	に行い、その検			
	証結果を十分に			
	踏まえながら慎			
	重な取組を進め			
	る。			
	④オルタナティ		<ul><li>④ オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。</li></ul>	
	ブ資産について		ア. オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定	
	は、長期的な収		令和3年度においては、プライベート・エクイティ分野で日	
	益を確保する観		本市場にかかる運用受託機関を1社選定した。選定にあたっ	
	点から、運用受		ては、外部コンサルタントの知見も活用したほか、当法人と運	
	託機関や投資対		用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報	
	象資産等のモニ		酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関によ	
	タリング・フレ		る共同投資を採用している。特に、令和3年度においては、主	
	ームワークに基		要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動	
	づき、運用受託		産マンデートでは、運用受託機関との間で、通貨変動の影響の	
<u>I</u>			20	1

機関毎に設定さ	抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関との	
れた長期の運用	アラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功	
期間の収益目標	報酬体系の一部見直しについて検討を行った。	
が達成されるよ	また、今後の長期的な投資機会の確保の観点より、国内不動	
う、投資進捗を	産分野で公募による運用受託機関の選定プロセスを本年度開	
モニタリングす	始した。さらに、3資産(プライベート・エクイティ、インフ	
3.	ラストラクチャー、不動産)ともにLPS手法を活用した投資	
	機会の検討を継続した。	
	イ.オルタナティブ資産への投資	
	令和4年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、2	
	兆 1,586 億円となり、令和 3 年 3 月末から約 8,000 億円増加	
	した。年金積立金全体に占める割合は初めて1%を超え、	
	1.07%となった。	
	インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降	
	に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行っ	
	た結果、令和4年3月末現在の残高は10,788億円となった。	
	プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採	
	用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結	
	果、令和4年3月末現在の残高は3,066億円となった。	
	不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受	
	託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、令和4年3月末現	
	在の残高は7,731 億円となった。	
	ウ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及び	
	スキームの構築	
	オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国	
	における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋	
	がる。令和3年度においては、税務コンサルタントを活用し、	
	各国の主権免税ステータス取得の為の調査を継続、前年度に	
	校り込みを行った候補先国の税制当局と優遇措置に関するル	
	ーリング取得を目指した交渉を開始した。	
	エ・モニタリング、リスク管理の体制強化	
	平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投	
	資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、また、今	
	後想定されるLPS投資手法の実施に備えるため、定量的リ	
	スク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の	
	精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォ	
	ーマンス分析手法の高度化を実施した。	
	運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状	
	況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に	
	33	

リスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのオルトテンプレートの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から既往システムの更改検討に着手した。		
	〈課題と対応〉	
	I-2の「課題と対応」を参照。	

## 4. その他参考情報

該当なし

### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I — 4	軍用受託機関等の選定、評価及び管理								
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条						
	業運営を図ること								
当該項目の重要度、困難度	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー							

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
運用受託機関のファンド数	運用受託機関 等の適切な選 定・管理	111 ファンド	117 ファンド	122 ファンド						予算額(千円)	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
運用受託機関等の 評価に基づく資金 配分の見直し等を	運用受託機関 等の選定・評 価・管理の強	8件	9件	4件						決算額(千円)					
実施した回数	化							_	_	経常費用(千円)					
										経常利益 (千円)					
										行政コスト (千円) 従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価			
	5. 運用受託	5. 運用受託	5. 運用受託機		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理	<評定と根拠>	評定 A		
	機関等の選	機関等の選	関等の選定、評			評定: A	<評定に至った理由>		
	定、評価及び	定、評価及び	価及び管理			「運用受託機関等の選定、評価及び管理」	中期目標においては、運用		
	管理	管理				は、運用受託機関等の選定・管理の強化のため	受託機関等の選定・管理の強		
	運用受託機	運用受託機	(1) 運用受託		(1) 運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシ	の取組を進めることとされている。また、定期	化のための取組を進めるこ		
	関等の選定・	関等の選定・	機関とのエンゲ		ップに特化したミーティング (*) をはじめ、その時々のテーマや必要	的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分	と、定期的に運用受託機関等		
	管理の強化の	管理の強化の	ージメントを通		に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。	の見直し等適切な措置をとることとされてい	の評価を行い資金配分の見直		
	ための取組を	ための取組を	じて定期的に定		(*) 平成29年6月制定(令和2年2月一部改定)のスチュワードシップ	る。	し等適切な措置をとることと		
	進めること。	進めるととも	量的な実績を勘		活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示	運用受託機関等の選定・管理の強化、定期的	している。		
	また、定期的	に、定期的に	案した定性評価		し、ESG (環境、社会、ガバナンス) の考慮を含めたエンゲージメン	な評価については、令和2年度のファンドの	この事項は、効率的な運用		
	に運用受託機	運用受託機関	を行う。		ト活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について	総点検に続き、令和3年度も運用資産全体の	実施の主要な役割を果たすこ		
	関等の評価を	等の評価を行			評価のためのミーティング。	長期的なリターンを向上させること等を目的	とから、重要度が高いものと		

行い、資金配 分の見直し等 適切な措置を
とること。 【重要度
高】 上記の事項 は、効率的な
運用を行うための主要な役割を果たすこ
とから、重要 度が高いもの とする。

い、資金配分 の在り方等を 含め、適時に 見直す。また、 運用受託機関 ントリー制を活

の選定に当た っては、個別 の運用受託機関 運用機関ごと の評価だけでしてし、その結果 なく、スタイ ル分散等のマーに伴う資産の移 ネジャー・ス 管を実施する。 トラクチャー についても勘 案する。

を踏まえ、これ

超過収益の 獲得やスチュ ワードシップ 活動など、よ り付加価値の 高い運用受託 機関等の採用 に向けた評価 手法の高度化 を図るととも に、運用の高 度化 · 多様化 に対応した、 より柔軟かつ 質の高い資産 管理機関の利 用及び運用デ ータの利活用 の促進を図

また、運用 フロントの専 門性を最大限 発揮させるた めのミドル・ バック体制の 強化を図る。

(2) 伝統的資 (2) 令和2年度において第3次審査まで終了していた国内債券アクティブ ┃ の最適化を継続した。国内債券においては、 産については、 の5社の新規採用を決定し、合計約1.25兆円の配分を実施した。また、 外国債券では令和2年度に選定した幅広いベンチマークでの運用が可 マネジャー・エ 能なパッシブ運用受託機関1社にて、地域別(米国及び欧州)の投資商 おいて、新たに地域別(米国及び欧州)の投資 綿密なコミュニケーションを 用して、各資産 格社債パッシブ2ファンドを設定した。昨年設定したハイイールド社債 に加え、投資適格社債のファンドも選定したことで、当法人の判断でク 構成を適時に見 レジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。

北米株式アクティブ運用を対象として定量的分析を行うコンサルタ ントの採用を行い、パフォーマンス分析を強化することとした。

#### 【運用受託機関の管理及び評価】

ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況につ いて報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととし ている。

選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、運用受託│配分することでポートフォリオの収益率アッ│制を継続した。 機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確しプとリスク削減を実施した。 保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の 方法により行っている。

令和3年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月 1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問 題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切│ンドを設定するとともに外国債券アクティブ に対応した。

定期ミーティングを次のとおり実施した。総合評価ミーティング 先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施し

令和3年度総合評価ミーティング

- i 国内債券運用受託機関: アクティブ 4 ファンド、パッシブ 1 社
- ii 外国債券運用受託機関: アクティブ6ファンド、パッシブ6社
- iii 国内株式運用受託機関: アクティブ5ファンド、パッシブ1社
- iv 外国株式運用受託機関: アクティブ5ファンド、パッシブ2社

令和3年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対し解 | の超過収益獲得能力の評価に活用することと 約・警告をするなど適切な対応を実施した。

・国内株式アクティブ…1ファンド

に、新たなファンドを選定し、ポートフォリオしている。 NOMURA-BPI アクティブ 5 社 (国内債券アクテ ィブファンドの選定は9年ぶり)、外国債券に │ は、運用受託機関等との間で 適格社債パッシブ2ファンドを選定した。昨│行うとともに、リスク管理ツ 年設定したハイイールド社債に加え、投資適 格社債のファンドも選定したことで、当法人 Process Automation;情報の の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟 自動処理)等も活用してファ に変更できる体制とした。また、パフォーマン ンドの状況等のモニタリング ス不振や運用体制の変更によって運用上の懸┃を日々効率的・効果的に行う 念が生じた国内株式及び外国債券の4アクテ ことにより、法人のリバラン ィブファンド(資産額約0.4兆円)を解約、国 │ ス等の判断に基づき運用受託 内株式の1アクティブファンド(回収額約 │機関への資金配分・回収を迅 0.05 兆円) から一部回収し、他のファンドに 速かつ機動的に実施できる体

年度後半において市場や金利動向が急変し たため、リスク管理上の理由から迅速に対応 | 適化(収益率向上とリスク削 した。具体的には、①当法人自身が社債等へ配 | 減)、運用の効率化に資するよ 分比率を調整できるように社債パッシブファ の投資対象の見直しを実施してきたが、価格 ・ 国内債券では、9年ぶりに 変動リスクが上昇する中で、こうした対応に より外国債券における社債等比率を削減でき た(約2兆円)。特に、ハイイールド債はピー ク時の 1/5 以下となった。また、②ボラティ リティ上昇により、パフォーマンス悪化とフ ァンド間の相関が上昇した外国株式アクティ ブファンド残高(合計約2兆円)を減額した。

上記のような長期的なリターン向上、年度 途中の市場変動に即応した方策に加え、①運 用部門のミドル・バック業務を担う部署に、新 たに金融業界等の出身者を採用・配置(計6 名) したとともに、②北米株式アクティブ運用 を対象としてパフォーマンスの定量的分析を 行うコンサルタントと契約し、運用受託機関 し、将来を見据え、更なる収益の源泉の多様化 を目指す取組も実施した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得 られたと考えられることからAと評価する。

これに対し、法人において ール及びRPA (Robotic

また、ポートフォリオの最 う、以下の運用機関選定、変更 等の取組を適切に実施した。

- 新規にアクティブファンド 5 社を選定
- ・ 外国債券では、地域別(米 国及び欧州)の投資適格社 債パッシブ2ファンドを、 昨年設定したハイイールド 社債に加えて選定したこと で、法人の判断で社債等へ の資金配分を柔軟に変更で きる体制を整備
- パフォーマンス不振や運 用体制の変更によって運用 上の懸念が生じた国内株式 及び外国債券の4アクティ ブファンド(資産額約0.4兆 円)を解約、国内株式の1ア クティブファンド(回収額 約0.05 兆円) から一部回収 し、収益の見込める他のフ

### <評価の視点>

(1)運用受託機 関等の選定・管理 の強化のための 取組を進めると ともに、定期的に 運用受託機関等 の評価を行い、資 金配分の見直し 等を適切に行っ ているか。また、 運用受託機関の 選定に当たって は、個別運用機関 ごとの評価だけ でなく、スタイル 分散等のマネジ ャー・ストラクチ ャーについても 勘案しているか。

### 警告

- ・国内株式アクティブ…1 ファンド
- ・国内株式パッシブ…1ファンド
- 外国株式アクティブ…1 ファンド
- イ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、 以下ファンドを選定した。
- i 国内債券において、NOMURA-BPI アクティブ 5 社
- ii 外国債券において、地域別の投資適格社債パッシブ 2 ファンド (令和2年度に選定した多様なベンチマークでの運用が可能なパ ッシブ運用受託機関での追加設定)
- ウ パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生 じた国内株式及び外国債券の4アクティブファンド(資産額約0.4 兆円)を解約、国内株式の1アクティブファンド(回収額約0.05兆 円)から一部回収し、他のファンドに配分することでポートフォリ オの収益率アップとリスク削減を実施した。
- エ 年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上 の理由から迅速に対応した。
  - i 当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシ ブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の 見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こう した対応により外国債券における社債等比率を削減できた(約2 兆円)。特に、ハイイールド債はピーク時の1/5以下となった。
  - ii ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間 の相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高(合計約2兆 円)を減額。
- オ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA及び Tableau を活用し た。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資 料の分析により多くの時間を割くことが可能となった。
- カ 分析ツールである Aladdin の活用により独自に分析を行えるよう になり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。
- キ 外国債券ファンドにおける貸付運用 (レンディング) の令和3年 度収益額:244 億円
- ク 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先と しての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及

#### 【評価の視点】

(1) 運用受託機関等の選定・管理の強化につ いては、北米株式アクティブ運用を対象 として定量的分析を行うコンサルタント の採用を行い、パフォーマンス分析を強 化することとした。

また、年に1度総合評価を行っており、 この総合評価の結果に基づき、資金の回 収・配分を行った。令和3年度において は、以下のとおり対応した。

・解約…国内株式アクティブ1ファンド ・警告…国内株式アクティブ1ファンド、

国内株式パッシブ 1 ファンド、外国株式 アクティブ1ファンド

パッシブ運用については、運用資産全 体の長期的なリターンを向上させることしといったリスク管理のための を目的に、国内株式でESGファンド、外|運用機関への配分額見直し等 国債券で米国及び欧州の投資適格社債フ アンド、外国株式で地域別ファンドを設│取組によって、市場環境が激 定した。

オルタナティブ資産に係る運用受託機してできる限りの抑制を行 関の選定にあたっては、当法人と運用受しい、市場全体での超過収益率 託機関が投資ガイドラインに沿った運用 | の概ね確保につながったと考 活動により良好な運用成績の獲得という「えられる。 同一目的を目指すようにアラインメント の強化に努めており、このような観点か ら、成功報酬に重きを置いた報酬体系を ・ 運用部門のミドル・バック 導入しているほか、運用受託機関による 共同投資を採用している。

令和3年度においては、主要先進各国 市場に投資を行うグローバルインフラお よび不動産マンデートでは、運用受託機 ・ 配分資金の集中を避け分 関との間で、通貨変動の影響の抑制を通 じて収益性を安定化させるとともに、受 託機関とのアラインメントを改善するた め、目標リターンの設定と成功報酬体系 の一部見直しについて検討を行った。

以上により、所期の目標を上回る成果 が得られたと考える。

アンドに配分

年度後半においては、市場 環境や金利動向の急変にも対 応して、

- 外国債券において、上記社 債パッシブファンドの活用 や、アクティブ運用の投資 対象見直しを通じ、社債等 比率を削減(約2兆円)、金 利上昇等による価格下落に 迅速に対応
- ボラティリティ上昇でパ フォーマンス悪化等の株式 アクティブファンド(合計 約2兆円)を機動的に減額 を迅速に実施した。これらの しくなる中で収益率低下に対

さらに、

- 業務を担う部署に、新たに 金融業界等の出身者を採 用・配置(計6名)、体制を 強化
- 散投資効果を得られるよ う、アクティブファンドで の選択肢が多い北米株式市 場分野のパフォーマンスに 係る定量的分析を委託し、 運用受託機関の超過収益獲 得能力の評価に活用

といった、運用機関拡充や更 なる収益源泉の多様化を目指

(2)超過収益の 獲得やスチュワ ードシップ活動 など、より付加価 値の高い運用受 託機関等の採用 に向けた評価手 法の高度化を行 っているか。

び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ 対策等について総合的な評価を行い、債券の売買の取引先としての↓アクティブ運用を対象としてパフォーマンス 証券会社は、18社中、16社「継続」、2社「継続判断保留」とし、 短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17社中 13 社を「継続」、2 社を「継続困難」、2 社を「継続判断保留」とし

自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理│体の長期的なリターンを向上させることを目│なる収益の源泉の多様化のた 能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続する ことに問題がないことを確認した。

なお、令和4年3月における資産管理機関の変更に伴い、新たな┃ンド、外国株式では地域別ファンドを設定し┃ 資産管理機関での貸付運用の準備中であるため、債券貸付運用につた。 いては令和3年度末の残高は有していない。

#### (参考)

#### 【令和3年度の収益額】

・NOMURA-BPI「除く ABS」型パッシブファンド

収益額:1億円

・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド

収益額:4億円

(3) オルタナティブ資産についての取組 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関(FoF やゲートキーパー)の選

> 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために 必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施│には、伝統的資産の期待収益に対し流動性プ│中期目標が定める運用目標を することとしている。

> 令和3年度においては、プライベート·エクイティ分野で、日本市場対 | の一つとして従来から組み入れている。運用 象の1社を選定、契約締結を完了した。また、グローバル不動産分野にお│受託機関のスチュワードシップ活動の評価に│の選定・管理の強化等に取り いては、前年度に最終選考先として絞り込んだ運用受託機関1社と契約締 結に向けた交渉を継続している。インフラストラクチャー分野でグローバ┃の評価事例調査や外部コンサルタントからの ル市場を対象とした投資手法に関して既往受託機関2社の新規 FoF に投 | 助言を参考に、当法人としての運用受託機関 | <その他事項> 資を実施した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。 採用した運用受託機関との間では当法人と運用受託機関とのアラインメト務マニュアルに沿って業務を進めている。さ ントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加しらに、令和3年度には、業務方針において日本 え、運用受託機関による共同投資を採用した。

#### 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】

採用した運用機関の管理は、月次および四半期毎に投資の進捗状況、案│化を達成した。(Ⅰ-6参照) 件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取 ることにより行うこととしている。令和3年度においては、インフラスト│られたと考える。

(2)評価手法の高度化については、北米株式 す新たな取組を実施した。 の定量的分析を行うコンサルタントの採用を |行い、運用受託機関の超過収益獲得能力の評|等の選定・管理の強化及び市 価に活用することとした。

また、パッシブ運用については、運用資産全|資金配分の見直しに加え、更 | 的に、国内株式で新たなESG指数ファンド、| めの取組は、法人のポートフ 外国債券で米国及び欧州の投資適格社債ファ

外国債券においては様々なベンチマークのパ┃用目標の達成に寄与する重要 ッシブ運用に対応できる運用者を選定しておしな取組として評価できる。 り、ハイイールド社債に加え、投資適格社債の パッシブ運用も立ち上げたことで、当法人の「高いとしている目標であるこ 判断でクレジット商品への資金配分を柔軟にしたや新たな取組を実施してい 変更できる体制とした。

スチュワードシップ責任に係る評価につい | 受託機関等の選定、評価及び ては、より実質的な活動を評価できるように | 管理の取組については、所期 令和2年度に変更した評価体系で評価を実↓の目標を上回る成果が得られ 施。また、令和2年2月に改定したスチュワー | ていると認められることか ドシップ活動原則及び議決権行使原則での要しら、「A」と評価する。 請事項をベースにヒアリングを実施し、運用 受託機関の活動状況の評価を行った。(I-6 <指摘事項、業務運営上の課

オルタナティブ投資の各ファンドの選定時 レミアムを付加した収益の確保を、判断基準 | 踏まえつつ長期的な収益確保 ついては、海外年金基金におけるESG活動 のESG活動に対する評価体系を整理した業 版スチュワードシップ・コードの受け入れ等 にかかる規定を変更し、より付加価値の高い 運用受託機関の採用に向けた評価手法の高度

以上により、所期の目標を上回る成果が得

以上のような運用受託機関 場環境の急変を受けた迅速な オリオの最適化、さらには将 来にわたって運用資産全体の 長期的なリターン向上など運

中期目標において重要度が ることも踏まえ、法人の運用

題及び改善方策>

法人においては、引き続き、 の観点から、運用受託機関等 組むことが望まれる。

(外部有識者の意見) 特になし

(3) オルタナ ティブ資産につ いては、マネジ ャー・エントリ 一制を活用し、 運用受託機関の 採用を進めると ともに、採用に あたっては、運 用受託機関との アラインメント を強化する観点 から、手数料体 系等に留意す る。モニタリン グの手法の改善 については、継 続的に取り組 む。

ラクチャー分野、国内外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で     ラクチャー分野、国内外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で	
採用した運用受託機関と上記のような定期的なミーティングを実施した。	
【オルタナティブ資産への投資】	
インフラストラクチャー分野においては、平成 29 年度以降に採用した	
運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和4年3月末	
現在の残高は 10,788 億円となった。	
プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用した運用	
受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和4年3月末現在	
の残高は3,066 億円となった。	
不動産分野については、平成 29 年度以降に採用した運用受託機関を通	
じ投資残高を積み上げた結果、令和4年3月末現在の残高は7,731億円と	
なった。	
【モニタリング、リスク管理の体制強化】	
平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式	
でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、また、今後想定されるLPS投	
資手法の実施に備えるため、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング	
手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別	
の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施した。	
運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状	
況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施して	
おり、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機	
関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っ	
ている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのオルトテンプ	
レートの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コス	
トの観点から既往システムの更改検討に着手した。	
【アラインメントの改善】	
主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マン	
デートでは、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるととも	
に、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と	
成功報酬体系の一部見直しについて検討を実施した。	
(4)マネジャ (3)運用の多様 (4)伝統的資産におけるマネジャー・エントリー制度については、運用機 (3)各資産管理機関の強みや課題を勘案し	
ー・エントリー 化・高度化に対応 関のデータ更新の負荷が大きかったことから、パフォーマンスデータの た総合評価等を踏まえ、管理コストやBCP	
システムのイン した、より柔軟か   登録などについて外部のデータベースを積極的に活用し、当法人のホー (事業継続計画)も考慮しながら、更なる運用	
ターフェイス向 つ質の高い資産 ムページにて登録が完了できる体制を構築するなど効率的かつ効果的 の多様化・高度化に対応できるよう資産管理	
上等のためのシ 管理機関の利用 にマネジャー・エントリーを行うことができるように令和3年11月に 機関(グローバルカストディを含む)の最適化	
ステム改良につし及び運用データしてプロセスを変更した。	
いては、具体的 の利活用の促進 びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握	
な実現方法につ を行っているか。	
39	

いて検討する。			ツールの利用環境の改善及び拡大を行った。
			加えて、投資判断用のデータサービスを令和
			3年度より開始し、ユーザー向けの研修を実
			施するとともに、データ利活用を推進するた
			め、各種仕様の変更や品質管理向上のための
			モニタリングを実施した。(I-5参照)
			以上により、所期の目標を達成していると考
			える。
	(4)運用フロン	(5) 運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界	(4)運用部門のミドル・バック業務を担う運
	トの専門性を最	等の出身者を採用・配置し(運用専門職員1名(企画役)及び正規職員	用管理部に、金融業界等出身の運用専門職員
	大限発揮させる	5名 (課長代理3名、主事2名))、同部の体制強化を図った。	1名(企画役)及び正規職員5名(課長代理3
	ためのミドル・バ		名、主事2名)を新たに採用・配置することで、
	ック体制の強化		同部門の強化を図っており、所期の目標を達
	を行っているか。		成していると考える。
			〈課題と対応〉
			特になし。

# 4. その他参考情報

該当なし

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I — 5	リスク管理						
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条				
	業運営を図ること						
当該項目の重要度、困難度	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー					

①主要なアウトン	プット(アウ	トカム)情報						②主要なインプッ	ト情報(財務	所報及び人員	に関する情報	7)	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
年金積立金の資産 構成割合と基本ポ ートフォリオとの 乖離状況を把握し た上で、必要な措 置を実施した回数	適切なリスク管理	月1回以上	54 回	56 回				予算額(千円)	当法財務情	プット情報の記述人は、年金積立 報等については、	金の管理及び運 、業務全般のみ	国用業務のみを を管理してい	
資産全体のリスク を確認し、リスク 負担の程度につい で各年度の収益の で各年での収益の でののでので である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である	適切なリスク管理	10 回	28 回	242 回				決算額(千円)	て、評	価項目ごとの財	務情報等の記載	は不可能。	
各種リスク管理の 状況を経営委員会 に報告し、経営委 員会でモニタリン グを実施した回数	適切なリスク 管理	4 回	14 回	13 回				経常費用(千円	)				
								経常利益(千円					
								行政コスト (千	円)				
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

6. リスク管 6.         理 理         年金積立金 (	中期計画 リスク管	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
理 理 年金積立金 (						
理 理 年金積立金 (				業務実績	自己評価	
年金積立金 (		6. リスク管		6. リスク管理	<評定と根拠>	評定 S
	!	理		(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	評定: S	<評定に至った理由>
については、立立	(1) 年金積	(1) 年金積		資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、	令和3年度は、引き続きリスク管理の高度	中期目標においては、分散
	金の管理及	立金の管理及		国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスク	化に取り組んだ。	投資による運用管理を行うこ
分散投資によ びi	運用におけ	び運用におけ		の低減に努めた。	パフォーマンス評価や運用リスク管理の方	と、資産全体、各資産、各運用
る運用管理をしる!	リスク管理	るリスク管理		また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により	法を精緻化し、適時適切なリバランスに活用	受託機関及び各資産管理機関
行い、また、資	リターン・	リターン・		管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報	した。①実ポートフォリオと基本ポートフォ	等の各種リスク管理を行うこ
産全体、各資リン	スク等の特	リスク等の特		告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点	リオとの乖離状況を把握・対応した回数は 56	と、適切かつ円滑なリバラン
産、各運用受性を	が異なる複	性が異なる複		がないかを確認し、適正な管理に努めた。	回(基準値比約4倍強)、②リスク分析・評価	スの実施に必要な機能強化を
託機関及び各 数の	の資産に分	数の資産に分		リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して毎回、	及び複合ベンチマーク収益率との乖離要因の	図るとともに複合ベンチマー
資産管理機関 散扫	:投資するこ	散投資するこ		業務執行状況の報告をしたほか、管理運用業務担当理事からも経営委員	分析等を行った回数は 242 回(基準値比約 24	ク収益率によるリスク管理を
等の各種リス と	をリスク管	とをリスク管		会に対して毎回、より詳細な報告をし、執行部からも経営委員会に対し	倍)となった。	行うこと、運用リスク管理の
ク管理を行う 理	!の基本と	理の基本と		て毎四半期の運用リスク管理状況等を報告し、経営委員会においても適	また、法人全体の資産のリバランスの効率	高度化を図ること、経営委員
こと。し、	、年金積立	し、年金積立		切にモニタリングを行った。	化等を目的として、令和3年度中に株価指数	会は各種運用リスクの管理状
適切かつ円金の	の管理及び	金の管理及び		法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的として、令和3年度中	先物取引を開始した。パフォーマンス評価や	況について適切にモニタリン
滑なリバラン 運	用に伴う各	運用に伴う各		に株価指数先物取引を開始した。パフォーマンス評価やリスク分析の強	リスク分析の強化と相まって、市場急変時に	グを行うこととしている。
スの実施に必種	リスクの管	種リスクの管		化と相まって、市場急変時における機動的な対応が可能となった。	おける機動的な対応が可能となった。	この事項は、年金事業の追
要な機能の強型	!を適切に行	理を適切に行		オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項	さらに、基本ポートフォリオとの乖離状況	営の安定のための主要な役割
化を図るととしう。	。リスク管	う。リスク管		目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティ	等の把握・分析等については、従来の会計・開	を果たすことから、重要度か
もに、複合べ理の	!の状況につ	理の状況につ		ブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク	示用データに加え、新たに投資判断用データ	高いものとしている。
ンチマーク収しい	ては、理事	いては、理事		管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォ	でも把握・分析し、令和3年度中に開始した株	
益率(各資産 長7	から経営委	長から経営委		ーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化	価指数先物取引の資産配分要因についても分	これに対し、法人において
のベンチマー	会に対して	員会に対して		を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関	析した。	は、現中期目標から新たに資
ク収益率をポ 定期	期的に報告	定期的に報告		からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生	資産全体のリスク管理では、従来のリスク	産全体でのベンチマーク収益
ートフォリオし、	、経営委員	し、経営委員		有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査	管理ツールに加え、新たに補充調達したリス	率の確保を求められたことに
で加重したも一会に	においても	会においても		した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行ってい	ク管理ツールでも様々なリスクファクターを	対応した資産全体のリスク管
の)によるリ 適!	切にモニタ	適切にモニタ		る。	日次ベースで計測し、モニタリングした。さら	理の強化や、海外金利の急」
スク管理を行り	ングを行	リングを行			に、観測期間・半減期や保有期間も複数計測し	昇やロシアによるウクライブ
うこと。 う。	0	う。			て複眼的なリスク管理を一層推進した。	侵攻を受けて、ボラティリラ
また、フォ	また、具体	また、具体			資金の投入及び回収に際しての市場への影	ィが高い市場環境に対応した
ワードルッキ 的	なリスク管	的なリスク管			響については、リバランスのための専担チー	きめ細かなリスク管理とし
ングなリスク 理(	!の方法につ	理の方法につ			ムにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と	て、以下の取組を行った。
分析とともに い	ては、運用	いては、運用			調整し、過大なインパクトがないように執行	
長期のリスク 受調	:託機関及び	受託機関及び			を行った。	①株価指数先物取引※の開始
分析を行う資産	産管理機関	資産管理機関			ミドル部署におけるリスク管理の精緻化の	法人がインハウスで直接取
等、運用リスかり	らの報告等	からの報告等			みならず、新たにフロント部署でも Tableau	引を行い、より効率的なポー
ク管理の高度 に	基づき、資	に基づき、資			(ビジネスインテリジェンスツールの1つで、	トフォリオ管理を行える体制
化を図るこ産金	全体、各資	産全体、各資			データを加工・分析等できるツール。) 等を活	を構築し、取引を開始。
と。  産、	、各運用受	産、各運用受			用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体	リバランスにあたっての例

リングを行う	ととする。	ととする。	
こと。			
【重要度 高】			
上記の事項			
は、年金事業			
の運営の安定			
のための主要			
な役割を果た			
すことから、			
重要度が高い			
ものとする。			
	<ol> <li>① 資産全体</li> </ol>	<ol> <li>資産全体</li> </ol>	<評価の視点>
	基本ポート	基本ポート	(1) 年金積立金
	フォリオを適	フォリオを適	の資産構成割合と
	切に管理する	切に管理する	基本ポートフォリ
	ため、年金積	ため、年金積	オとの乖離状況を
	立金の資産構	立金の資産構	少なくとも毎月1
	成割合と基本		回把握し、必要な
	ポートフォリ	ポートフォリ	措置を講じている
	オとの乖離状	オとの乖離状	か。
	況を少なくと		., 0
	も毎月1回把	も毎月1回把	(2)適切かつ円
	握するととも	握するととも	滑なリバランスを
	に、必要な措	に、必要な措	実施するため、市
	置を講じる。	置を講ずる。	場動向の把握・分
	また、適切	また、適切	析等を行うととも
	かつ円滑なり	かつ円滑なり	に、資産全体のリ
	バランスを実	バランスを実	スクを確認し、リ
	施するため、	施するため、	スク負担の程度に
	市場動向の把	市場動向の把	ついての分析及び
	握・分析等を		評価並びに各年度
	行うととも	行うととも	の複合ベンチマー
		., , , , ,	

経営委員会 託機関及び各 託機関及び各

並びに自家運

用について、

は、各種運用|資産管理機関|資産管理機関

適切にモニタ | 以下によるこ | 以下によるこ

リスクの管理 並びに自家運

状況について│用について、

資産全体

#### 【乖離状況の把握等】

基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成 割合と基本ポートフォリオとの乖離状況をこれまでの ABOR (会計・開示 用データ)ベースに加え、新たに IBOR (投資判断用データ)ベースでも 毎営業日把握した。

基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、そ

の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとして いるが、令和3年度においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。 また、運用専門職員による市場分析について、令和3年度は定量分析 を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタ ント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集 約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて 多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファ クター毎の分析及び評価を、これまでの Aladdin に加え、補充調達した Barra one でも分析し、両ツールでの複眼的な分析を毎営業日実施した。

また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、より 精緻な分析を行うため、前年度自ら開発したツールを改良し、率ベース だけでなく額ベースでも日次で分析したほか、令和3年度より開始した インハウスでの株価指数先物取引の資産配分要因への効果分析を行っ におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力 | 有原資産売買の一時的代替と が大きく向上した。

超過収益率についてはベンチマーク並みを 確保し、収益率についてはプラスとなった。代 |・ 迅速に売買できる株価指 表的なリスク指標では、推定トラッキングエー数先物を活用することで、 ラーは令和2年度末51bpから令和3年度末に は 28bp となり、VaR レシオは 1.00~1.03 (令 和2年度は1.01~1.05) で推移した。上記の · 先物の損益とヘッジ対象 ような取組が奏功し、年度後半に市場のボラ ティリティが上昇する中でも、リスクを前年 度よりもさらに低水準に抑制した。

市場のボラティリティが上昇する中でも、 必用な収益を確保するうえでリスクを低水準 に抑制したことは、当法人の目標である「年金 財政上必要な運用利回りを最低限のリスクでした。 確保 | を量的及び質的に上回る顕著な成果が | ※ 2018 年に GPIF が直接行 得られたと考えられる。

以上により、所期の目標を量的及び質的に 上回る顕著な成果が得られたと考えられるこ とからSと評価する。

#### 【評価の視点】

- (1) 資産全体の資産構成割合とポートフォ リオとの乖離状況を、ABOR(会計・開示用 データ)に加え、新たに IBOR(投資判断 用データ)でも毎営業日ベースで把握し、 経営委員会への報告も適切に行ったこと から、所期の目標を上回る成果が得られ たと考える。
- (2) 運用専門職員による市場分析について、 令和3年度は定量分析を強化し、法人内 の運用関係部室、運用受託機関、経済環境 コンサルタント、投資戦略情報提供業者 による経済・金融分析・市場見通し等も集 約し、それらの見方の違いや、地政学的リ スクに関する分析等を含めて多面的な分 析を行ったうえで、資金配分・回収に活用 している。

資産全体のリスクを確認し、リスク負 担の程度について、リスクファクター毎

なるよう利用することによ り、以下の効果。

- リバランスの投資判断から 執行までの時間を短縮
- となるファンドの損益が相 殺又は軽減されることで価 格変動リスクを抑制

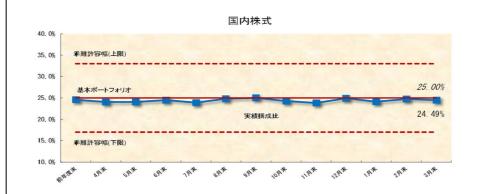
これらにより、市場急変時 も含め、より機動的、効率的な リバランス対応が可能となっ

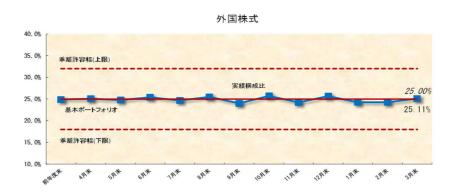
える運用方法として追加さ れ、2021 年度から開始。リ スク管理手段として流動性 等から有効であることに鑑 み、法令において損失の危 険の管理目的に限って利用 することとされている。

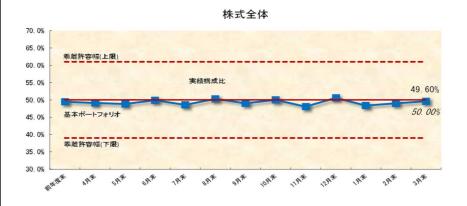
②基本ポートフォリオとの乖 離状況等の把握・分析の充実

- 基本ポートフォリオとの 乖離状況を、従来の会計・開 示用データに加え、新たに 投資判断用データも活用し てより迅速なデータ収集、 分析
- リスク管理ツールの補充 調達や、前年度自主開発し た分析ツール改良等によ り、基本ポートフォリオの 収益率との乖離要因分析 を、日次化するなど充実。年 金特別会計で管理する資金 も日次ベースで把握
- 市場の定量分析を強化、地 政学的リスクの分析等を含

に、資産全体 に、資産全体 ク収益率との乖離 の分析及び評価を、これまでのAladdinに め多面的分析を行い、資金 | のリスクを確 | 要因の分析等を行 加え、補充調達した Barra one でも分析 のリスクを確 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポ 配分・回収に活用 っているか。 認し、リスク 認し、リスク ートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数 し、両ツールでの複眼的な分析を毎営業 これらにより、把握したリ 負担の程度に 負担の程度に 56回(基準値比約4倍強)、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分 日実施した。 スクの要因分析及び評価をも また、複合ベンチマーク収益率との乖しとに機動的なリバランスの検 ついての分析 ついての分析 析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を 及び評価並び 及び評価並び 実施した回数 242 回(基準値比約 24 倍)となり、基準値比で大幅に増 離要因の分析については、より精緻な分 討等を実施し、週次で投資行 に各年度の複 に複合ベンチ 析を行うため、前年度自ら開発したツー 動の PDCA サイクルを回す体 加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を 合ベンチマー マーク収益率 日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着させ ルを改良し、率ベースだけでなく額ベー 制を定着させた。 ク収益率との との乖離要因 スでも日次で分析したほか、令和3年度 乖離要因の分 の分析等を行 より開始したインハウスでの株価指数先 | ③資産全体のリスク管理 析等を行う。 ●基本ポートフォリオとの乖離状況 物取引の資産配分要因への効果分析を行 リバランス頻度に合わせた った。 観測期間や保有期間で、資産 国内债券 全体のリスク管理指標(推定 以上により、所期の目標を上回る成果 TE (トラッキングエラー) や が得られたと考える。 乖離許容幅(上限) 30.0% VaR レシオ等)を計測・詳細分 25.0% 析し、投資判断に活用 25. 00% 基本ポートフォリオ 15.0% ④経営委員会によるモニタリ "HAR "H\* 2H\* 0H\* 1H\* 0H\* 0H\* 1H\* 1H\* 1H\* 1H\* 1H\* ング 引き続き、経営委員会で毎 回、理事長に加え管理運用業 務担当理事からもより詳細な 外国債券 リスク管理状況等を報告 40.0% 35.0% 乖離許容幅(上限) 30.0% ⑤リスク管理強化のための体 実績權成比 25.00% 25. 0% 24 07% オルタナティブ資産も含 15.0% めた統合的かつ複眼的なリ "H\* SH\* SH\* 1H\* SH\* SH\* 1H\* 1H\* 1H\* 1H\* 1H\* 1H\* スク管理を実施する体制を 構築 ・ ミドル部署の強化に加え、 债券全体 70.0% 新たにフロント部署でもデ 乖離許容幅(上限) ータ分析ツールによるリス 60.0% クの把握・分析を実施し、法 55.0% 50 40% 50.0% 人全体でのリスクの把握・ 50.00% 45.0% 分析、機動的な対応力を向 乖離許容幅(下限) 35.0% 上 "HE "HE SHE SHE SHE THE SHE SHE SHE "THE "THE SHE SHE リバランスのための専担 チームにおいて、市場影響 を抑制するため、執行方法 を運用機関ときめ細かく調







### 【資産全体のリスク管理】

資産全体のリスク管理については、推定トラッキングエラー、VaR (観測期間2年及び5年) や VaR レシオ (実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオ VaR) をリスクファクター別に、Aladdin (従来の ABOR (会計・開示用データ) に加え、IBOR (投資判断用データ) でも計測)、補充調達した Barra one (IBOR (投資判断用データ) で計測) でも日次ベースでタイムリーに把握し、よりきめ細やかな複眼的なリスク管理を実施した。

また、リバランス頻度に合わせた観測期間や保有期間で推定トラッキングエラーや VaR レシオを計測してファクター毎の変化をきめ細かく分析したほか、株価や為替レートのセンシティビティ分析を実施し、投資判断に活用している。

ストレステストについては、中期的な影響を分析するヒストリカルシ ナリオに加えて、ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、特定の資産や こうした取組により、資産額の拡大、年度後半の市場変動増大の中でも、運用リスクを昨年度以上に低水準に抑制した。

- ・推定トラッキングエラー:18bp~35bp と低位で推移、年度末で28bp (昨年度末の51 bpから低下)
- ・VaR レシオ:1.00~1.03 と 低位で推移(昨年度は 1.01~1.05)等

以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、基本ポートフォリオに沿った機動的・効率的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、資産全体でのベンチマーク収益率(累積2年間)確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。

中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、新たな取組で対応を充実強化していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課 題及び改善方策>

法人においては、引き続き、 中期目標が定める運用目標を 踏まえつつ長期的な収益確保 の観点から、適切かつ効率的 なリバランスの実施に必要な

リスク要因にショックを与えて超過収益率への影響を分析する脆弱性 機能の強化等を通じ、運用リ スク管理の強化に取り組むこ 分析を実施した。 これらの結果、①推定トラッキングエラーは令和3年度末に28bp(1bp とが望まれる。 =0.01%) となった。これは令和2年度末の51bpを下回っている。② VaR レシオは 1,00~1,03 (令和2年度は 1,01~1,05) となっている。 <その他事項> (外部有識者の意見) 特になし 年金積立金全体の推定トラッキングエラー 1.0 0.5 0.0 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 〈VaR レシオの推移〉 17.0% ¬VaR水準 VaRレシオの推移 VaRレシオ<sub> □ 1.15</sub> 15.0% 1.10 1.05 13.0% 11.0% 1.00 9.0% 0.90 7.0% ──基本P:VaR —VaRI√×zt 5.0% 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 ② 各資産 ② 各資産 (3) 市場リスク、 ② 各資産 (3) 市場リスクについては、資産全体ベー 市場 リス|流動性リスク、信| 【各資産のリスク管理】 市場リス ス、株価、為替等のマルチファクターベー ク、流動性リーク、流動性リー用リスク等の管理 市場リスクについては、資産全体ベース、株価、為替等のマルチファ ス、債券ではデュレーション、株式ではス タイルファクター等の様々なリスクファ スク、信用リースク、信用リー及び外国資産のカ クターベース、債券ではデュレーション、株式ではスタイルファクター スク等を管理 スク等を管理 ントリーリスクの 等の様々なリスクファクターを従来の Aladdin に加え、補充調達した クターを従来の Aladdin に加え、補充調 する。また、外 する。また、外 注視を適切に行っ Barra one でも日次で計測し、モニタリングしている。Aladdin では観 達した Barra one でも日次で計測し、モ 国資産につい 国資産につい ているか。 測期間や半減期を複数で計測している。マルチファクターについては、 ニタリングしている。Aladdin では観測期 ては、カント リスクをアクティブウエイト、ファクターボラティリティ、ファクター ては、カント 間や半減期を複数で計測している。マル リーリスクも リーリスクも 間の相関に分けてモニタリングしているほか、マネジャー・ベンチマー チファクターについては、リスクをアク 注視する。 注視する。 ク要因やファンド要因に分けて分析している。 ティブウエイト、ファクターボラティリ 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還 ティ、ファクター間の相関に分けてモニ 等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマー タリングしているほか、マネジャー・ベン チマーク要因やファンド要因に分けて分 クの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日 次ベースで把握した。 析している。 信用リスクについては、外国債券アクティブファンド全体について、 流動性リスクについては、年金特別会 クレジット投資の保有状況のモニタリングを改善し、リスクエクスポー 計との新規寄託金・寄託金償還等の見通 ジャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク しを踏まえた短期資産の状況、並びに市

			要因、ファンド要因で把握できるようにした。また、期待損失や信用 VaR	場におけるベンチマークの市場規模に対
			といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。	する管理運用法人の時価総額ウエイトの
			カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資	状況等を日次ベースで把握した。
			額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。	信用リスクについては、外国債券アク
				ティブファンド全体について、クレジッ
				ト投資の保有状況のモニタリングを改善
				し、リスクエクスポージャーや推定トラ
				ッキングエラー等についてマネジャー・
				ベンチマーク要因、ファンド要因で把握
				できるようにした。また、期待損失や信用
				VaR といったデフォルトリスクに伴うリ
				スク量のモニタリングも行った。
				カントリーリスクについては、高リス
				ク国を抽出し、当該国への投資額につい
				て、様々な国分類基準で推移をモニタリ
				ングした。
				以上により、所期の目標を上回る成果
				が得られたと考える。
③ 各運用受	③ 各運用受	(4)運用受託機	③ 各運用受託機関	(4)運用受託機関に対し、運用目標、運用手
託機関	) : : 託機関	  関に対し、運用目	【各運用受託機関】	法、リスク指標、ベンチマーク等に関する
運用受託機	運用受託機	標、運用手法、リス	ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチ	運用ガイドラインを示し、その遵守状況、
関に対し、運	関ごとに運用	ク指標、ベンチマ	マーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイ	運用状況等をミーティングにおいて確認
   用目標、運用	   目標、運用手	ーク等に関する運	ドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用	するなど、適切に運用状況の確認及びリ
		用ガイドラインを	受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。	スク管理を実施した。また、運用体制の変
		示すとともに、各		更があった場合に、随時ミーティングを
マーク等に関	マーク等に関	社の運用状況及び	イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の	行った。
する運用ガイ	する運用ガイ	リスク負担の状況	目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要	さらに、特定の運用スタイルに偏って
		や運用体制の変更	に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等に	いないかをモニタリングしており、適切
すとともに、		等を把握し、適切	ついて確認を行った。	な管理を行っている。
各社の運用状	また、運用	に管理、評価を行		以上により、所期の目標を達成してい
況及びリスク	状況及びリス	っているか。また、	ウ 次のとおり、定期ミーティングを実施した。	ると考える。
負担の状況や	ク負担の状況	運用受託機関の運	総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象	
運用体制の変	についての報	用スタイル分散を	に以下のとおり実施した。	
100 / 14 11 1114 1 50				
	告のほか、随	凶る寺マインヤ	·	
更等を把握		一・ストラクチャ	令和3年度総合評価ミーティング	
更等を把握し、適切に管	時必要な資料		令和3年度総合評価ミーティング i 国内債券運用受託機関:	
更等を把握 し、適切に管 理、評価する。	時必要な資料	ー・ストラクチャ		
更等を把握 し、適切に管 理、評価する。 また、運用受	時必要な資料 の提出を求め	ー・ストラクチャ ーについて適切な 管理を行っている	i 国内債券運用受託機関:	
更等を把握 し、適切に管 理、評価する。 また、運用受 託機関の運用	時必要な資料 の提出を求め るとともに、	ー・ストラクチャ ーについて適切な 管理を行っている	i 国内債券運用受託機関: アクティブ 4 ファンド、パッシブ 1 社	
更等を把握し、適切に管理、評価する。 また、運用受 託機関の運用 スタイル分散	時必要な資料 の提出を求め るとともに、 定期的に各運	ー・ストラクチャ ーについて適切な 管理を行っている	<ul><li>i 国内債券運用受託機関:</li><li>アクティブ 4 ファンド、パッシブ 1 社</li><li>ii 外国債券運用受託機関:</li></ul>	

	1 1 1 m 1 m	
ラクチャーに		iv 外国株式運用受託機関:
	等を用いて運	アクティブ 5 ファンド、パッシブ 2 社
管理を行う。	用ガイドライ	
	ンの遵守状	エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの
	况、運用状況	取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。なお、
	及びリスク負	スチュワードシップミーティングに関しては内外株式運用受託機関
	担状況を把握	全社と実施。
	するととも	
	に、運用体制	オ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資
	の変更を把握	方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した
	し、運用コン	定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定
	サルタントも	するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っ
	活用しつつ、	ている。
	運用受託機関	
	に対し適切に	カ 年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上の
	管理、評価を	理由から迅速に対応した。(再掲)
	行う。運用受	i 当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシ
	託機関の運用	ブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の
	スタイル分散	見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こうし
	を図る等マネ	た対応により外国債券における社債等比率を削減できた(約2兆
	ジャー・スト	円)。特に、ハイイールド債はピーク時の 1/5 以下となった。
	ラクチャーに	ii ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間の
	ついて適切な	相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高(合計約2兆円)
	管理を行う。	を減額。
	さらに、運	
	用多様化に伴	キ 投資判断用データサービスを令和3年4月から開始し、運用受託機
	うリスク管理	関から受領する速報性の高い本データと資産管理機関から受領する
	の高度化や運	会計開示用のデータの両方の特性を踏まえたリスク管理が実施され
	用受託機関と	ている。
	のエンゲージ	
	メント強化等	【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】
	を目的とし	インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイ
	て、投資判断	ティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク
	用データベー	指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。
	スの導入、オ	また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティ
	ルタナティブ	ングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託
	資産のデータ	機関に対する管理を適切に行った。
	管理ツールの	加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運
	更新を含む関し	用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っ
	連ツール等の	ている。
	整備、及びこ	そうした運用受託機関からの定期的レポートを基に、オルタナティブ
	れらの運用の	資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を
	マンマを用で	

改善を図ると	行うことに加え、入手可能な各資産プライベート市場を	データと投資先
ともに、デー	FoF とのパフォーマンス比較分析、定量的リスク管理指標	票を注視案件の
タマネジメン	抽出基準として設けた個別案件モニタリングを実施した	。さらに、各FoF
トオフィス	の NAV 変動要因分析、伝統的資産のパフォーマンス評価の	り指標として用
(データの管	いられる政策ベンチマークとの PME+手法(オルタナティ	ィブ投資のキャ
理方針の策定	ッシュフローを伝統資産のベンチマークの売買に置き扱	ぬえて計算する
やデータの信	手法) によるパフォーマンス比較により超過収益の源泉	を明確化し、オ
頼性を確保す	ルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマン	/ス・リスク計
るための要件	測・分析手法の高度化を図った。これらの各種分析につい	ハては、運用リ
を定義するな	スク管理室と協働して運用リスク管理委員会で報告した	0
ど、データ基		
盤の位置づけ	【データマネジメントオフィス】	
を明確化し、	データ利活用に係る各種取組を通じて、組織体制・イニ	ンフラ・ I T戦
継続的にデー	略における課題を改めて認識し、DMO(データマネジメ	ントオフィス)
タ基盤を最適	の必要性についてより具体的なイメージを固めた。	
化する体制)		
の整備を進め		
ı		

理機関

資産管理機 関に対し、資 | 関ごとに資産 | 法、体制等に関す 産 管 理 の 目 | 管理の目標、 | る資産管理ガイド 標、管理手法、|管理手法及び|ラインを示すとと 体制等に関す | 体制等に関す | もに、各社の資産 る資産管理ガーる資産管理ガー管理状況や資産管 イドラインを イドラインを 埋体制の変更を把 示すととも一示す。 に、各機関の また、資産 及び評価を行って 資産管理状況 | 管理状況につ | いるか。また、資産 や資産管理体 | いての報告の | 管理機関の複数化 制の変更を把 ほか、随時必 を進めるととも 握し、適切に | 要な資料の提 | に、運用の高度化・ 管理及び評価 | 出を求めると | 多様化に対応した する。また、B | ともに、定期 | 資産管理の体制整 CP等の観点 | 的にミーティ | 備を進めている から資産管理 | ングを行い、 | か。 機関の複数化|資産管理ガイ を進めるとと「ドラインの導 もに、運用の | 守状況及び資

る。

理機関 資産管理機|理の目標、管理手

高度化・多様 産管理体制の

④ 各資産管 | ④ 各資産管 | (5)資産管理機 | ④ 各資産管理機関

関に対し、資産管

握し、適切に管理

ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関す る資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資 産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。

- イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出 を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法 及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。
- ウ 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理 コストやBCP(事業継続計画)も考慮しながら、更なる運用の多様 化・高度化に対応できるよう資産管理機関(グローバルカストディを 含む)の最適化を進めた。
- エ 資産管理機関における体制変更等については、資産管理に影響を及 ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとし ている。令和3年度においては、3社40件の人事異動等による体制 変更を確認した。
- オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のな いことを確認した。
- カ 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲ

(5) 資産管理機関に対し、資産管理の目標、 管理手法、体制等に関する資産管理ガイ ドラインを示すなどの対応を行った。

また、運用多様化に伴うリスク管理の 重要性や運用受託機関とのエンゲージメ ント強化の必要性から、より迅速に取引 データ等を収集し、リスク分析等に活用 することができる体制整備を図る目的 で、投資判断用のデータサービスを令和 3年4月から開始した。

以上により、所期の目標を上回る成果 が得られたと考える。

				,	
化に対応した	変更を把握		ージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リ		
資産管理の体	し、資産管理		スク分析等に活用するため、令和3年4月から投資判断用データサー		
制整備を進め	機関に対し適		ビスの本番稼働を開始した。		
る。	切に管理、評				
	価を行う。				
	信用リスク				
	については、				
	随時管理す				
	る。				
	BCP等の				
	観点から資産				
	管理機関の複				
	数化を進める				
	とともに、運				
	用の高度化・				
	多様化に対応				
	した資産管理				
	の体制の整備				
	を進める。				
⑤ 自家運用	⑤ 自家運用	(6) 自家運用に	⑤ 自家運用	(6) 自家運用において運用ガイドラインを	
	自家運用に	おいて、運用目標、	市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次	示し、その遵守状況、運用状況等をミーテ	
運用手法、リ	係る運用目	運用手法、リスク	でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵	ィングにおいて確認するなど、適切にリ	
スク指標、ベ	標、運用手法、	指標、ベンチマー	守状況について問題のないことを確認した。	スク管理を行っており、所期の目標を達	
		ク等に関する運用	自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び	成していると考える。	
に関する運用	びベンチマー	ガイドラインを定	「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取		
ガイドライン	ク等に関する	め、適切に管理し	引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、		
	運用ガイドラ		以下のとおり決定を行った。		
に管理する。	インを定め、	-	・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存 18 社中 16 社を「継		
	随時遵守状況		続」、2社を「継続判断保留」とした。		
	を適切に管理		・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17 社中		
	する。		13 社を「継続」、2 社を「継続困難」、2 社を「継続判断保留」とした。		
			なお、インハウス運用室では、各ファンドにおいて月次でリスク管理		
			を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、		
			保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短		
			期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対		
			象資産及び与信限度額について、デリバティブファンドでは証拠金の管		
			理について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵		
			守状況の確認を行っている。		
(A) トランジ	⑥ トラン	(7)資産配分変	⑥ トランジションマネジメント	(7) 資金の投入及び回収に際しての市場へ	
		更、ベンチマーク	<ul><li></li></ul>		
フョンマイン	ノノコノヾハ	X, Y, Y Y	京立が汉八人〇日はに际しての中物への影音については、ソハノノク	▽別で置に フィ・くは、ソハノマ ヘツにめりり	

メント	ジメント	変更、マネジャー	のための専担チームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整す	専担チームにおいて執行方法をきめ細か	
資産配分変	資産配分変		ることにより、過大なインパクトがないように執行を行った。	く運用機関と調整することにより、過大	
		する資金移動のコ	ることにより、週八はイマケック下がないように毎日で日 27に。	なインパクトがないように執行を行っ	
		ストを適切に管理		た。	
		する体制及び仕組		以上により、所期の目標を達成してい	
		みの整備を行って		ると考える。	
	資動機に伴い			るころんる。 	
	発生する資金	V . 2 W - 0			
	移動のコスト				
	を適切に管理				
	する体制及び				
	仕組みの整備				
を行う。	を行う。				
£11 ).	で11 ノ。				
(2) リスク	(2) リスク	(8) ポートフォ	(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等	(8) ポートフォリオ全体のリスク管理をよ	
管理・内部牽	管理・内部牽	リオ全体のリスク	ポートフォリオ全体のリスク管理をより適切に行うために、リスク管	り適切に行うために、リスク管理ツール	
制機能強化の	制機能強化の	管理を適切に行う	理ツールをこれまでの Aladdin に加えて補充調達した Barra one でも	をこれまでの Aladdin に加えて補充調達	
ための体制整	ための体制整	観点から、統合的	日次で計測した。また、観測期間や保有期間も複数で計測した。	した Barra one でも日次で計測した。ま	
備等	備等	かつ複眼的なリス	リスク計測に用いるデータも ABOR (会計・開示用データ) に加え、	た観測期間や保有期間も複数で計測し	
運用資産が	運用資産が	ク管理を進めると	IBOR(投資判断用データ)も用い、適時的確なリスク情報を収集・分析	た。	
増大し、オル	増大し、オル	ともに、ミドル・バ	し、オルタナティブ資産も含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を進め	リスク計測に用いるデータも ABOR (会	
タナティブ投	タナティブ投	ック機能の充実・	た。	計・開示用データ)に加え、IBOR(投資判	
資も本格化す	資も本格化す	強化を図り、牽制	また、ミドル部署で特に重要な収益・リスク数値について引き続き計	断用データ)も用い、適時的確なリスク情	
る中で、ポー	る中で、ポー	体制を多重化する	測し、よりタイムリー、長期、高付加価値の分析を行い、ミドル機能の	報を収集・分析し、オルタナティブ資産も	
トフォリオ全	トフォリオ全	など、運用リスク	充実・強化を図り、リスク管理を精緻化した。さらに、新たにフロント	含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を	
体のリスク管	体のリスク管	を適切に管理する	部署でも Tableau(ビジネスインテリジェンスツールの 1 つで、データ	進めた。	
理を適切に行	理を適切に行	ための体制整備を	を加工・分析等できるツール。)等を活用したリスクの把握・分析を実	また、ミドル部署で特に重要な収益・リ	
う観点から、	う観点から、	行っているか。	施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく	スク数値について引き続き計測し、より	
統合的かつ複	統合的かつ複		向上した。	タイムリー、長期、高付加価値の分析を行	
眼的なリスク	眼的なリスク		運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲー	い、ミドル機能の充実・強化を図り、リス	
管理を進める	管理を進める		ジメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク	ク管理を精緻化した。さらに、新たにフロ	
とともに、ミ	とともに、ミ		分析等に活用することを目的として、令和3年4月から投資判断用デー	ント部署でも Tableau (ビジネスインテリ	
ドル・バック	ドル・バック		タサービスを開始した。	ジェンスツールの1つで、データを加工・	
機能の充実・	機能の充実・		オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項	分析等できるツール。)等を活用したリス	
強化を図り、	強化を図り、		目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティ	クの把握・分析を実施し、法人全体におけ	
牽制体制を多	牽制体制を多		ブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク	るリスクの把握・分析、機動的な対応力が	
重化するな	重化するな		管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォ	大きく向上した。	
ど、運用リス	ど、運用リス		ーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化	以上により、所期の目標を上回る成果	
クを適切に管	クを適切に管		を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関	が得られたと考える。	
理するための	理するための		からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生		
体制を整備す	体制を整備す	(9)リスク管理	有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査	(9) リスク管理の高度化を推進する観点か	
る。	る。	の高度化を推進す	した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行ってい	ら、従来の ABOR (会計・開示用データ)	
·		•	51	•	

また、リス	また、投資	る観点から、投資	る。		
ク管理の高度		判断用データベー		リスクツールについても、これまでのツ	
化を推進する	ベースや各種	   スの構築や各種ツ	長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識	ールに加えて、新たに補充調達したツー	
観点から、投	ツール等によ	ールの整備を一層	別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」	ルでも日次で計測する等、複眼的なリス	
資判断用デー	る適時的確な	進めるとともに、	を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後	ク管理を進めた。	
			の改善策」を報告した。	以上により、所期の目標を上回る成果	
		長期の多期間シナ		が得られたと考える。	
		   リオ分析など、長	した外部弁護士とのネットワークを適時適切に活用することで、危機管		
層進めるとと	善策の立案な	   期投資の視点から	理等事案の予防に努めた。また、当該ネットワークを随時拡充した。		
もに、気候変	どのPDCA	   のリスク管理手法			
動リスク分析					
や長期の多期	じて、リスク	めているか。			
間シナリオ分	管理の高度化				
析など、長期	を一層進め	(10) 業務リスク		(10) 令和元年度に制定した業務リスク等管	
投資の視点か	る。加えて、リ	の PDCA サイクルを		理規程等に則り理事長を委員長とする内	
らのリスク管	スク管理ツー	着実に実行し、事		部統制委員会において、「業務実施の障害	
理手法の調	ルを活用した	案発生時の適切な		となるリスクの識別、分析及び評価並び	
査・研究を進	長期の多期間	対応を促すととも		に当該リスクへの適切な対応を図るため	
める。	シナリオ分析	に、内部牽制機能		の事項」を議決、「顕在化した業務リスク	
さらに、業	や気候変動リ	の強化を図るた		の発生の原因、発生時の対応及び今後の	
務リスクのP	スク分析な	め、法務機能の充		改善策」を報告した。	
DCAサイク	ど、長期投資	実・強化を行って		法人の内部統制機能について、法務リ	
ルを着実に実	の視点からの	いるか。		スクという観点から、外部専門家のヒア	
行し、事案発	リスク管理手			リングも含めて随時検証し外部弁護士ネ	
生時の適切な	法の複線化の			ットワークなどを構築・拡充することに	
対応を促すと	検討を進め			より、今後、事案発生時の適時適切な対応	
ともに、内部	る。			など、内部牽制機能が有効に発揮される	
牽制機能の強	さらに、業			よう、必要な体制を構築した。	
化を図るた	務リスクのP			以上により、所期の目標を達成してい	
め、法務機能	DCAサイク			ると考える。	
の拡充・強化	ルを着実に実				
を図る。	行し、事案発	(11) 各種リスク		(11) 理事長からの報告に加えて管理運用業	
	生時の適切な	管理の状況につい		務担当理事からも経営委員会で毎回報告	
	対応を促すと	て経営委員会に定		し、経営委員会によるモニタリングを強	
	ともに、内部	期的に報告し、経		化している。	
	牽制機能の強	営委員会において		以上により、所期の目標を達成してい	
	化を図るた	適切にモニタリン		ると考える。	
	め、法務室や	グを行っている			
	外部の法律専	カュ。			
	門家による知				
	見の活用を進				
	めることによ				

り、適時適切	
に対応する。	
	〈課題と対応〉
	○デリバティブの活用
	当法人は、必要な運用利回りを最小限のリ
	スクで確保するため、基本ポートフォリオに
	基づく長期国際分散投資を行っている。運用
	収益は短い期間では大きく振れるものの、運
	用期間が長くなるほど、年率平均の収益の振
	れ幅を小さくする効果が期待できるためであ
	3.
	一方、過去の市場の実績値を用いて、現行の
	基本ポートフォリオでの運用によるリターン
	分布を分析すると、長期(10 年単位)ではす
	べてプラス収益となるが、単年度では▲20%
	強~+30%強となり、一時的には大きな評価
	損が発生する可能性があることが示唆され
	る。
	先物を始めとするデリバティブ取引は、一
	般にリスクが高く投機的とされる。しかしな
	がら、現物株のリスク管理(損失の危険の管
	理)手段としては流動性や取引コスト等から
	有効であるため、現行法令において損失の危
	険の管理目的に限って利用することとされて
	いる。
	当法人は、法令に基づき、令和3年度より株
	価指数先物の利用を開始し、リバランスを効
	率化することでリスク管理に役立てている
	が、今後も運用資産の増加が見込まれること
	を踏まえ、堅実な運用に努めつつ、更なる拡充
	に向けた検討を行う必要がある。

# 4. その他参考情報

該当なし

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I — 6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG	るを考慮した投資				
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条			
	運営を図ること					
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー				

①主要なアウト	プット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情報(財	務情報及び人員は	こ関する情報	<u></u>	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
マチュワードシップ活動の評価を目付として運用受託 機関との間でのエッグージメント実施回数	スチュワード シップ活動の 推進	26 社	68 回	83 回				当治	/プット情報の記載 去人は、年金積立金 青報等については、	をの管理及び運	用業務のみを	
四回級 スチュワードシッ プ活動に関する東 証一部上場企業向 けアンケートの回 答数	スチュワード シップ活動の 推進	628 社	681 社	709 社				決算額(千円) て、記	平価項目ごとの財務	条情報等の記載 	は不可能。	
スチュワードシッ プ活動に関する東 正一部上場企業向 けアンケート法の うち法人 のスチュワードシ ップ活動を評価す る企業の割合	スチュワード シップ活動の 推進	75%	77.9%	78.6%				経常費用 (千円)				
ESG投資の効果 の検証を実施した 回数	ESG投資に よる長期的な 収益の確保	月1回以上	13 回	16 回				経常利益(千円)				
GPIF のポートフォリオの ESG 評 価(国内株式)	ESGを考慮 した投資の推 進	FTSE: 2.63/5.0 MSCI: 5.51/7.0	FTSE : 2.95/5.0 MSCI : 5.79/7.0	FTSE : 2.96/5.0 MSCI : 5.92/7.0				行政コスト (千円)				
GPIF のポートフ ナリオの ESG 評 西(外国株式)	ESGを考慮 した投資の推 進	FTSE: 3.35/5.0 MSCI: 5.73/7.0	FTSE : 3.37/5.0 MSCI : 6.01/7.0	FTSE : 3.34/5.0 MSCI : 6.04/7.0				従事人員数				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	平価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7. スチュワ	7. スチュワ	7. スチュワ		7. スチュワードシップ責任を果たすための活動	<評定と根拠>	評定 A
ードシップ責	ードシップ責	ードシップ責		(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原	評定: A	<評定に至った理由>
任を果たすた	任を果たすた	任を果たすた		則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、	スチュワードシップ責任を果たすための活動	スチュワードシップ責任を
めの活動及び	めの活動	めの活動		ESGの考慮を含め、管理運用法人自身の考え方を明示している。	については、新型コロナウイルス感染拡大の影響	果たすための活動について
ESGを考慮	企業経営等	ESG(環		運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議	により、アセットオーナーフォーラムの開催はい	は、中期目標において、年金積
した投資	に直接影響を	境、社会、ガバ		決権行使原則」(平成29年6月制定、令和2年2月改訂)において、	ずれも見送りとなったものの、「東証一部上場企	立金の運用の目的の下で、被
(1) スチュ	与えることを	ナンス) の重		管理運用法人としての考え方及び、運用受託機関への期待事項を明	業向けアンケート」の回答数は前年度を上回り、	保険者の利益のために長期的
ワードシップ	避ける趣旨か	要性を認識		確に示した上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方からの期	過去最高となった。(3年連続で過去最高を更新)	な収益を確保する観点から、
責任を果たす	ら、株主議決	し、スチュワ		待事項について直接説明している。	当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリ	市場等への影響に留意しつ
ための活動	権の行使は直	ードシップ責			ーズ」を拡大し、国内株式運用受託機関が選ぶ「優	つ、当該活動を一層推進する
年金積立金	接行わず、運	任を果たすた		(2) 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会	れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」、	こととしている。また、ESG
の運用の目的	用を委託した	めの活動(議		における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこ	「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」の他	投資については、被保険者の
の下で、被保	民間運用機関	決権行使権限		ととする一方、運用受託機関と、(1)で示した両原則を踏まえ、管	にも、TCFD については今後グローバルな開示フ	利益のために長期的な収益確
険者の利益の	等の判断に委	を有する場合		理運用法人の考えを説明、対話を実施。運用受託機関に対しては、E	オーマットになりうる可能性が高いことから、内	保を図る目的で行われるもの
ために長期的	ねる。ただし、	は議決権行使		SGの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決	外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れ	である等の年金積立金運用の
な収益を確保	管理運用法人	を含む。以下		権行使を求めた。	た TCFD 開示」の選定を依頼し初めて公表した。	基本的な方針に留意しつつ取
する観点か	としてのスチ	「スチュワー			また、令和3年度にスチュワードシップを重視	組を進めること等としてい
ら、市場等へ	ュワードシッ	ドシップ活		(3) 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求め	したビジネスモデルとして、エンゲージメント強	る。
の影響に留意	プ責任を果た	動」という。)		た。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があ	化型パッシブファンド2社を追加で採用し、これ	
しつつ、スチ	すための活動	の目的が長期		った 11 社については、変更後の方針の提出を受けた。	まで採用していた2社に加え計4社に拡大した。	これに対し、以下のとおり、
ュワードシッ	(以下「スチ	的な投資収益			さらに、令和4年度からの債券スチュワードシ	法人のスチュワードシップ責
プ責任を果た	ュワードシッ	の最大化を目			ップ評価については、「投資先企業の持続的な成	任を果たす活動の継続、新た
すための活動	プ活動」とい	指すものであ			長を促し信用リスクの低減に資するか」という観	な取組による充実を図ってい
を一層推進す	う。)を一層推	ることを運用			点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ	る。
ること。	進する観点か	受託機関に示			評価を開始することを決定し、評価開始に向け評	・ 運用受託機関とのエンゲ
その際、「責	ら、運用受託	すとともに、			価内容を整備した。	ージメント(実施回数の増
任ある機関投	機関への委託	運用受託機関			ESG(環境、社会、ガバナンス)投資の推進	
資家」の諸原	に当たって	からは、スチ			については、令和元年より導入しているインデッ	<ul><li>投資家のスチュワードシ</li></ul>
則≪日本版ス					クス・ポスティング(インデックスに関する情報	
	投資収益の向				を常時受け付ける仕組み)において、令和3年度	上場企業向けアンケート
	上につながる				は、国内株ESG総合指数について、指数に関す	(運用受託機関のスチュワ
	ESG(環境、				る情報収集・分析を実施した。提供された情報の	
	社会、ガバナ				分析の結果、国内株ESG総合指数について、	目的、回答数は3年連続で
	ンス) の重要				FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexを	
ワードシッ		係るガイドラ			選定し、運用を開始した。令和3年度末までに採	
	効果的なエン				用したESG指数は、合計8指数となり、投資額	
関する有識者					も過去最高の約 12.1 兆円となった。	活用を働きかける「優れた
		状況の年2回			令和2年に初めて刊行した「GPIFポートフ	
とめ)を踏ま	際、運用受託	の報告を含			オリオの気候変動リスク・機会分析」は令和3年	統合報告書」「優れたコーポ

え、スチュワ	機関による議	む。)を求め	
ードシップ責	決権行使を含	る。運用受託	
任(機関投資	むスチュワー	機関のスチュ	
家が、投資先	ドシップ活動	ワードシップ	
企業やその事	が、専ら被保	活動について	
業環境等に関	険者の長期的	は、「スチュワ	
する深い理解	な投資収益の	ードシップ活	
に基づく建設	向上を目指す	動原則」及び	
的なエンゲー	ものであるこ	「議決権行使	
ジメント等を	とを明確化す	原則」を踏ま	<評価の視点>
通じて、当該	る。また、スチ	えた管理運用	(1)企業経営等
企業の企業価	ュワードシッ	法人と運用受	に直接影響を与え
値の向上や持	プ活動の効果	託機関間の双	ることを避ける趣
続的成長を促	の評価につい	方向のコミュ	旨から、株主議決
すことによ	ては、管理運	ニケーション	権の行使は直接行
り、顧客・受益	用法人と運用	によるエンゲ	わず、運用を委託
者の中長期的	受託機関との	ージメントを	した民間運用機関
な投資収益の	双方向のコミ	通じた評価を	等の判断に委ねて
拡大を図る責	ュニケーショ	行う。	いるか。
任をいう。) を	ンによるエン	「責任あ	
果たす上での	ゲージメント	る機関投資	(2) スチュワー
基本的な方針	等を通じなが	家」の諸原則	ドシップ責任を果
に沿った対応	ら検討するこ	《日本版スチ	たすための活動
を行うこと。	ととし、スチ	ュワードシッ	(以下「スチュワ
	ュワードシッ	プ・コード》を	ードシップ活動」
	プ活動状況に	踏まえ、「スチ	という。) を一層推
	ついては「ス	ュワードシッ	進する観点から、
	チュワードシ	プ責任を果た	運用受託機関への
	ップ活動報	すための方	委託に当たって、
	告」をとりま	針」に沿った	長期的な投資収益
	とめ、経営委	対応を行う。	の向上につながる
	員会へ報告す	また、スチ	ESG(環境、社
	る。	ュワードシッ	会、ガバナンス) の
	「責任ある	プを重視した	重要性を踏まえ、
	機関投資家」	運用受託機関	効果的なエンゲー
	の諸原則《日	のビジネスモ	ジメントを行って
	本版スチュワ	デルに対応し	いるか。その際、運
	ードシップ・	た評価方法や	用受託機関による
	コード》を踏	手数料体系を	議決権行使を含む
	まえ、「スチュ	検討する。	スチュワードシッ
	ワードシップ	さらに、アセ	プ活動が、専ら被
	責任を果たす	ットオーナー	保険者の長期的な
			·

(4) 令和3年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な | 度も継続して刊行し、分析対象をスコープ3の下 結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ63ファン ドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを 確認した。令和3年度における行使状況は次のとおりである。

#### (国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数:40ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0ファンド

#### b 行使内容

### ●国内株式

(単位:延べ議案数)

		令和3年度	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	193, 430	200	_
須	(89.4%)	(10.4%)	
反 対	22, 896	1,714	_
区内	(10.6%)	(89.6%)	
合 計	216, 326	1, 914	218, 240
	(100.0%)	(100.0%)	210, 240

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

#### 【参考:令和2年度】

(単位:延べ議案数)

		令和2年度	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	207, 794	360	
須	(87.6%)	(12.8%)	_
反 対	29, 520	2, 445	
及刈	(12.4%)	(87.2%)	_
合 計	237, 314	2,805	240 110
	(100.0%)	(100.0%)	240, 119

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合があ る。

#### (外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数:23ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0ファンド 流に拡大するなど前年度よりも分析範囲を拡大 するとともに、リスクと機会の産業間の移転に関 する分析など、よりフォワードルッキングな分析 を試みている。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られ たと考えられることからAと評価する。

#### 【評価の視点】

(1)企業経営等に直接影響を与えることを避け る趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、 運用受託機関の行使判断に委ねている。

以上により、所期の目標を達成していると考 える。

(2) 当法人のスチュワードシップ活動は、投資 原則、スチュワードシップ責任を果たすための 方針をベースに運用受託機関への要請として スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則 を定めているが、その活動の目的が長期的な投 資収益の拡大であることを明確化している。そ の上で、運用受託機関に対しては、スチュワートアンケートによれば、法人 ドシップ活動原則、議決権行使原則を踏まえ、 エンゲーメントと評価を実施している。ESG | 評価する企業の割合は前年度 についても、スチュワードシップ活動原則で、 投資におけるESGの考慮を定め、「投資にお いてESG (環境・社会・ガバナンス)を適切 ドシップ活動に対する企業か に考慮することは、運用資産の長期的な投資収 | らの評価は高まっていること 益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及 び市場全体の持続的成長に資すると考えられ ることから、運用受託機関は、セクターにおけ る重要性、投資先の実情等を踏まえて、ESG は、インデックス・ポスティン 課題に取り組むこと」としており、所期の目標 を達成していると考える。

- レート・ガバナンス報告書」 の作成
- · TCFD(気候関連財務情 報開示タスクフォース)が 今後グローバルな開示フォ ーマットとなる可能性を見 据え、「運用受託機関が選ぶ 優れたTCFD開示」を新 たに策定。
- ・ 法人のスチュワードシッ プ活動状況等をまとめた 「スチュワードシップ活動 報告」の策定も継続実施。

#### また、

- ・ 運用受託機関のスチュワ ードシップ活動を重視した 「エンゲージメント強化型 パッシブファンド」を新た に2社採用、計4社に拡大。
- 2022 年度から債券の運用 受託機関のスチュワードシ ップ評価を開始するための 評価内容を整備。

なお、東証一部上場企業向 のスチュワードシップ活動を (77.9%) から上昇 (78.6%) しており、法人のスチュワー がうかがえる。

一方、ESG指数について グで収集した情報を基に、新 たに国内株式のESG総合型 指数を選定して運用を開始し た(約0.8兆円)。これにより、 法人が採用したESG指数は

ための方針」	である管理運	投資収益の向上を
に沿った対応	用法人と企業	目指すものである
を行う。	との間の継続	ことを明確化して
	的かつ建設的	いるか。
	な意見交換の	
	場として企	(3) スチュワー
	業・アセット	ドシップ活動の評
	オーナーフォ	価について、エン
	ーラムを開催	ゲージメント等を
	するととも	通じて検討してい
	に、この分野	るか。
	において先行	
	する海外公的	
	年金基金等と	
	の継続的な意	
	見交換の場と	
	してグローバ	
	ル・アセット	
	オーナーフォ	
	ーラムを開催	
	し、外国資産	
	の運用受託機	
	関のスチュワ	
	ードシップ活	
	動の評価にも	

活用する。

b 行使内容

●外国株式

(単位:延べ議案数)

	令和3年度			
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	
賛 成	217, 273	3, 570		
負	(83.4%)	(50.9%)	_	
反 対	43, 124	3, 443		
及刈	(16.6%)	(49. 1%)	_	
合 計	260, 397	7,013	267, 410	
	(100.0%)	(100.0%)	201, 410	

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考:令和2年度】

(単位:延べ議案数)

		令和2年度	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	183, 850	2, 916	
須	(86.1%)	(47. 2%)	_
反 対	29, 620	3, 268	
及刈	(13.9%)	(52.8%)	
合 計	213, 470	6, 184	210 654
	(100.0%)	(100.0%)	219, 654

- (注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。
- (5) 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下 の評価項目を総合することにより実施した。
  - ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
  - 行使体制
  - 行使状況

令和3年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。

(6) 運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタ リング」モデルからスチュワードシップ責任に対する考え方を示し つつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」 モデルへ転換した。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも 年に1回の総合評価ミーティングとは別にスチュワードシップミー ティングをはじめ、その時々のテーマや必要に応じてミーティング (3) 双方向の対話をベースに評価している。総 合評価時に行うスチュワードシップミーティ I・ ESG投資の効果につい ングに加えて、必要に応じて意見交換やアンケ ートなども実施し、運用受託機関の考えや実施 状況を確認し、評価に反映している。また、評 価結果については、フィードバックを行い、評 価のポイントや理由、次年度以降の期待事項な ども併せて伝え、双方のスチュワードシップ活 動の向上に努めている。

以上により、所期の目標を達成していると考 える。

2021年度末時点で国内・海外 合わせて計8指数となるとと もに、それらに基づく運用資 産額は 2021 年度末時点で約 12.1 兆円となった。

また、

- ての多面的な評価・検証や TCFD提言に沿った情報 開示の取組を継続して行っ たほか、
- ・ 昨年度から開始した気候 変動に伴う物理的リスクや 新たな事業機会が法人ポー トフォリオに与える影響の 分析については、分析対象 をスコープ3の下流(製品・ サービスの消費・利用に起 因する間接的な温室効果ガ ス排出)に拡大するととも に、低炭素社会に伴う機会 とリスクの産業間移転に関 する分析を行うなど、先進 的な取組として評価でき

以上のようなスチュワード シップ責任を果たすための活 動及びESG投資の取組は、 投資先や市場の持続的成長を 促すことを通じて長期的な収 益の向上に資するものであ り、先進的な取組を実施して いることや法人の活動に対す る評価も踏まえ、所期の目標 を上回る成果が得られている と認められることから、「A」 と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課 題及び改善方策>

法人においては、引き続き、

	やアンケートを都度実施し、年間を通じて活動を評価する体制に変		スチュワードシップ責任を果
	更した。この評価結果は令和3年度の総合評価に反映させた。		たすための活動及びESG投
			資について、中期目標を踏ま
	(7)令和2年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コ		えつつ長期的な収益確保の観
	ードで株式以外の資産への適用が可能になったため、法人内で債券		点から所要の取組を行うとと
	のスチュワードシップ評価について検討を重ねてきたが、令和4年		もに、法人に求められる基本
	度から「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資す		的考え方に則って行っている
	るか」という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評		かについて継続的に検証を行
	価を開始することを決定し、評価開始に向け、当法人内の規定の変		いつつ取り組むことが望まれ
	更等を行った。		る。
	スチュワー (8)「スチュワードシップ活動報告」を公表した(令和4年3月29日)。	(4) スチュワードシップ活動状況については、	<その他事項>
ドシッ	ップ活動状況 a 令和3年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機	「スチュワードシップ活動報告」をとりまと	(外部有識者の意見)
につい	って、「スチュ 関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と	め、令和4年3月29日に公表した。経営委員	特になし
ワート	ドシップ活動 課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要につい	会にも報告、質疑を実施した。	
報告」	をとりまと て報告した。	以上により、所期の目標を達成していると考	
め、経	経営委員会へ b 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシ	える。	
報告し	しているか。 ップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとして		
	のスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチ		
	ュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める(comply		
	or explain) ことを明示している。		
	c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにス		
	チュワードシップ活動報告の中で公表している。		
	d 当法人の取組事項も増えたため、冒頭のページにこの一年間の主		
	なトピックスを追加した。「エンゲージメント強化型パッシブファ		
	ンド追加採用」、「2022 年度からの債券のスチュワードシップ評価		
	開始」、「運用受託機関が選ぶ優れた開示シリーズの拡大」の3点		
	を記載した。		
(5)	日本版スチ (9) 国内株式パッシブ運用において、令和3年度にスチュワードシッ	(5)投資原則、スチュワードシップ責任を果た	
ュワー	ードシップ・プを重視したビジネスモデルとして、エンゲージメント強化型パッ	すための方針に基づき、アセットオーナーとし	
コート	ドを踏まえ、シブファンド2社を追加で採用し、これまでに採用していた2社に	てスチュワードシップ責任を果たし、運用受託	
スチョ	ュワードシッ 加え計4社に拡大した。それぞれの運用受託機関のエンゲージメン	機関に対しては、平成29年6月制定(令和2	
プ責任	壬を果たす上 トの特徴および既存2社についてはここまでのエンゲージメントの	年2月一部改定)のスチュワードシップ活動原	
での基	基本的な方針 進捗状況についてスチュワードシップ活動報告で記載している。引	則及び議決権行使原則において期待する事項	
に沿っ	った対応を行き続き、KPIの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を	を明確化している。これらを双方向のコミュニ	
ってい	いるか。 行っていく。	ケーションのベースとしてエンゲージメント	
		を実施している。運用受託機関におけるスチュ	
	(10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・講	ワードシップ活動における取組・課題の把握に	
	題等を把握する観点から以下の取組を行った。	努める一方、その活動が企業からどのように受	
	・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を	け止められているかを把握するため東証一部	
	持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「東証	上場企業を対象に企業向けアンケートを実施	
	58		

②令和3年度にコーポレートガバナンス・コードが改訂されたため、新しいコードを踏まえた記載内容が充実しているコーポレート・ガバナンス報告書の選定を国内株式運用受託機関に依頼し、運用受託機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」として公表した。

③TCFD については、日本企業の賛同が大きく拡大し、国際的な開示基準の議論でも取り上げられるなど、今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し初めて公表した。

・国連が提唱する責任投資原則 (PRI) 他、グローバルなイニシア ティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関 との連携強化を図っている。

PRI、Climate Action100+、TCFD、30% Club (日英)、Thirty Percent Coalition (米)、ICGN (International Corporate Governance Network)、CII (Council of Institutional Investors)。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたE(環境)、ダイバーシティに代表されるS(社会)、全てに共通するG(コーポレートガバナンス)について、ESGの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、PRIでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。

- ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」及び、複数の企業から「アセットオーナーであるGPIFと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」については、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催はいずれも見送った。
- (11) 令和2年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更した。 令和3年11月~12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行わ

した。Climate Action100+や30%Club (日英)、ICGN、CII などグローバルなイニシアティブへの参加も通じて、スチュワードシップ活動の向上に努めた。

平成29年6月に制定(令和2年2月一部改定)したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリングを実施した。

株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウエイトは以下の通りである。

株式パッシブ運用:評価全体の30%

株式アクティブ運用:評価全体の10%

また、債券運用については、令和4年度からの債券のスチュワードシップ評価開始を決定し、法人内の規定を整備した。債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価することを決定した。

スチュワードシップを重視したパッシブ運用モデルとして「エンゲージメント強化型パッシブファンド」を令和3年度に追加で2ファンド採用し、これまでに採用していた2ファンドに加え計4ファンドに拡大した。当該ファンドの国内株式運用受託機関については、四半期ごとにエンゲージメントの進捗状況の報告を受け、KPIの達成状況を確認している。

オルタナティブ資産の運用において、ESGの取組み状況の把握のため、ESG評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。

- a. プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのLP契約や運用ガイドライン等にてESGに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ESGレポートを受領し、ESG課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。
- b. 選定済の運用受託機関 (FoF およびゲートキーパー) については総合評価時に自社の責任

れていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題 投資原則(PRI)への取組み体制、投資先 を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・ である個別ファンドに対するPRIへの署 課題については、次のようなものがあった。 名促進を含むESGに関するエンゲージメ ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに ントの状況について確認を実施しているほ 進んでいる。ここ数年は、社としてパーパス(企業の存在意義)を か、日本版スチュワードシップ・コードの各 新たに設定する機関も増え、それをスチュワードシップ活動などの 原則を網羅した質問票や対話等によりES 各取組に落とし込むことで企業体として継続的な取組にする動き G活動の多面的な把握・評価を実施してい も出ている。 る。このような取組の進展を踏まえ、業務方 ・パッシブ及びアクティブ運用受託機関とも、エンゲージメント方針 針において日本版スチュワードシップ・コー やESG方針などを策定する機関が増え、より組織的な取組になっ ドの受け入れ等にかかる規定を変更した。 てきている。見直しも定期的になされており、ここ一年は、改訂版 c. 不動産分野においては投資先運用機関のE コーポレートガバナンス・コード、市場区分の見直しなど市場環境 SG活動を評価、モニターするために国際的 の変化、新型コロナウイルスによるESG課題の重要性の変化も考 枠組みである GRESB に加入、積極的に運用機 慮するなど、環境の変化に合わせた対応がとられ深化している。 関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオに スチュワードシップ活動やエンゲージメントに関わるメンバーは、 おけるESG活動への取組強化を促してい 業務の特性もあり比較的経験豊富な層が中心になることが多い る。特に、国内不動産分野においては、運用 が、若手や多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を通じて、 受託機関に GRESB への加入を奨励、投資先か サステナブルなチーム構築がなされるようになってきている。 ら入手すべきESGにかかる報告基準を呈 ・ESG課題への取組については国内および外国株式運用受託機関 示することでESG評価の公平性を維持し 全社が行っていると回答した。サステナブル投資等に関わる研究 ている。 所を単独または共同で設立するケースも出ている。 以上により、所期の目標を上回る成果が得ら ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企 れたと考える。 業価値向上を促す取組を運用受託機関に期待している。各社、議 決権基準においてもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活 用するケースも出てきた。 ・議決権行使の重要性に鑑み、議決権のリジェクトや不行使のモニ タリング体制を強化した。 (12) 平成 29 年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機 関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」 に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシッ プ・コードの受け入れ及びスチュワードシップ責任を果たすための

方針の他、責任投資原則(PRI)への対応方針を把握した。

・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、 投資判断時やモニタリング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認した。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取り組み状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でESGレポートの提出を義務付けた。加えて、PRIが公表したESG活動に関する質問票、外部コンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のスチュワードシップ評価基準によりESG活動の多面的な把握・評価を

(2) ESG	8.
を考慮した投	考慮
資	等
年金積立金	年
運用において	の追
投資先及び市	て、
場全体の持続	びオ
的成長が、運	持糸
用資産の長期	が、
的な投資収益	の長
の拡大に必要	資収
であるとの考	に必
え方を踏ま	<i>ک</i> 0
え、非財務的	踏ま
要素であるE	険者
SG(環境、社	ため
会、ガバナン	な収
ス)を考慮し	する
た投資を推進	ら、
すること。	要素
その際、被保	て、
険者の利益の	要素
ために長期的	SG
な収益確保を	会、
図る目的で行	ス)
われるもので	た技
ある等といっ	する
た第3 1	に、
(1)の年金	を総
積立金の管理	証し
及び運用の基 本的な方針に	して
平的な力野に 留意しつつ、	運用
取組を進める	上 座 パ
以祖を進めること。併せて、	産こ
ESG投資が	産しる報
法人の運用に	踏る
かんなを用し	<b>₩</b> □ ○

にのっとってを進める。

載した投資 │ 考慮した投資 │ 利益のために長期 │ 年金積立金 年金積立金 る目的で行われる 軍用におい ┃ の運用におい ┃ ものである等とい 投資先及して、投資先及しった年金積立金の 市場全体の┃び市場全体の┃管理及び運用の基┃ 続 的 成 長|持 続 的 成 長|本的な方針に留意 運用資産 長期的な投┃の長期的な投┃境、社会、ガバナン 収益の拡大 ┃ 資収益の拡大 ┃ ス)を考慮した投 ┃ 必要である │ に必要である │ 資の取組を進めて の考え方を│との考え方を│いるか。 まえ、被保│踏まえ、被保 者の利益の│険者の利益の めに長期的│ために長期的 反益を確保 │ な収益を確保 る観点かしする観点か 財務的な一ら、財務的な 素に加え|要素に加え 非財務的して、非財務的 素であるE|要素であるE G(環境、社┃SGを考慮し ガバナントた投資を推進 を考慮し するととも 投資を推進 | に、その効果 を継続的に検 るととも その効果 | 証していく。 継続的に検 取組が先行 していく。 している株式 取組が先行 | 運用以外にお ている株式│いても、各資 用以外にお│産ごとに異な ても、各資│る特性などを ごとに異な | 踏まえなが 特性などを|ら、ESGを 踏まえなが|考慮した取組 求められる基 ら、ESGを を進める。 本的な考え方 | 考慮した取組

ESGを 8. ESGを (6) 被保険者の 8. ESGを考慮した投資等

実施した。

当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資 的な収益確保を図 | 産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険 者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加 えて、非財務的要素であるESG (環境・社会・ガバナンス) を考慮した 投資を推進する」とされている。このような基本的な考え方に則り、令和 3年度においては、主に以下のような取組を進めた。

株式運用においては、国内株式のESG総合指数 (FTSE Blossom Japan が、運用資産│しつつ、ESG(環│Sector Relative Index)を選定し、運用を開始した。FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、FTSE Russell 社のESG評価に基づき、企 業の気候変動リスクや機会に対する経営姿勢を評価する指数であり、親 指数に対するトラッキングエラーを抑えながら、ポートフォリオのリス ク調整後リターン改善に加え、市場や経済の持続可能性の向上につなが ることを目指している。令和3年度末までに採用したESG指数は、合 計8指数となり、投資額は約12.1兆円となった。

> また、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報 告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス(ESG)要素の統合」を踏 まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行(IBRD)と国際金融公社(IFC) に加え、欧州投資銀行(EIB)、アジア開発銀行(ADB)、北欧投資銀行(NIB)、 アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、イスラム開発銀行 (IsDB)、欧州評議会開発銀行 (CEB)、米州開発銀行 (IDB) の国際開発金 融機関10行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビ リティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案す る仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイ ツ復興開発銀行 (KfW)、スウェーデン地方金融公社 (Kommunivest)、オラ ンダ自治体金融公庫 (BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫 (NWB Bank)、 ノルウェー地方金融公社(KBN)、カナダ輸出開発公社(EDC)の6行と同 様の仕組みを構築・継続し、令和4年3月末時点での投資実績は約1.6兆 円となっている。

> なお、ESG投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスの みならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持 続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを 多面的に評価・検証している。令和3年8月には第4回目の報告書とな る「2020年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版 を公表した。「2020年度 ESG活動報告」では、ESG指数のパフォー マンスのような直接的な投資成果のみならず、ポートフォリオや日本企 業のESG評価の推移やエンゲージメントの効果などに関する定量分析 などを紹介している。また、令和2年に初めて刊行した「GPIFポート フォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行し、分析対象をス コープ3の下流(製品・サービスの消費・利用に起因する間接排出)に拡

(6)被保険者の利益のために長期的な収益確保 を図る目的で行われるものである等といった 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に 留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を 減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向 上させるため、ESG(環境・社会・ガバナン ス) を考慮した投資を推進している。

令和元年 10 月以降に、インデックス・エン トリー制をインデックス・ポスティングとし、 募集分野を限った部分実施を開始し、令和3年 度においては、国内株ESG総合指数につい て、指数に関する情報収集・分析を実施した。 提供された情報の分析の結果、国内株ESG総 合指数について、 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。

平成 29 年度より開始した FoF やゲートキー パーを通じた投資一任形式でのオルタナティ ブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開 始後のモニタリングにおいて、ESG要素を評 価対象項目として組み入れた総合評価により マネジャー評価を実施しているほか、インフラ ストラクチャー分野、国内外不動産分野、プラ イベート・エクイティ分野の運用受託機関選定 において、ESGに対する取組み姿勢・能力等 を考慮した上で審査を実施している。

特に不動産分野においてはESG活動の国 際的枠組みである GRESB に令和元年度に加入 したのに加え、前年度からは地球温暖化の科学 的分析を行う国際的イニシアティブCRRE Mをサポートし投資先ポートフォリオの長期 的価値の維持の観点から運用機関に対する啓 蒙を行っている。さらに、国内不動産分野では 運用受託機関に GRESB への加入を奨励、投資先 から入手すべきESGにかかる報告基準を呈 示することで評価の公平性を維持している。ま た、令和3年度は国内不動産分野を対象とした Climate Value-at-Riskを用いた気候変動リス クの分析を行った。

以上により、被保険者の利益のために長期的 な収益確保を図る目的で行われるものである

行われている		大するなど前年度よりも分析範囲を拡大するとともに、リスクと機会の	等といった年金積立金の管理及び運用の基本
かについて継		産業間の移転に関する分析など、よりフォワードルッキングな分析を試	的な方針に留意しつつ所期の目標を上回る成
続的に検証す		みている。	果が得られたと考える。
ること。		オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度よりESG評価プ	
	(7) ESG投資		(7) 当法人の投資原則では「投資先及び市場全
		ートキーパー) については総合評価時に自社の責任投資原則 (PRI) へ	体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収
		の取組み体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進	益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被
		を含むESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施して	保険者の利益のために長期的な収益を確保す
	て行われているか		る観点から、財務的な要素に加えて、非財務的
	及びその効果につ	票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を行っている。この	要素であるESG(環境・社会・ガバナンス)
		ような取組の進展を踏まえ、令和3年度には、業務方針において日本版	を考慮した投資を推進する」とされている。こ
	しているか。	スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を変更した。	のような基本的な考え方に則り、ESG投資に
		また、不動産分野においては投資先運用機関のESG活動を評価、モ	よる短期的な投資パフォーマンスのみならず、
		ニターする為の国際的枠組みである GRESB に加入しており、今後も積極	ESG評価の向上や企業のESG対応の強化
		的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオESGの観点からの	が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後
		改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関が GRESB に	のリターンの向上につながっているのかをE
		加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定し呈示している。	SG活動報告で、毎年多面的に評価・検証を行
		また、令和3年度は国内不動産分野を対象とした Climate Value-at-Risk	っている。令和3年8月には第4回目の報告書
		を用いた気候変動リスクの分析を行った。	となる「2020年度 ESG活動報告」を刊行し、
			同9月には同報告書の英語版を公表した。
			「2020年度 ESG活動報告」では、ESG指
			数のパフォーマンスのような直接的な投資成
			果のみならず、ポートフォリオや日本企業のE
			SG評価の推移やエンゲージメントの効果な
			どに関する定量分析などを紹介している。また
			令和2年に初めて刊行した「GPIFポートフ
			ォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続し
			て刊行し、分析対象をスコープ3の下流に拡大
			するなど前年度よりも分析範囲を拡大すると
			ともに、リスクと機会の産業間の移転に関する
			分析など、よりフォワードルッキングな分析を
			試みている。
			以上により、所期の目標を上回る成果が得ら
			れたと考える。
	(8)株式運用以		(8)債券運用においては、世界銀行グループと
	外においても、各		発表した共同研究報告書「債券投資への環境・
	資産の特性などを		社会・ガバナンス(ESG)要素の統合」を踏
	踏まえながら、E		まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行
	SGを考慮した取		(IBRD) と国際金融公社 (IFC) に加え、欧州投
	組を進めている		資銀行 (EIB)、アジア開発銀行 (ADB)、北欧投
	カュ。		資銀行 (NIB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州

<del></del>				<u> </u>
			復興開発銀行(EBRD)、イスラム開発銀行	
			(IsDB)、欧州評議会開発銀行(CEB)、米州開発	
			銀行 (IDB) の国際開発金融機関 10 行が発行す	
			るグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステ	
			ナビリティボンドへの投資機会を当法人が運	
			用を委託する運用会社に提案する仕組みを構	
			築・継続した。また、各国の政策金融機関につ	
			いても、ドイツ復興開発銀行 (KfW)、スウェー	
			デン地方金融公社(Kommunivest)、オランダ自	
			治体金融公庫 (BNG Bank)、オランダ水道整備	
			金融公庫(NWB Bank)、ノルウェー地方金融公	
			社 (KBN)、カナダ輸出開発公社 (EDC) の 6 行と	
			同様の仕組みを構築・継続し、令和4年3月末	
			時点での投資実績は約1.6兆円となっている。	
			オルタナティブ資産運用においては、運用会	
			社の選定時に、運用会社全体のESGへの取組	
			方針、運用プロセスにおけるESGインテグレ	
			ーション、投資実行後の監督体制や投資家への	
			報告体制等について、質問票による調査、ES	
			G推進に関わる担当者との面談、外部コンサル	
			タントによる評価等、複数の角度から審査をし	
			ている。また、運用開始後は、運用会社のES	
			Gへの取組態勢の変化や、運用会社が分散投資	
			した投資ファンドの責任投資原則(PRI)へ	
			の署名の有無やESG要素への対応状況等に	
			ついて、モニタリングを行っており、各運用会	
			社には、ESGへの取組状況を記載した報告書	
			の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談	
			を行い、適切な状況把握とエンゲージメントに	
			努めている。	
			以上により、所期の目標を上回る成果が得ら	
			れたと考える。	
			〈課題と対応〉	
			特になし。	
•	•			

# 4. その他参考情報

該当なし

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	. 当事務及び事業に関する基本情報							
I — 7	情報発信・広報及び透明性の確保							
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条					
	業運営を図ること							
当該項目の重要度、困難度	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー						

①主要なアウトス	プット(アウ	トカム)情報						②主要	なインプット情	報(財務情	報及び人員に	関する情報	)	
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和			令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年原
		終年度値等)												
Twitter による情	情報発信・広	291 回	230 回	292 回				予算	<b>〔額(千円)</b>					
報発信の回数	報活動の充実	(フォロワー数	(フォロワ	(フォロワ						《インプ		が困難が理由	<u> </u>	
		27,973、閲覧回数	一数	一数							は、年金積立金			テっており
		3,454,746)	33,962、	46,117、							等については、			
			閲覧回数	閲覧回数							頁目ごとの財務			J <sub>0</sub> 01C1
			4,623,682)	11,225,383)						С ТРПД	X II C C *> X 1 1/1/		100 1 1110	
YouTube への動画	情報発信・広	8本	9本	14本				決算	[額(千円)					
掲載の回数	報活動の充実	(登録者数	(登録者数	(登録者										
		1,284、視聴回数	2,296、	数、9,013、										
		7,604)	視聴回数	視聴回数										
			22,368)	41,825 (HP										
				掲載動画の										
				再生数 4,717										
				回を含む)										
生人のホームペー ジへの訪問件数 (セッション数)	情報発信・広報活動の充実	795,215	725,096	839,243				経常	7費用(千円)					
広報効果測定調査 これはスーキーキ		「信頼できる」:		「信頼でき				経常	刮益 (千円)					
こおける、法人を 「信頼できる」及	報活動の充実	33.1%	(第四期中   期目標期間	る」: 37.4%										
び「信頼できない」		「信頼できない」:	における新											
との評価の数値		27.7%	たな広報効 果測定調査	ない」:										
			を準備中)	21. 5%										
								行政	(コスト (千円)					
								従事	4人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価			
8.情報発信•広	9. 情報発信・	9. 情報発信・		9. 情報発信・広報及び透明性の確保	<評定と根拠>	評定 A		
報及び透明性の	広報及び透明性	広報及び透明性		公式ホームページについては、リニューアルを実施。法人の役割や管	評定: A	<評定に至った理由>		
確保	の確保	の確保		理・運用の仕組みを分かりやすく説明する特設ページの創設、ツイッタ	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症	中期目標においては、		
国民の関心等	国民の関心等	国民の関心等		ーや YouTube との連携、デザイン一新やスマホ閲覧対応等を行った。	の蔓延が継続する中で、中期目標に掲げられ	の関心等に応じて戦略的		
に応じて戦略的	に応じて戦略的	に応じて戦略的		令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続していること	ている戦略的な情報発信のため、引き続き	報発信や広報活動の在		
に情報発信や広	に情報発信や広	に情報発信や広		も鑑み、引き続き Web を活用した広報活動を行った。公式ツイッターを	Web を活用した広報活動を行った。	検討し、専門家のみな		
報活動の在り方	報活動の在り方	報活動の在り方		通じた発信内容等を継続的に見直してフォロワーと閲覧数が大幅に増え	ホームページについては、令和3年度には	民やメディアに対する		
を検討し、専門	を検討し、専門	を検討し、専門		たほか、公式 YouTube チャンネルの登録者数は顕著な増加となった。ま	一般被保険者への情報発信を強化した。具体	  信や広報活動の一層の		
家のみならず国	家のみならず国	家のみならず国		た、年2回の理事長会見は対面とオンラインシステムを併用して実施し	的には、①法人ウェブサイトのリニューア	継続的に取り組むこと		
民やメディアに	民やメディアに	民やメディアに		た。7月の業務概況書公表を受けた報道では、累積収益額など、長期的	ル、②アクセシビリティ (ユニバーサル) 対	   評価や効果の把握・分		
対する情報発信	対する情報発信	対する情報発信		な観点からの運用の重要性が伝わる内容も多かった。	応の強化、③スマートフォン表示の最適化	   めること、年金積立金		
や広報活動の一	や広報活動の一	や広報活動の一		令和3年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続し	(見やすい画面となるよう調整)を実施し	   及び運用の方針並びに		
層の充実に継続	層の充実に継続	層の充実に継続		た。ESGやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベント	た。その結果、公式ホームページへの訪問件	   状況等について年度の		
的に取り組むと	的に取り組むと	的に取り組むと		に合計 34 回登壇し、コロナ禍のもとにあっても引き続き法人の情報発	数(セッション数)は、基準値比プラス44,028	   況書等の公開資料を工		
ともに、その評	ともに、その評	ともに、その評		信に努めた。	の 839, 243(基準値比約 106%)となった。	   こと等により国民に分		
画や効果の把	価や効果の把	価や効果の把		これらの取組を進める中で年度後半に実施した広報効果測定調査で	公式ツイッターからの情報発信について	   すく説明すること、ス		
屋・分析に努め	握・分析に努め	握・分析に努め		は、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼でき	は、ホームページとの統一感を演出するとと	   ードシップ責任を果た		
ること。	る。	る。		ない」と回答した割合が減少した。	もに、投稿内容のバラエティを増やすなど充	  の活動やESG投資及		
年金積立金の	年金積立金の	年金積立金の			実した。年間 292 回 (基準値比約 100.3%、	   タナティブ投資につい		
管理及び運用の	管理及び運用に	管理及び運用に			昨年度比約 127%) 投稿し、アウトカムを表	りやすく情報発信する		
方針並びに運用	関して、各年度	関して、国民の			すフォロワー数は基準値比プラス 18,144 の	としている。		
の状況等(年金	の管理及び運用	より一層の理解			46,117 (基準値比約 165%)、閲覧数は基準値	   この事項は、年金積		
債立金の役割、	実績の状況(運	と協力を得るた			比プラス 7,770,637 回の 11,225,383 回(基	   管理及び運用に対する		
長期分散投資の	用資産全体の状	め、年度の業務			準値比約325%)といずれも大幅な伸びとな	   信頼を確保するための		
効果、長期運用	況、運用資産ご	概況書など公開			った。	   役割を果たすことから		
幾関である法人	との状況、各運	資料をより一層			YouTube については、リニューアルした3	   度が高いものとしてい		
の特性に応じた	用受託機関等の	分かりやすいよ			つの動画の掲載、運用状況の動画の掲載等、			
軍用の状況等)	状況、管理運用	うに工夫すると			年間の動画掲載回数は基準値比プラス6回	   これに対し、法人に		
こついて、年金	委託手数料、運	ともに、ホーム			の 14 回 (基準値比 175%) となった。アウト	は、中期計画期間にお		
漬立金の管理及	用受託機関等の	ページ等を活用			カムを表す登録者数は基準値比プラス7,729	   報の方向性、効果的コ		
び運用に対する	選定等を含む。)	して迅速に公表			の 9,013 (基準値比約 702%)、視聴回数は基	トレーション等を整理し		
国民の理解を深	等について、毎	する。また、運			準値比プラス 34, 221 の 41, 825 (基準値比約	   的方針「GPIFにお		
めることができ	年1回(各四半	用の多様化、高			550%) と顕著に増加した。	   面の広報方針」をもとん		
るよう、年度の	期の管理及び運	度化や国際化に			「2020 年度業務概況書」においては、運用			
業務概況書等の		おいても国民に			に関する知識・経験がそれほど多くない方を			
公開資料をより		対する情報公			想定して、冒頭に年金制度における積立金や	   に、情報発信強化、透明		
一層分かりやす		開・広報活動の			当法人の役割等について分かりやすく解説			
いように工夫す		在り方を検討			したページを追加した。また、管理運用業務			

ること等によ	を含む。) 等につ	し、充実等を図	
り、厚生労働省	いては四半期ご	る。	
と連携して、国	とに) ホームペ	具体的には、	
民に分かりやす	ージ等を活用し	以下の取組を進	
く説明するこ	て迅速に公表す	めることとし、	
と。	る。	その際、市場へ	
スチュワード	また、管理運	の影響に留意す	
シップ活動やE	用法人が、数十	るとともに、管	
SGを考慮した	年の投資期間を	理運用法人が、	
投資について、	有する超長期投	数十年の投資期	
長期的な収益を	資家であり、か	間を有する超長	
確保する観点か	つ、今後数十年	期投資家であ	
らの取組である	にわたり積立金	り、かつ、今後	
ことを踏まえ	が大きく積み上	数十年にわたり	
て、分かりやす	がっていく可能	積立金が大きく	
く情報発信する	性が大きい、と	積みあがってい	
こと。	いう特性を有す	く可能性が大き	
オルタナティ	ることを踏ま	い、という特性	
ブ投資につい	え、そのあるべ	を有することを	
て、投資手法や	き運用の姿につ	踏まえ、そのあ	
投資対象等を分	いて多面的な観	るべき運用の姿	
かりやすく情報	点(長期国際分	について多面的	
発信すること。	散投資の必要	な観点(長期国	
法人が行う年	性、オルタナテ	際分散投資の必	
金積立金の管理	ィブ投資の意	要性、オルタナ	
及び運用の透明	義、スチュワー	ティブ投資の意	
性を確保するた	ドシップ活動や	義、スチュワー	
め、年金積立金	ESG投資の考	ドシップ活動や	
の運用結果、運	え方等) から国	ESG投資の考	
用手法、管理運	民の理解を得ら	え方等) から国	
用委託手数料、	れるよう、分か	民の理解を得ら	
運用受託機関等	りやすい情報発	れるよう、分か	
の選定過程・結	信の在り方につ	りやすい情報発	
果、保有する全	いて検討を深め	信の在り方につ	
ての有価証券の	る。	いて検討を深め	
銘柄名(債券に	その際、管理	る。	
ついては発行体	運用法人のホー		<評価の視点>
名)及び当該銘	ムページや業務	(1)第4期中	(1) 国民の関心
柄の時価総額に	概況書等の一層	期計画期間に	等に応じて戦略的
ついて、公表す	の充実を図るほ	おける広報の	に情報発信や広報
			l

ること。また、経一か、役員の講演一方向性や広報一活動の在り方を検

営委員会の審議 | 等を含め案件の | 内容に応じた | 討し、情報発信や

の運用について解説するページも新設し、積 ューアル・充実 極的な情報発信及び透明性の向上を図った。

広報効果測定調査では、当法人を認知して いる人のうち、当法人の活動を「信頼できる」 と回答した人の割合は37.4%となり、令和 2年の前回調査(33.1%)に比べて4ポイン ・ アクセシビリティの改善 ト以上増えた一方で、「信頼できない」と回 答した人の割合は 21.5%となり前回調査 ・ ツイッターやユーチュー (27.7%) に比べて6ポイント以上減少し た。特に、20 代の若年層における信頼感が 40.9%から60.3%に上昇した。

ESG活動に関する情報発信については、 ESGの取組を評価し、投資効果の確認と透 明性を確保する観点から、「2020年度 ES G活動報告」を刊行した。さらに、令和2年 度に引き続き「GPIFポートフォリオの気 |・ 2020 年度業務概況書 候変動リスク・機会分析」も刊行した。報告 書では、TCFD の提言に沿った情報開示も行 っているとともに、気候変動リスク・機会が 当法人のポートフォリオに与える影響につ いて統合的な分析を実施した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得 られたと考えられることから、Aと評価す る。

担当理事兼 CIO が1年間を振り返り当法人 ・ 公式ホームページをリニ

年金積立金の役割、長期 分散投資の効用、ESG投 資など、イラストを交えて 分かりやすく解説

- (ユニバーサル対応など)
- ブを活用した広報

投稿内容のバラエティ充 実、発信回数の増加、若い世 代も意識した「ESG図解」 や法人の使命をコンパクト に伝える「GPIF works for all generations」等の動画

- (2021年7月公表)の充実
- 年金積立金の役割等を分 かりやすくイラスト解説 したページ、管理運用業 務担当理事兼 CIO が年度 を振り返り解説するペー ジを新設。
- オルタナティブ投資につ いて、時価総額の増減の 要因分解等のコラムを掲 載し、同投資に対する理 解を促進
- ・ スチュワードシップ責任 を果たすための活動及びE SG投資について、「スチュ ワードシップ活動報告」、 「2020 年度ESG活動報 告」(4回目の刊行)、その別 冊「GPIFポートフォリ オの気候変動リスク・機会 分析」(2回目の刊行)を公 表

なお、以下の状況を踏まえ

## 【評価の視点】

(1)令和2年度に策定した、第4期中期計 画期間における広報の方向性や広報内容 に応じた効果的なコミュニケーションツ ールの活用方策等を整理した基本的方針 「GPIFにおける当面の広報方針」をもしると、年金積立金運用に関す

(1) 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方向 |

性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方

策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」を

もとに、令和3年度には一般被保険者への情報発信を強化した。具

体的には、①法人ウェブサイトのリニューアル(より親しみやすく

の透明性の確保 | 性格に応じた効 | 効果的なコミ | 広報活動の一層の を図るため、議 事録及び議事概 を工夫する。 要をそれぞれ厚 生労働省令(年 | の取組について | 理した基本的 | 把握・分析を行っ 金積立金管理運 は、定期的に検|方針をもとに、 用独立行政法人 | 証等を行い、そ | 広報活動の評 |の結果を踏まえ| 価を定期的に の業務運営、財 務及び会計並び て、取組内容を 行い、活動内容 に人事管理に関 継続的に改善す する省令(平成 る。 18 年厚生労働 さらに、経営 省 令 第 60 委員会が重要事 号)) で定める期 | 項と判断する事 間の経過後速や「項については、 かに公表するこ | 経営委員会の審 議を経て議決を 行うなど、経営 【重要度 高】 委員会による適 上記の事項 切な監督の下 は、年金積立金 で、その透明性 の管理及び運用しを確保するとと に対する国民の もに、経営委員 信頼を確保する | 会の審議の透明 ための主要な役 | 性の確保を図る 割を果たすことしため、議事録等 から、重要度が 及び議事概要を 高いものとすしそれぞれ厚生労 る。 働省令 (年金積 立金管理運用独 立行政法人の業

務運営、財務及

び会計並びに人

事管理に関する

省令(平成18

年厚生労働省令

第60号))で定

める期間の経過

後速やかに公表

加えて、管理

運用法人が行う

する。

果的な情報発信 ユニケーショ 充実に継続的に取 ンツールの活しり組むとともに、 こうした広報 用方策等を整 その評価や効果の ているか。

の改善を図る。

するため、イラストを中心としたデザインに変更)、②アクセシビリ ティ (ユニバーサル) 対応の強化 (総務省「みんなのアクセシビリ ティ評価ツール miChecker Ver. 2.0」を用いて評価を実施、情報通 信アクセス協議会が定める「JIS X 8341-3:2016 レベル AA」に準拠 していることを確認)、③スマートフォン表示の最適化(スマートフ オンからの閲覧増加を受け、見やすい画面となるよう調整を実施) を実施した。その結果、公式ホームページへの訪問件数(セッショ ン数) は、基準値比プラス 44,028 の 839,243 (基準値比約 106%) となった。

また、引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。 具体的には、背景画像をリニューアルしたホームページのデザイン に合わせ、統一感を演出したとともに、投稿内容のバラエティを増 やし、情報発信の充実を企図した。前年度はコロナ禍による出勤抑 制の影響で投稿数が大きく減少していたが、令和3年度は投稿方法 の見直し等により年間 292 回 (基準値比約 100.3%、昨年度比約 127%) とアウトプットを回復させた。アウトカムを表すフォロワー 数は基準値比プラス 18,144 の 46,117 (基準値比約 165%)、インプ レッション(閲覧)数は基準値比プラス 7,770,637 回の 11,225,383 回(基準値比約325%)となった。

YouTube については、リニューアルした3つの動画の掲載(「GP IFってなに?」、「ESG図解」及び「GPIF works for all generations」)、運用状況の動画の掲載等、年間の動画掲載回数は基 準値比プラス6回の14回(基準値比175%)、登録者数は基準値比 プラス 7,729 の 9,013 (基準値比約 702%) となり、視聴回数につい ても基準値比プラス 34,221 の 41,825 (基準値比約 550%) となり、 2年連続で顕著な増加となった。

さらに、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解 と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、 「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」 (広報効果測定調査)を実施した。当法人を認知している人のうち、 当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は37.4%となり、 令和2年の前回調査(33.1%)に比べて4ポイント以上増えた一方 で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.5%となり前回調査 (27.7%) に比べて6ポイント以上減少した。特に、20代の若年層 における信頼感が 40.9%から 60.3%に上昇した。

とに、令和3年度には一般被保険者への情 る理解を深めるための法人の 報発信を強化した。具体的には、①法人ウ ェブサイトのリニューアル (より親しみや すくするため、イラストを中心としたデザ インに変更)、②アクセシビリティ(ユニ バーサル)対応の強化(総務省「みんなの」・ ツイッターのフォロワー アクセシビリティ評価ツール miChecker Ver. 2.0 を用いて評価を実施、情報通信 アクセス協議会が定める「IIS X 8341-3:2016 レベル AA | に準拠していることを 確認)、③スマートフォン表示の最適化(ス マートフォンからの閲覧増加を受け、見や すい画面となるよう調整を実施)を実施し た。その結果、公式ホームページへの訪問 件数(セッション数)は、基準値比プラス 44,028の839,243(基準値比約106%)と なった。

公式ツイッターからの情報発信につい ては、背景画像をリニューアルしたホーム ページのデザインに合わせ、統一感を演出 | 報等の取組は、引き続き新型 したとともに、投稿内容のバラエティを増 やし、情報発信の充実を企図した。前年度 制約があった中で、広報の基 はコロナ禍による出勤抑制の影響で投稿 数が大きく減少していたが、令和3年度は | 組や工夫を含めて効率的・効 投稿方法の見直し等により年間 292 回(基 | 果的に中期目標が求める情報 準値比約 100.3%、昨年度比約 127%) と アウトプットを回復させた。アウトカムを|等に取り組んだものであり、 表すフォロワー数は基準値比プラス 年金積立金運用に関する国民 18,144の46,117(基準値比約165%)、イ ンプレッション (閲覧) 数は基準値比プラ | あった。中期目標において重 ス 7,770,637 回の 11,225,383 回 (基準値 比約325%)となった。

3 つの動画の掲載 (「G P I F ってな | の目標を上回る成果が得られ に?」、「ESG図解」及び「GPIF works for ていると認められることか all generations」)、運用状況の動画の掲しら、「A」と評価する。 載等、年間の動画掲載回数は基準値比プラ ス6回の14回(基準値比175%)、登録者 | <指摘事項、業務運営上の課 数は基準値比プラス 7,729 の 9,013 (基準 | 題及び改善方策> 値比約702%)となり、視聴回数について 法人においては、引き続き、年 も基準値比プラス 34, 221 の 41,825 (基準 値比約550%)となり、2年連続で顕著な する国民の一層の理解に資す

取組が一定の効果を上げてい ることがうかがえる。

- ホームページへの訪問件 数は、前年度末比で増加。
- 数や閲覧数、ユーチューブ 動画の登録者数や視聴回数 は、いずれも前年度末比 120%超の大幅増加
- 広報効果測定調査の結果 において、
- ・法人を認知している人の うち GPIF の活動を「信頼 できる」割合が増加
- 特に20代の若年層におけ る信頼感が大きく上昇

以上のような情報発信・広 コロナウイルスの影響による 本的方針に基づいて新規の取 発信・広報活動の一層の充実 の理解・信頼に資するもので 要度が高いとしている目標で あることや新たな取組を実施 YouTube については、リニューアルした していることも踏まえ、所期

金積立金の管理及び運用に関

年金積立金の管 理及び運用の透 明性を更に高め るため、保有す て、できる限り 詳細なレベルで 把握した上で、 適切な情報開示 の在り方を検討 する。その際、 慮する。

響に留意する。

る全ての有価証 (2) 基本ポー 券の銘柄名(債 トフォリオの の管理及び運用の 券については発 | 考え方や長期 | 方針並びに運用の 行体名) と当該 国際分散投資・ 状況等 (年金積立 有価証券の時価 | ESG投資の | 金の役割、長期分 総額を公表す│意義等をホー│散投資の効果、長 る。併せて、オ ムページで分 期運用機関である ルタナティブ投 かりやすく説 法人の特性に応じ 資の投資案件に | 明する。また、 ついても、でき
オルタナティ
について、年金積 るだけ分かりや | ブ投資につい | 立金の管理及び運 すい形での情報 | ても、その 意 | 用に対する国民の 開示を進めると│義・役割や投資│理解を深めること ともに、運用会 | 案件の概要等 | ができるよう、年 社等に対して支┃をホームペー┃度の業務概況書等 払っている実質 | ジ等で分かり | の公開資料をより 的な費用につい | やすく説明す | 一層分かりやすい

(2) 年金積立金

| た運用の状況等)

ように工夫するこ

と等により、国民

に分かりやすく説

明しているか。

(3) 年金制度 運用会社等との における積立 契約内容にも配 金や管理運用 法人の役割等 これらの情報を分かりやす 公開に当たって│く解説したパ は、市場への影 ンフレットを 作成し、ホーム ページ等で周 知する。

(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の 意義等については業務概況書やホームページにおいて説明している ほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分 散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページの コンテンツを充実させている。

令和3年度は新たに、ホームページにおいて現行の中期計画に合 わせ、トップページのタブを変更し、「ESG·スチュワードシップ」、 「運用の多様化」を設置した。

オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な投資 案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように内 容を工夫した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式で 分かり易く解説を加えており、令和3年度には、オルタナティブ資 産にかかる NAV 変動要因、PE ファンドにおける I カーブ、新型コロ ナウイルス感染症によるオルタナティブ投資への影響について、の 3トピックにかかるコラムを掲載し、読者のオルタナティブ投資に 対する理解の促進を図った。また、令和2年度からは、ホームペー ジ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメー ジについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー 「オルタナティブ資産の運用とは」を開設し、その意義・役割や投 資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明 しており、令和3年度においても記載内容の一部見直しを行った。

(3) ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分 散投資の効用、ESG投資について、イラストを交えて分かりやす く紹介する特設ページ「GPIFってなに?」を新設した。

増加となった。

以上により、所期の目標を上回る成果が「信・広報等の一層の充実に努 得られたと考える。

際分散投資・ESG投資の意義等についてしまれる。 は業務概況書やホームページにおいて説 明しているほか、主要4資産の時系列デー タや身近な例を活用し、長期国際分散投資 について国民へわかりやすく訴求するよ う、ホームページのコンテンツを充実させ ている。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が継 続していることも鑑み、令和3年度の役職 員の講演等への登壇はオンラインを中心 に継続した。ESGやオルタナティブ投資 関連の講演会など、国内外のイベントに合 計34回登壇し、コロナ禍にあっても引き 続き法人の情報発信に努めた。

また、ホームページにおいて、年金制度 における積立金の役割、長期分散投資の効 用、ESG投資などについて、イラストを 交えて分かりやすく紹介する特設ページ 「GPIFってなに?」を新設した。

さらに、「2020年度業務概況書」におい ては、運用に関する知識・経験がそれほど 多くない方を想定して、冒頭に年金制度に おける積立金や当法人の役割等について 分かりやすく解説したページを追加した。 また、管理運用業務担当理事兼 CIO が 1 年 間を振り返り当法人の運用について解説 するページも新設し、積極的な情報発信及 び透明性の向上を図った。

以上により、所期の目標を上回る成果が 得られたと考える。

るよう、国民に対する情報発 めるとともに、法人の情報発 信・広報等の効果の評価・分析 (2)基本ポートフォリオの考え方や長期国 │に継続的に取り組むことが望

> <その他事項> (外部有識者の意見) 特になし

		<u> </u>							
(4)	) 令和2年	(3) 年金積立金	(4) 透明性の向	上を図るため、	令和3年度計画	において、令和	12年度	(3)透明性の向上を図るため、令和3年度	
度の	管理及び	の管理及び運用の	の業務概況書	は7月の第一金	曜日、令和3年	度の各四半期の	運用状	計画において、令和2年度の業務概況書は	
運用	実績の状	運用実績の状況等	況は、期末日	の翌々月の第一	金曜日(金曜日	が休日の場合は	その前	7月の第一金曜日、令和3年度の各四半期	
况(3	運用資産全	について、毎年1	日) を公表日	と明記し、下記	のとおり公表を	行った。		の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜	
体の:	状況、運用	回・四半期毎にホ	【公表日】				_	日(金曜日が休日の場合はその前日)を公	
資産	ぎごとの状	ームページ等を活	業務概況書	第1四半期	第2四半期	第3四半期		表日とすることとし、公表を行った。	
况、	各運用受託	用して迅速な公表	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和3年度)	(令和3年度)		以上により、所期の目標を達成している	
機関	等の状況、	を行っているか。	R3. 7. 2	R3. 8. 6	R3. 11. 5	R4. 2. 4	]	と考える。	
運用	管理委託		「2020 年度	業務概況書」に	おいては、運用	に関する知識・	経験が		
手数	料、運用受		それほど多く	ない方を想定し	て、冒頭に年金	制度における積	立金や		
1	と関等の選		当法人の役割	等について分か	りやすく解説し	たページを追加	Iした。		
定等	を含む。)		また、管理運	用業務担当理事	:兼 CIO が 1 年間	を振り返り当法	人の運		
につ	いては、7		用について解	説するページも	新設し、積極的	な情報発信及び	透明性		
月の	第一金曜		の向上を図っ	た。					
日に	ホームペ								
	>等により								
情報	最を公開す								
	また、令和								
3 年	医度の四半								
期の	運用状況								
につり	いては、期								
末日	の翌々月								
の第	5一金曜日								
にホ	ニームペー								
ジ等	により情								
報を	公開する。								
	体的な公表								
	、令和2年								
	管理及び運								
	績の状況は								
	2日に、令								
	年度の四半								
	運用状況は								
	6日、11								
	日、2月4								
	する。								
	0								
(5)	)監査委員		(5) 監査委員会	監査の結果及び	監査法人による	外部監査の結里	につい		
	び監査法				情報の公表を行		.,. ,,		
	)監査の結		C, A, A,	✓ (○)的収し、	日本ハムなでし	J 1℃0			
	ついては、								
	回ホーム								
					69				

ページで情報				
を公開する。				
(6) スチュワ	(4) スチュワー	(6)スチュワードシップ活動については、以下の情報の公表を行った。	(4) 当法人のスチュワードシップ活動につ	
ードシップコー	ドシップ活動やE	<ul><li>①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活</li></ul>	いて、「スチュワードシップ活動報告」を	
ドへの対応状況	SGを考慮した投	動報告」を公表(令和4年3月29日)し、令和3年度の当法人のスチ	公表(令和4年3月29日)し、令和3年	
及び株主議決権	資について、長期	ュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホ	度の当法人のスチュワードシップ活動の	
行使の結果等の	的な収益を確保す	ームページに掲載した。	状況及び株主議決権行使状況の概要等に	
公表について、	る観点からの取組	②当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシッ	ついてホームページに掲載した。	
引き続き分かり	であることを踏ま	プ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシッ	ESGの取り組みを評価し、投資の効果	
やすい内容とな	えて、分かりやす	プ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワ	を確認するとともに、透明性を確保する観	
るよう努める。	く情報発信してい	ードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとし	点から、平成30年より「ESG活動報告」	
	るか。	たグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。	を毎年刊行している。令和3年8月には第	
		③当法人の取組事項も増えたため、冒頭のページにこの一年間の主な	4回目の報告書となる「2020年度 ESG	
		トピックスを追加した。「エンゲージメント強化型パッシブファンド追	活動報告」を刊行し、同9月に同報告書の	
		加採用」、「2022 年度からの債券のスチュワードシップ評価開始」、「運	英語版を公表した。さらに、「2020年度 E	
		用受託機関が選ぶ優れた開示シリーズの拡大」の3点を記載した。	SG活動報告」の別冊として「GPIFポ	
		④個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュ	ートフォリオの気候変動リスク・機会分	
		ワードシップ活動報告の中で公表している。	析」を刊行した。報告書では、TCFD の提言	
		⑤「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成し	に沿った情報開示を行ったとともに、気候	
		ホームページに掲載している。	変動リスク・機会が当法人のポートフォリ	
			オに与える影響について統合的な分析を	
			行った。	
			以上により、所期の目標を上回る成果が	
			得られたと考える。	
	(5) オルタナテ		(5) オルタナティブ投資について、業務概	
	ィブ投資につい		況書において具体的な投資案件の概要、写	
	て、投資手法や投		真を掲載し具体的なイメージが掴みやす	
	資対象等を分かり		いように内容を工夫した。また、年度ごと	
	やすく情報発信し		に各アセットについてコラム形式で分か	
	ているか。		り易く解説を加えており、令和3年度に	
			は、オルタナティブ資産にかかる NAV 変動	
			要因、PE ファンドにおける J カーブ、新	
			型コロナウイルス感染症によるオルタナ	
			ティブ投資への影響について、の3トピッ	
			クにかかるコラムを掲載し、読者のオルタ	
			ナティブ投資に対する理解の促進を図っ	
			た。	
			さらに、情報発信範囲の拡充の観点か	
			ら、ホームページ内にオルタナティブ投資	
			の意義や役割、投資先の具体的なイメージ	
<u> </u>	1	70		

			T	について珊鈿も深めてこしがでもてしる	
				について理解を深めることができるよう	
				な一般向けのコーナー「オルタナティブ資	
				産の運用とは」を令和2年度から開設し、	
				その意義・役割や投資案件の概要等を投資	
				案件の写真を使うなどして分かりやすく	
				説明しており、令和3年度においても記載	
				内容の一部見直しを行った。	
				以上により、所期の目標を上回る成果が	
				得られたと考える。	
		(6) 社上の海田		(6)「左入建立人の笠畑及が宝田に用して	
		(6)法人の運用		(6)「年金積立金の管理及び運用に関して、	
		について多面的な		国民の一層の理解と協力を得る」ことを目	
		観点から国民の理		的として行う当法人の広報活動について、	
		解を得られるよう		「その企図する効果が得られているか評」	
		にするための分かりなった。		価・分析するための調査」を実施した。当	
		りやすい情報発信		法人を認知している人のうち、当法人の活	
		のあり方の検討、		動を「信頼できる」と回答した人の割合は	
		法人のホームペー		37.4%となり、令和2年の前回調査	
		ジや業務概況書等		(33.1%) に比べて 4 ポイント以上増えた	
		の充実等の広報の		一方で、「信頼できない」と回答した人の	
		取組についての定		割合は21.5%となり前回調査(27.7%)に	
		期的な検証等及び		比べて6ポイント以上減少した。特に、20	
		その結果を踏まえ		代の若年層における信頼感が 40.9%から	
		た取組内容の継続		60.3%に上昇した。	
		的な改善を行って		以上により、所期の目標を上回る成果が	
		いるか。		得られたと考える。	
	(7)経営委員	(7)年金積立金	(7)運用委員会の議事録については、一定期間 (7年) 経過した第74	(7)年金積立金の管理及び運用の透明性を	
	会が重要事項と		回~第88回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。	確保するため、年金積立金の運用結果、運	
	判断する事項に		なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期	用手法、管理運用委託手数料、運用受託機	
		   託手数料、運用受	間(7年)経過後の公表に向けた、所要の手続きを行った。	関等の選定過程・結果等について、業務概	
		託機関等の選定過	加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、	況書等で適切に公表した。また、令和3年   これでは、	
		程・結果、保有する	令和3年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価	3月末時点の保有する全ての有価証券の	
		全ての有価証券の	証券の時価総額を公表した。	銘柄名と当該有価証券の時価総額をホー	
		銘柄名(債券につ	Employ 12 1 4 Imploy By C Employ O I Co	ムページで公表した。	
		いては発行体名)		以上により、所期の目標を達成している	
	の透明性を確保			と考える。	
		総額を公表してい			
	経営委員会の審				
<u>.                                      </u>	にロタバムが毎	₩ 0	71		

議の透明性の確			
保を図るため、	(8)経営委員会		(8) 令和3年度においては該当がなかっ
議事録等及び議	が重要事項と判断		た。
事概要をそれぞ	する事項につい		
れ厚生労働省令	て、経営委員会の		
で定める期間の	審議を経て議決を		
経過後速やかに	行うなど、経営委		
公表する。加え	員会による適切な		
て、管理運用法	監督の下で、その		
人が行う年金積	透明性の確保を行		
立金の管理及び	っているか。		
運用の透明性を			(9)適切に経営委員会の議事概要を公表す
更に高めるた	(9)経営委員会		るとともに、議事録の公表の手続きを進め
め、保有する全	の議事録及び議事		ており、所期の目標を達成していると考え
ての有価証券の	概要をそれぞれ厚		る。
銘柄名と当該有	生労働省令で定め		
価証券の時価総	る期間の経過後速		
額を公表する。	やかに公表してい		
	るか。		
(8) 運用にお		(8) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的	
けるESGの		なリターンを向上させるため、ESG(環境・社会・ガバナンス)	
取り組みを評		に関する取り組みを積極的に推進している。このようなESGの取	
価し、投資の効		り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保す	
果を確認する		る観点から、平成 30 年より「ESG活動報告」を毎年刊行してい	
とともに、透明		る。令和3年8月には第4回目の報告書となる「2020 年度 ESG	
性を確保する		活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。さ	
観点からES		らに、「2020年度 ESG活動報告」の別冊として「GPIFポート	
G活動報告を		フォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、	
作成する。		TCFD の提言に沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リス	
		ク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な	
		分析を行った。当法人では、ESGへの取り組みの効果を毎年繰り	
		返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていくこととし	
		ている。	
			〈課題と対応〉
			特になし。

# 4. その他参考情報

該当なし

### 様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する	3基本情報		
II-1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
一般管理費(システム関連経費及び人件費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計額(千円)(ア)		5,984,686	4,365,478	4,744,947				
中期計画を踏まえた節減 額(千円)(イ)	_	_	1,619,208	54,132				
達成度	_	_	100%	100%				
(参考) 執行額 (千円)	_	_	2,521,265	2,745,730				

注)達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	法人の業務実績・自己評価					
				業務実績	自己評価					
第4 業務運	第2 業務運	第2 業務運		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<評定と根拠>	評定	В			
営の効率化に	営の効率化に	営の効率化に			評定:B	<評定に至	でった理由>			
関する事項	関する目標を	関する目標を			「効率的な業務運営体制の確立」は、組織編成及	自己評価	i書の「B」との			
	達成するため	達成するため			び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して	評価結果が	が妥当であるこ			
	とるべき措置	とるべき措置			見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映	とを確認で	ぎきた。			
					した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な					
1. 効率的な	1. 効率的な	1. 効率的な		1. 効率的な業務運営体制の確立	業務運営体制を確立することとされている。また、	<指摘事項	夏、業務運営上の			
業務運営体制	業務運営体制	業務運営体制		(1) 期初に採用委員会を開催し、令和3年度に募集する職務や人員につい	一般管理費(システム関連経費及び人件費を除く。)	課題及び改	(善方策>			
の確立	の確立	の確立		て検討した結果、運用の多様化・高度化への対応を行うための人材(フロ	及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手	法人にお	いては、引き続			
組織編成及	業務運営を	(1) 事務処		ント・ミドル業務を担う人材、金融工学の知識を持つ人材、運用機関の評	数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る	き、業務の	実情に即した組			
び管理部門を	効率的かつ効	理の迅速化を		価等を行う人材)、リスク管理・内部統制機能の強化を行うための人材(法	経費を除く。)の合計について、令和元年度を基準と	織編成及で	<b>バ人員配置の見</b>			
含む各部門の	果的に実施す	図り、組織編		務の人材、市場リスク・オルタナリスクを管理する人材、監査・業務リス	して、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行	直しなど刻	効率的な業務運			
人員配置を実	るため、他の	成及び人員配		ク対応を行う人材)及びデータマネジメント強化のための人材の採用を	政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年	営の確立に	取り組むこと、			

情に即して見 民間金融機関 置を各部門の 直すこと。そ | 等の例も参考 | 業務の質量に の際、人員の にしつつ、組 応じて見直す 増員を含む組 | 織編成及び管 | とともに、効 織体制の拡大 | 理部門を含む | 率的かつ効果 を行う場合に 各部門の人員 的に業務を遂 は、経営委員 | 配置を実情に | 行できるよう 会の関与の下 即して見直す な体制の整備 で、その必要 とともに、業 を行う。 性等の精査を | 務運営の高度 十分に行った 化・効率化の (2) 人事評 上で進めるこしために、AI、一価制度につい と。また、経費 | RPA等の先 | ては、経費節 節減の意識及 進技術を積極 減の意識・取 び能力・実績 | 的に活用す | 組も評価項目 を反映した業 る。その際、人 としつつ、適 續評価等を適 員の増員を含 正な運用を図 切に行うことしむ組織体制のしる。 により、効率 拡大を行う場 的な業務運営 合には、経営 体制を確立す 委員会の関与 ること。 の下で、その 必要性等の精 査を十分に行 った上で進め また、経費 節減の意識及 び能力・実績 を反映した業 績評価等を適 切に行う。

2.業務運営

中期目標期

び人件費を除し

う経費節減

間中、一般管 | 間中、一般管 |

ム関連経費及 ム関連経費、

中期目標期

う経費節減

う経費節減

<定量的指標> 2. 業務運営 2. 業務運営

中期目標期間 の効率化に伴しの効率化に伴しの効率化に伴し中、一般管理費 (システム関連 一般管理費 経費及び人件費 (システム関 を除く。)及び業 理費(システ|理費(システ|連経費、人件|務経費(システ 費を除く。)及 ム関連経費、管 人 件 費 を 除 | び 業 務 経 費 | 理運用委託手数 く。) 及び業務 | く。) 及び業務 | (システム関 | 料、運用指数利

重点的に進めることとした。

また、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう、組織編制及び人員配しるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度し 置に常に気を配り、令和3年度においては、4月、7月、9月、11月、 12月に人事異動(配置換え)を実施した。

(2)職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図る │ 定し、それに基づく採用活動を進め、また、適宜人 ことを目的として、人事評価を実施した。

令和3年度において、正規職員の実績評価については令和2年度下期 │ るよう、人員配置を見直している。加えて、経費節 │ 実績評価(令和2年10月~令和3年3月)を令和3年4~5月に実施し、 その結果を令和3年6月期の賞与に、令和3年度上期実績評価(令和3 年4月~9月)を令和3年10月~11月に実施し、令和3年12月期の賞 与に反映させた。

正規職員の能力評価(令和3年1月~令和3年12月)については、令 | ているのに対し、令和3年度の予算額は、前年度比 和4年1月に実施し、令和4年3月にフィードバック面談を行い、被評 価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和4年4月の昇給等へ反 | いても適切に取り組んでいる。 映させた。

ては、令和3年4~5月に実施し、令和3年6月期の賞与に反映させる とともに、令和3年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や 更新条件の判断材料に用いた。

その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業 務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評 価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤|取り組み、業務運営の効率化の向上に寄与した。 務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

(1)中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費│高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人 (システム関連経費、人件費を除く。) 及び業務経費(システム関連経費、 管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費 | 日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づ を除く。)の合計について、高度で専門的な人材の確保をはじめ、運用の | き新規に追加されるものや拡充される分を除き、前 高度化・多様化等に対応するために令和3年度に新規に追加されるもの や拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行 │ 以上の節減を行っていることから、所期の目標を達 う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、 調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に

12 月 24 日閣議決定。)等に基づき新規に追加され │ 組織体制の拡大を行う場 比 1.24%以上の効率化を行うこと、法人が策定し た調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する こととされている。さらに、運用の基盤となる情報 システムの整備等を行う等、業務におけるITの活 用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること とされている。

効率的な業務運営体制を確立することとされてい るのに対し、採用委員会において職員採用方針を決 事異動を行い、効率的かつ効果的に業務を遂行でき 減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実 績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度と している。

経費節減及び契約の適正化を実施することとされ 1.24%以上の節減を行っており、契約の適正化につ

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う

運用専門職員の実績・能力評価(令和2年4月~令和3年3月)につい | 等、業務におけるⅠTの活用に取り組み、業務運営 の効率化の向上を図ることとされているのに対し、 「運用業務等の自動化による事務効率化業務」とし て、RPA (ロボティックプロセスオートメーショ ン)・EUC (エンドユーザーコンピューティング) の法人内導入を推進し、業務におけるITの活用に

> 以上により、所期の目標を達成していると考えら れることからBと評価する。

### <定量的指標>

令和3年度の予算額は、令和2年度を基準として、 改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24 年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24% 成していると考える。

合には経営委員会の関与 の下で必要性等の精査を 十分に行った上で進める こと、情報システムの適切 な整備及び管理を行うな ど業務の電子化に取り組 み、業務運営の効率化の向 上を図ることが望まれる。

<その他事項> (外部有識者の意見) 特になし

経費(システ|経費(システ|連経費、管理|用料、人件費及 ム関連経費、 ム関連経費、 管理運用委託 | 管理運用委託 | 料、運用指数 | る経費を除く。) 手数料、運用 | 手数料、運用 | 利用料、人件 | の合計につい 指数利用料、 指数利用料、 人件費及び短 | 人件費及び短 | 入に係る経費 | を基準として、 期借入に係る | 期借入に係る | を除く。)の合 | 高度で専門的な 経費を除く。) | 経費を除く。) の合計につい | の合計につい | 高度専門人材 | 他の「独立行政 て、令和元年 | て、令和元年 | の確保をはじ | 法人改革等に関 度を基準とし | 度を基準とし | め、運用の高 | する基本的な方 て、高度で専一て、高度専門一度化・多様化 | 針」(平成 25 年 門的な人材の | 人材の確保を | 等に対応する | 12 月 24 日閣議 確保その他の | 始め、運用の | ために当年度 | 決定。以下「基 「独立行政法│高度化・多様│に新規に追加│本的方針」とい 人改革等に関|化等に対応す|されるものや|う。)等に基づき する基本的な | るために新規 | 拡充される分 | 新規に追加され 方針」(平成 | に追加される | を除き、前年 | るものや拡充さ 25 年 12 月 ものや拡充さ | 度と比べて | れる分を除き、 24 日閣議決 | れる分を除 | 1.24%以 | 毎年度平均で前 定。以下「基本 | き、毎年度平 | 上の効率化を | 年度比1.2 的方針」とい | 均で前年度比 | 行う。 う。) 等に基づ | 1. 24%以 | き新規に追加 | 上の効率化を | いては、政府 | か。新規に追加 されるものや | 行う。新規に | の方針を踏ま | されるものや拡 拡充される分 | 追加されるも | えつつ適切に | 充される分は翌 を除き、毎年 | のや拡充され | 対応してい | 年度から1.2 度平均で前年 | る分は翌年度 | く。その際、高 | 4%以上の効率 度比 1.24%以 から 1. 2 | 度専門人材の | 化を行っている 上の効率化を | 4%以上の効 | 確保をはじ | か。 行うこと。新 | 率化を行う。 規に追加され 新規に追加│度化・多様化│【評価の視点】 るものや拡充 | されるものや | やリスク管理 | (1) 組織編成 される分は翌 | 拡充される分 | の強化等に的 | 及び管理部門を 年度から | を含む経費全 | 確に対応でき | 含めた各部門の 1.24%以上の | 般について、 効率化を図る | 予算の適正な | な人員体制を | に即して見直し こと。 執行及び必要 | 確保する。 新規に追しに応じて適切し

| 運用委託手数 | び短期借入に係 ┃費及び短期借┃て、令和元年度 | 計について、 | 人材の確保その 4%以上の効率 人件費につ 化を行っている

め、運用の高

るよう、必要 | 人員配置を実情 ているか。その また、給与|際、人員の増員 加されるもの | な見直しを行 | 水準について | を含む組織体制 や拡充される | うPDCAサ | は、国家公務 | の拡大を行う場 分を含む経費 | イクルの取組 | 員の給与、金 | 合には、経営委

努めた。また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行う ため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執 行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組 を行った。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日 閣議決定。以下「基本的方針」という。)において、法人の効果的かつ効 率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同 調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。このことを踏ま え、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組 があれば、適宜実施していくこととしているが、令和3年度においては、 該当する取組はなかった。

(単位:百万円)

	令和2年度 基準年度	令和3年度
節減対象経費 (一般管理費及び業務 経費)	4, 365	4, 745
中期計画を踏まえた節 減額	1,619	54
執行額	2, 521	2, 746

- (注1) 令和3年度の節減対象経費(一般管理費及び業務経費)は、中期計画 を踏まえた節減額(前年度の基準額に対し1.24%の効率化を行うこと により見込まれる額)を控除した額であり、また、基本的方針等に基づ き新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規 に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から 1.24%の効率化を 行う。
- (注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
- (2) 人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関す る取扱いが閣議決定(令和3年11月24日)されたことを踏まえ、国家 公務員に準じて役職員の給与改正を行う方針を決定した。

また、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、採用委員会で 決定した方針の下に必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員8名と 正規職員9名を採用した。

(3) 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は、令和3年度で128.5と 国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」と の比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。

#### 【評価の視点】

(1) 採用委員会において職員採用方針を決定し、 それに基づく採用活動を進め、また、適宜人事 異動を行い、効率的かつ効果的に業務を遂行で きるよう、人員配置を見直していることから、 所期の目標を達成していると考える。

全般につい を強化すると | 融機関等の民 | 員会の関与の下 て、予算の適|ともに、これ|間 企 業 の 給|で、その必要性 正な執行及び | らの取組につ | 与、管理運用 | 等の精査を十分 必要に応じて | いては、経営 | 法人の業務の | に行った上で進 適切な見直し | 委員会で定期 | 実績及び職員 | めているか。 を行うPDC 的に議論し、 Aサイクルの | 必要な場合は | 等を考慮し、 | (2) 経費節減 取組を強化す 見直す。 ること。 人件費につ | いては、政府 | いて検証した | した業績評価等 いては、政府 | の方針を踏ま | 上で、その適 | を適切に行って の方針を踏ま | えつつ適切に | 正化に取り組 | いるか。 えつつ適切に | 対応してい | むとともに、 対応していく く。その際、高 その検証結果 こと。その際、 | 度専門人材の | や取組状況を | (3) 運用の基 高度で専門的|確保を始め、|公表する。そ|盤となる情報シ な人材の確保 | 運用の高度 | の際、高度専 | ステムの整備等 その他の基本 | 化・多様化や | 門人材の報酬 | を行う等、業務 的方針に基づ | リスク管理の | 水準について | における IT の く施策の実施 | 強化等に的確 | は、第9の1 | 活用に取り組 に的確に対応 | に対応できる | により対応す | み、業務運営の できるよう、 よう、必要な る。 必要な人員体 | 人員体制を確 | なお、管理 | 行っているか。 制を確保する | 保する。 また、給与 | 水準について | は、新実績連 | 化のために、AI、 水準について | は、国家公務 | 動報酬制度の | RPA 等の先進技 は、国家公務 | 員の給与、金 | 導入による運 | 術の積極的活用 員の給与、金 │融機関等の民 │ 用実績に応じ │ を行っている 融機関等の民 間 企業の給 た手数料の増 か。 間 企業 の 給 | 与、管理運用 | 減や各資産別 与、法人の業│法人の業務の│の運用資産額 務の実績及び | 実績及び職員 | の増減、付加 職員の職務の「の職務の特性」価値(スチュ 特性等を考慮 | 等を考慮し、 | ワードシップ し、手当を含 | 手当を含め役 | 活動を含む。) め役職員給与|職員給与につ|等も考慮に入 について検証 | いて検証した | れつつ、収益 した上で、そ 上で、その適 との対比や要 の適正化に取し正化に取り組し因分解等を行 り組むととも むとともに、

の職務の特性

い、効率的か

に、その検証 | その検証結果 | つ合理的な水

手当を含め役しの意識及び能 人件費につ 職員給与につ 力・実績を反映

効率化の向上を 運用委託手数 また、業務運営 また、給与 | 料 に つ い て | の高度化・効率

- (4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等に ついて」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業 界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。
- (5) 管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下 回るアクティブ運用機関があったことから、前年度比 259 億円の減少と なった。

オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料につい ては、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬 体系の導入に向け鋭意交渉し実現した。管理報酬の水準に関しても、運 用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求すべく、既に選定済 の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉 を行い、効率化を実現した。また、既に選定済みの主要先進各国市場に投 資を行うグローバルインフラおよび不動産マンデートでは、運用受託機 関との間で、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとと もに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設 定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を行った。

(2)経費節減への取組を人事評価項目とし、また、 能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる 人事評価制度としていることから、所期の目標 を達成していると考える。

(3) 管理運用業務の基盤となるGPDR (Government Pension Data Repository:年金 積立金データ管理)システムの後継となるDW H (データウェアハウス) サービスについては、 予定通り 11 月並行稼働、12 月本番稼働を開始 し、GPDRシステムからDWHサービスへの 切り替えを滞りなく完了した。

また、「運用業務等の自動化による事務効率化 業務」として、RPA(ロボティックプロセス オートメーション)・EUC (エンドユーザーコ ンピューティング) の法人内導入を推進し、業 務におけるITの活用に取り組み、業務運営の 効率化の向上に寄与した。

さらに、統合文書管理システムにおいては、 法人文書管理を支える基幹システムとして、業 務運営の電子化等を更に推進するとともに、押 印廃止の観点から、紙文書の各種申請書(28帳 票)を電子化し、業務の効率化・ペーパレス化・ 業務の安定稼働に寄与した。

加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネ ジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のため のBI (ビジネスインテリジェンス) ツールの 利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き 続き、RPAを活用し、高度的・効率的な業務 運営に努めている。

以上により、所期の目標を達成していると考 える。

沈を公表する     こと。その際、高度専 高度で専門的 な人材の報酬 水準について は、第6の1 により対応す る。 ること。      お				
こと。その際、高度専門人材の報酬 水準について は、第9の1 により対応す る。 なお、管理 運用委託手数 料について は、新実績連 動報酬制度の 導入による運 用実績に応じた手数料の増 減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収益との対比や要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよう努める。 理費 (システム 関連経費及び人件費を除く。)及 び業務経費 (システム関連 組費、管理運用委 費、管理運用委 人に係る経費 を	結果や取組状	や取組状況を	準となるよう	(4)中期目標
高度で専門的 水準について は、第9の1 により対応す る。 なお、管理 運用委託手数 料について は、新実績連 動報酬制度の 導入による運 用実績に応じ た手数料の増 減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよう努める。 関連経費及び人 件費を除く。)及テム関連経費、管理運用委 費、管理運用委 長大に係る経費を 除く。)の合計に ついて、 新実績連 動報酬制度の 導入による運 中度を基準として、 高度で専門 的な人材の確保 その他の「独立 行政法人改革等 な方針」という。)等に基が かつき 理的な 水準となるよう がきるよう がきる という。)等に基が されるものやが	況を公表する	公表する。そ	努める。	期間中、一般管
本人材の報酬 水準については、第9の1により対応する。 ること。	こと。その際、	の際、高度専		理費(システム
水準については、第9の1により対応する。 ること。 なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。 なお、管理運用の1を表別です。 なお、管理運用の1を表別では、新実績連動報酬制度の 1を表別では、新実績連動報酬制度の 1を表別では、新実績連動報酬制度の 1を表別では、新実績連動報酬制度の 1を表別では、新実績にの1を表別では、新実績に、1を表別では、新実績に、1を表別では、第9の1を表別では、第9の2を表別では、第2を表別では、第2を表別では、第2を表別では、第2を表別では、第2を表別を表別では、第2を表別を表別では、第2を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	高度で専門的	門人材の報酬		関連経費及び人
は、第6の1 により対応する。	な人材の報酬	水準について		件費を除く。)及
により対応する。     なお、管理     運用委託手数 料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。     で見、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計にて、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立でも大人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものやが	水準について	は、第9の1		び業務経費(シ
ること。	は、第6の1	により対応す		ステム関連経
運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。 指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計にで、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立で政法人改革等に関する基本的な方針」(平成立ちの対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。 という。)等に基づき新規に追加されるものや拡	により対応す	る。		費、管理運用委
料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。 (件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡	ること。	なお、管理		託手数料、運用
は、新実績連 動報酬制度の 導入による運 用実績に応じ た手数料の増 減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。		運用委託手数		指数利用料、人
動報酬制度の 導入による運 用実績に応じ た手数料の増 減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。 動報酬制度の に要を基準として、高度で専門 のである。 で改法人改革等 に関する基本的 な方針」(平成 との対比や をですい、効率的 な方針」(平成 との対比を をですい、対率的 な方針」(平成 という。)等に基 でき新規に追加 されるものや拡		料について		件費及び短期借
導入による運 用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。		は、新実績連		入に係る経費を
用実績に応じ た手数料の増 減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。  年度を基準として、高度で専門的な人材の確保 その他の「独立 行政法人改革等 な方針」(平成 25年12月24日 閣議決定。以下 「基本的方針」 という。)等に基づき新規に追加されるものや拡		動報酬制度の		除く。)の合計に
た手数料の増 減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。  で、高度で専門 的な人材の確保 その他の「独立 行政法人改革等 な方針」(平成 25年12月24日 閣議決定。以下 「基本的方針」 という。)等に基 づき新規に追加 されるものや拡		導入による運		ついて、令和元
減や各資産別 の運用資産額 の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。 のな人材の確保 その他の「独立 行政法人改革等 に関する基本的 な方針」(平成 25年12月24日 閣議決定。以下 「基本的方針」 という。)等に基 づき新規に追加 されるものや拡		用実績に応じ		年度を基準とし
の運用資産額 の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。  の運用資産額  その他の「独立 行政法人改革等 に関する基本的 な方針」(平成 25年12月24日 閣議決定。以下 「基本的方針」 という。)等に基 づき新規に追加 されるものや拡		た手数料の増		て、高度で専門
の増減等、収 益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。		減や各資産別		的な人材の確保
益との対比や 要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。 に関する基本的 な方針」(平成 25年12月24日 閣議決定。以下 「基本的方針」 という。)等に基 づき新規に追加 されるものや拡		の運用資産額		その他の「独立
要因分解等を 行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。		の増減等、収		行政法人改革等
行い、効率的 かつ合理的な 水準となるよ う努める。25年12月24日 閣議決定。以下 「基本的方針」 という。)等に基づき新規に追加されるものや拡		益との対比や		に関する基本的
かつ合理的な 水準となるよ う努める。		要因分解等を		な方針」(平成
水準となるよ う努める。 「基本的方針」 という。)等に基 づき新規に追加 されるものや拡		行い、効率的		25年12月24日
う努める。 という。) 等に基 づき新規に追加 されるものや拡		かつ合理的な		閣議決定。以下
づき新規に追加 されるものや拡		水準となるよ		「基本的方針」
されるものや拡		う努める。		という。)等に基
				づき新規に追加
				されるものや拡
3. 契約の適   3. 契約の適   3. 契約の適   充される分を除	3. 契約の適	3. 契約の適	3. 契約の適	充される分を除
正化 正化 正化 き、毎年度平均	正化	正化	正化	き、毎年度平均
公正かつ透 公正かつ透 公正かつ透 で前年度比1.	公正かつ透	公正かつ透	公正かつ透	で前年度比1.
明な調達手続 明な調達手続 明な調達手続 24%以上の効	明な調達手続	明な調達手続	明な調達手続	2 4 %以上の効
による、適切による適切による適切率化を行ってい	による、適切	による適切	による適切	率化を行ってい
で迅速かつ効   で、迅速かつ   で、迅速かつ   るか。新規に追	で迅速かつ効	で、迅速かつ	で、迅速かつ	るか。新規に追
果的な調達を 効果的な調達 効果的な調達 加されるものや	果的な調達を	効果的な調達	効果的な調達	加されるものや
実現する観点 を実現する観 を実現する観 拡充される分は	実現する観点	を実現する観	を実現する観	拡充される分は
から、「独立行 点から、「独立 点から、「独立 翌年度から1.	から、「独立行	点から、「独立	点から、「独立	翌年度から1.
政法人におけ 行政法人にお 行政法人にお 24%以上の効	政法人におけ	行政法人にお	行政法人にお	24%以上の効
る調達等合理 ける調達等合 ける調達等合 率化を行ってい	る調達等合理	ける調達等合	ける調達等合	率化を行ってい
化の取組の推 理化の取組の 理化の取組の るか。	化の取組の推	理化の取組の	理化の取組の	るか。
進について」推進につい推進につい	進について」	推進につい	推進につい	
(平成 27 年 て」(平成 27 て」(平成 27 (5) 新規に追	(平成 27 年	て」(平成27	て」(平成27	(5)新規に追
5月 25 日総 年 5 月 2 5 日 年 5 月 2 5 日 加されるものや	5月 25 日総	年5月25日	年5月25日	加されるものや

(4) 令和3年度の予算額は、令和2年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。

- 3. 契約の適正化
- (1)調達の実施状況

公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に 取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等(一般競争 入札(最低価格落札方式及び総合評価落札方式)、企画競争及び公募)に よる調達を実施した。

### 【契約の実績】

(単位:件、億円)

					( 1 1 = 1	11 ( )(21)	
	令和2	2年度	令和:	3年度	比較増△減		
	件数金額		件数	金額	件数	金額	
並 <b>み</b> 1 +1 /☆	(4.5%)	(0.1%)	(3.4%)	(0.1%)	(△12.5%)	(△38. 7%)	
競争入札等	8	0.7	7	0.4	△1	△0.3	
企画競争・	(29. 8%)	(6.3%)	(41.5%)	(27. 3%)	(60. 4%)	(122. 8%)	
公募	53	40. 3	85	89.7	32	49. 4	

(5)予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見 直しを行うため、経営委員会において予算執行

務大臣決定)	総務大臣決	総発大臣決	拡充される分を	競争性の	(0.1.00)	/0 :00	/		40/)	E0 00/\	(110.00)	状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏
			含む経費全般に	ある契約	(34. 3%)	(6. 4%)	(44. 9%			50. 8%)	(119. 9%)	まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサ
	理運用法人が			(小計)	61	41.0	9	9	90. 1	31	49. 1	イクルの取組を行ったところであり、所期の目
			適正な執行及び	競争性のな	(65. 7%)	(93.6%)	(55. 1%	(72.	6%) (△	∆3. 4%)	(△60. 2%)	標を達成していると考える。
	達等合理化計		必要に応じて適	い随意契約	117	599. 8	11	3 23	38. 4	$\triangle 4$	△361. 4	TO THE STATE OF TH
	画」に基づく		切な見直しを行	合計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%	(100.	. 0%)	(15. 2%)	(△48. 7%)	
	取組を着実に		う PDCA サイク		178	640. 8	20		28. 6	27	△312. 2	
と。	実施する。	実施する。	ルの取組の強化			ぞれ四捨五	入してい	るため、	合計にお	さいてー	・致しない場	
			を行っている		ぶある。	( ) + )						
			か。また、これ	(注2) 比	較増△减の	()書き	は、分和	13年度€	)対令和 :	2年度位	伸率である。	
			らの取組につい									
			て、経営委員会	【 . 本代刊	. 内量化加	1						
			で定期的に議論	【一有沁札	・応募状況	.1		(出)	位:件、	倍四)		
			し、必要な場合		△₹n	2年度	令和3		业:行、 上較増△			
			は見直しを行っ						(111.)			
			ているか。	2者 件	数 36	94. 7%	76	95. 0%		40		
			(-) (-)	以上金	額 40.9	99. 7%	88. 3	97. 9%	(116. (	0%) 7. 4		
			(6)人件費に	1者件	数 2	5. 3%	4	5. 0%	(100.0			(6)人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応し
			ついて、政府の						(1283. 4	2 4%)		た。なお、高度で専門的な人材については、給
			方針を踏まえつ つ適切に対応し	以下金	額 0.1	0.3%	1.9	2. 1%		1. 7		与水準の弾力化を図ることなど対応しており、 運用専門職員8名の採用のほか、正規職員9名
			ているか。その	件	数 38	100.0%	80	100.0%	(110. §	5%) 42		の採用等により、人員体制の確保を行ったとこ
			際、高度で専門	合計	<del></del>	100 00/	00.1	100 00/	(119.9			ろであり、所期の目標を達成していると考える。
			的な人材の確保	金	額 41.0	100.0%	90. 1	100.0%		9. 1		J CO J (I) J J I IN EXERGIBLE CO.
			その他の基本的			ぞれ四捨五	入してい	るため、	合計にお	いてー	・致しない場	
			方針に基づく施		ぶある。							
			策の実施に的確			争契約(一)	般競争、	企画競争	r、公募)	を行っ	た計数であ	
			に対応できるよ	る。		( ) <del>     </del>	12 人车	- 0 左曲 <i>a</i>	八払人和	0 左座	はなべよっ	
			う、必要な人員	(仕3) 比		( ) 書き	は、行和	13年度0.	ノ刈行和	∠午度1	伸率である。	
			体制を確保して	(9) 番片	的に取り組	な分野						
			いるか。	, ,			で重占的	うに 取り 幻	泪すっこ レ	とした	下記分野に	
				,,							事務処理の	
			(7)給与水準		こに努めた。		7,500	,- 0101	17·14 ~L · / L		1-1/1/C+1.+/	(7) 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)
			について、国家		争契約により							が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等
			公務員の給与、				調達を持	采用し、企	と画競争等	等は 「契	2約事務マニ	について」において、その検証結果や取組状況
			金融機関等の民	-			,,	•			見積価格の	を公表しており、所期の目標を達成していると
			間企業の給与、	根拠	等を精査し	たうえで、	契約審査	会で調達	全仕様書が	ぶ適正~	であるか、概	考える。
			法人の業務の実	算所	要額(見積	の根拠等	の確認等	等を行った	<del>ا</del> ر			
			積及び職員の職 務の特性等を考									
			務の特性等を考し 慮し、手当を含し									
			應し、子ヨを占     め役職員給与に									
			ジス1版只加ブに					78				

ついて検証した
上で、その適正
化に取り組むと
ともに、その検
証結果や取組状
況を公表してい
るか。

(10) 法人が策 定した「調達等 (再掲)

(単位:件、億円)

	令和2	2年度	令和:	3年度	比較増△減額			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
競争性の	(34. 3%)	(6.4%)	(44.9%)	(27.4%)	(50.8%)	(119.9%)		
ある契約	61	41.0	92	90.1	31	49. 1		

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない 場合がある。
- (注2) 比較増△減の( ) 書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

### ② 随意契約による調達

契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表しており、透明性の確保に努めた。

(再掲)

(単位:件、億円)

	令和	2年度	令和	3年度	比較増△減額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争性の	(65. 7%)	(93.6%)	(55. 1%)	(72.6%)	(△3.4%)	(△60. 2%)	
ない随意 契約	117	600	113	238	$\triangle 4$	△361	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない 場合がある。
- (注2) 比較増△減の( ) 書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

### ③ 環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品 又はこれと同等のものを調達するよう努め、事務机等の什器の調達に 際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グ リーン購入法)の適合製品であることを仕様書等に記載した。特に令 和3年度においては、事務所の拡充及びレイアウト変更等に伴い、例 年に比べて多くのオフィス家具、オフィス機器を購入したが、環境へ の負担の少ない物品の調達に努めた結果、その92%以上をグリーン 購入法適合製品とすることができた。

- (3)調達に関するガバナンスの徹底
  - ① 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約 によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得な いものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査 (8)「役職員の報酬・給与等について」において、 民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運 用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準 の設定等の考え方を公表しており、所期の目標 を達成していると考える。

(9)管理運用委託手数料は、運用残高が増加する 一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用 機関があったことから、前年度比 259 億円の減 少となった。

(10) 調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底

4. 業務の電 4. 業務の電 4. 業務の電 会計規程におけ 子化の取組 子化等の取組 運用の基盤 業務運営を となる情報シ 効率的かつ効 ステムの整備 | 果的に実施す | 効率的かつ効 | している明確な 等を行う等、 | るため、 IT | 果的に実施す | 理由の確認を徹 業務における | の活用や電子 | るため、IT | 底したか。 ITの活用に │化等を推進す │の活用や電子 │·環境物品等の 取り組み、業 る。具体的に 化等を推進す 調達の推進を図 務運営の効率 | は、事務の軽 | る。具体的に | るための方針に 化の向上を図 | 減・効率化等 | は、R P A (ロ | 配慮した調達を ること。 により、法人 | ング) の導入 | か。

合理化計画」に 基づく取組を着 実に実施してい るか。

(以下は調達等 合理化計画にお ける評価指標) ·一般競争入札、 企画競争等の競 争性のある調達 を可能な限り採 用し、企画競争 等の契約におい ては、見積書を 徴取して見積価 格の根拠等を精 査し、適正な仕 様及び価格での 契約締結を行っ たか。

・随意契約の締 結については、

子化等の取しる「随意契約に よることができ 業務運営を「る事由」に該当

に資する情報 ボティックプ 図ったか。

システムの整 ロセスオート 契約審査会に 備や専門能力 メーション)・ おいて、新たに を持った外部 EUC (エン 随意契約を締結 リソースの積 | ドユーザーコ | することとなる 極的な活用等 | ンピューティ | 案件を審議した

の業務運営の「推進や外部サー・運用受託機関 効率化を図 ービスとの連 等との契約案件 委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。また、会計規程施 行細則第28条第7号に該当する少額随意契約に関する取扱いについ て、経理課において確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき対 象等を整理したうえで、契約審査会に報告した。さらに、契約審査会の あり方について、法務室の役割を踏まえて効率化を図った。なお、「緊 急やむを得ない場合 | であることを理由に、契約審査会の事前審議を経 ずに随意契約を締結した事例は無かった。

運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等に あたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い 決定した。また、令和3年9月22日及び令和4年2月17日の経営委 員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。

### ② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員 を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研 修会を令和3年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為 の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守 事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。 また、コンプライアンスメールマガジン(法人内メルマガ)を用い、他 法人で発生した不祥事の事例等について共有した。

### 4. 業務の電子化等の取組

- (1) GPDR (Government Pension Data Repository: 年金積立金データ 管理)システムの後継となるDWH(データウェアハウス)サービスにつ いては、予定通り11月並行稼働、12月本番稼働を開始し、GPDRシス テムからDWHサービスへの切り替えを滞りなく完了した。
- (2)「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA(ロボテ ィックプロセスオートメーション)・EUC (エンドユーザーコンピュー ティング) に係る統制会議を設置、ユーザーからの開発要望に関するア ンケート収集・ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、RPA・EUC の導入推進に寄与した。

また、各部室からのRPA・EUCの案件のとりまとめ及び定例ミーテ ィング等での進捗管理を通じて、業務効率化を推進した。加えて、運用機 関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等の ためのBI(ビジネスインテリジェンス)ツールの利用環境の改善及び 拡大を行うとともに、引き続き、RPAを活用し、高度的・効率的な業務 運営に努めている。

(3) 統合文書管理システムにおいては、法人文書管理を支える基幹システ ムとして、業務運営の電子化等を更に推進するとともに、業務の安定稼 働に寄与した。また、押印廃止の観点から、紙文書の各種申請書(28帳 について、取り組んでおり、所期の目標を達成 していると考える。

- ・可能な限り競争性のある調達を採用し、企画 競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事 務手続部署において見積書を徴取して見積価格 の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達 仕様書が適正であるか、概算所要額(見積)の 根拠等の確認等を行っており、所期の計画を達 成していると考える。
- ・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を 開催し、会計規程における「随意契約によるこ とができる事由」に該当しているかの妥当性等 の審議をし、また、ホームページにおいて随意 契約によらざるを得ない理由を公表し、透明性 の確保に努めており、所期の計画を達成してい ると考える。
- ・環境物品の選択に当たっては、エコマークの 認定を受けている製品又はこれと同等のものを 調達するよう努め、事務机等の什器の調達に際 しては、「国等による環境物品等の調達の推進等 に関する法律」(グリーン購入法)の適合製品で あることを仕様書等に記載した。特に令和3年 度においては、事務所の拡充及びレイアウト変 更等に伴い、例年に比べて多くのオフィス家具、 オフィス機器を購入したが、環境への負担の少 ない物品の調達に努めた結果、その92%以上を グリーン購入法適合製品とすることができたこ とから、所期の計画を達成していると考える。 ・随意契約について、契約審査会において会計 規程における「随意契約によることができる事 由」に該当しているかを確認し、真にやむを得
- ないものに限定されていることの審議をした。 なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、 その意見も聴くこととしている。また、会計規 程施行細則第28条第7号に該当する少額随意 契約に関する取扱いについて、経理課において 確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき 対象等を整理したうえで、契約審査会に報告し た。さらに、契約審査会のあり方について、法 務室の役割を踏まえて効率化を図ったことか ら、所期の計画を達成していると考える。
- ・運用受託機関等の選定・評価、運用ファンド

表人、これ   表別   表別   表別   表別   表別   表別   表別   表						
	る。	携改善等事務	については、そ	票)を電子化し、業務の効率化・ペーパレス化に寄与した。	の資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査	
##TO AC	また、これ	の軽減・効率	の特性に応じた		委員が出席する投資委員会において、審議を行	
	らの取組を推	化等に資する	取扱いに配慮す	(4) インハウスにおける株価指数先物取引開始にあたり、資産管理機関が	い決定した。また、令和3年9月22日及び令和	
の含成・採用 IC対めろ。         報処理基盤整	進するため、	情報システム	るとともに、経	提供する情報サービス導入のため、計画策定、導入対応を実施し、外部サ	4年2月 17 日の経営委員会で執行部より運用	
接受情等外部	IT専門人材	の整備及び情	営委員会が重要	ービスとの連携改善等事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整	受託機関の新規選定先・解約先を報告している	
リソースの総 極的な信用に 向けた原和を うなど確切な空 行う。特に、G P D K へ会	の育成・採用	報処理基盤整	事項と判断する	備に寄与した。	こと等から、所期の計画を達成していると考え	
極的な活用に 向けた歌組を 行う。特に、G を終て適快を行	に努める。	備支援等外部	事項について経		る。	
向けた取組を 行う。特に、G を		リソースの積	営委員会の審議	(5) これらの取組を推進するため、IT専門人材1名を採用した。	・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部	
行う。特に、G P D R (Government) - 会計規程等の		極的な活用に	を経て議決を行		室の調達に関わる職員を中心として参加者を募	
P D R (Government Pension Data Repository : 中金権立金プラン (製造して) : 中金権立金プラン (製造し関わり) - 分で到) システムの後継 となるDWH (データウェアハウス) サービスについては、その確実なが不力の表したの確認して) : 中枢を全年 1 回以上実施した (ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・		向けた取組を	うなど適切な監		り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修	
( Government Pension Data		行う。特に、G	督がなされた		会を令和3年 10 月に実施した。官製談合事件	
Pension Data Repository:       遵守の徹底について、調査に関する職員に関する歌員に関わる歌員を関わる歌員を関わる歌員を対象としたが修を年1 回以上実施したが修を年1 回以上実施したか。       現金権政会が 会職員を対象としたが修を年1 回以上実施したがあります。       現金権政会としたが多の事例等について共有したことから、所期の計画を達成していると考える。         となるDWH (データウェアハウス)サービズについては、その確実な常入及び円滑な移行を図る。また、これらの取組を推進するため、 IT専門人材の育成・採用       (次限と対応)       (次服と対応)         IT専門人材の育成・採用       (次期と対応)       (次期と対応)         (次期と対応)       1-2の「課題と対応」を参照。		P D R	か。		や入札談合等関与行為の具体例等について講義	
Repository: いて、調達に関 する職員に関わ る職員に関わ る職員と対象と した研修を年 1 同以上実施した (データウェ アハウス) サ ーゼスについ では、その確 実を導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ もの取組を推 進するため、 I T専門人材 の育成・採用		( Government	・会計規程等の		を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事	
中金額立金データ管理)シ る職員を対象と		Pension Data	遵守の徹底につ		項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対	
一夕管理) シ       る職員を対象とした研修を年1       法人で発生した不祥事の事例等について共有したことから、所期の計画を達成していると考える。         レた研修を年1       回以上実施したか。         ロ以上実施したか。       か。         一世スについては、その確実な導入及び円滑な移行を図る。また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用       (課題と対応)         IT専門人材の育成・採用       (課題と対応)		Repository :	いて、調達に関		処するように努めた。また、コンプライアンス	
A テムの後継   となる D W H   回以上実施した   次の		年金積立金デ	する職員に関わ		メールマガジン(法人内メルマガ)を用い、他	
となるDWH (データウェ アハウス) サ ービスについ ては、その確 実な導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 I T 専門人材 の育成・採用       る。         (課題と対応) (課題と対応)       (課題と対応)         1 - 2 の「課題と対応」を参照。		ータ管理)シ	る職員を対象と		法人で発生した不祥事の事例等について共有し	
(データウェ か。 アハウス) サ ービスについ ては、その確 実な導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 I T専門人材 の育成・採用 (課題と対応) 「一2の「課題と対応」を参照。		ステムの後継	した研修を年 1		たことから、所期の計画を達成していると考え	
アハウス)サ ービスについ では、その確 実な導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 IT専門人材 の育成・採用 (課題と対応)		となるDWH	回以上実施した		る。	
ービスについ ては、その確 実な導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 I T専門人材 の育成・採用  (課題と対応)  (課題と対応)  (課題と対応)  (課題と対応」を参照。		(データウェ	か。			
ては、その確 実な導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 IT専門人材 の育成・採用		アハウス) サ				
実な導入及び 円滑な移行を 図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 I T専門人材 の育成・採用		ービスについ				
円滑な移行を図る。       また、これらの取組を推進するため、         IT専門人材の育成・採用       (課題と対応)         I - 2の「課題と対応」を参照。		ては、その確				
図る。 また、これ らの取組を推 進するため、 I T専門人材 の育成・採用  I T 専門人材		実な導入及び				
また、これ らの取組を推 進するため、 I T専門人材 の育成・採用		円滑な移行を				
らの取組を推進するため、       (課題と対応)         I T専門人材の育成・採用       I - 2の「課題と対応」を参照。		図る。				
進するため、       I T専門人材       〈課題と対応〉         の育成・採用       I - 2の「課題と対応」を参照。		また、これ				
I T専門人材       〈課題と対応〉         の育成・採用       I - 2の「課題と対応」を参照。		らの取組を推				
の育成・採用		進するため、				
		IT専門人材			〈課題と対応〉	
に努める。		の育成・採用			I-2の「課題と対応」を参照。	
		に努める。				

# 4. その他参考情報

該当なし

### 様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
Ⅲ—1	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、困難度	関連する政策評価・行政事業レビュー							

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要
		度値等)						な情報
一般管理費(システム関	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947				
連経費及び人件費を除								
く。)及び業務経費(シス								
テム関連経費、管理運用								
委託手数料、運用指数利								
用料、人件費及び短期借								
入に係る経費を除く。) の								
合計額 (千円) (ア)								
中期計画を踏まえた節減	_	_	1,619,208	54,132				
額(千円)(イ)								
達成度	_	_	100%	100%				
(参考) 執行額 (千円)	_	_	2,521,265	2,745,730				

注)達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	法人の業務実績・自己評価					
				業務実績	自己評価					
第5 財務内	第3 財務内	第3 財務内		第3 財務内容の改善に関する事項	<評定と根拠>	評定	В			
容の改善に関	容の改善に関	容の改善に関		中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和3年度	評定: B	<評定に至	った理由>			
する事項	する事項	する事項		において、令和2年度と比較して、一般管理費及び業務経費については	「財務内容の改善に関する事項」は、「業務運営の	自己評価	i書の「B」との			
				1.24%を節減した予算(人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、	効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」	評価結果が	バ妥当であるこ			
第4で定め	「第2業	「第2業		短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をは	で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、	とを確認で	ぎきた。			
た事項に配慮	務運営の効率	務運営の効率		じめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和3年度に新規に追加さ	当該予算による適正かつ効率的な運営を行うことと					
した中期計画	化に関する目	化に関する目		れるものや拡充される分を除く。)を作成した。	されている。	<指摘事項	(、業務運営上の			
の予算を作成	標を達成する	標を達成する		令和3年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成	予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運	課題及び改	(善方策>			
し、当該予算	ためとるべき	ためとるべき		するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能	営を行うこととされているのに対し、目標に沿った	法人にお	いては、年金積			
による運営を	措置」で定め	措置」で定め		とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、	予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、	立金が国国	民から納付され			
行うこと。	た事項に配慮	た事項に配慮		経費節減に努めた。	所期の目標を達成していると考えられることからB	た保険料の	一部であり、将			
	した中期計画	した予算を作			と評価する。	来の年金約	合付の貴重な原			
	の予算を作成	成し、当該予				資となるも	らのであること			
	し、当該予算	算による適正				を踏まえ、	引き続き、予算			

による適正か	かつ効率的な	<評価の視点>		【評価の視点】	の適正な作成及び執行並
つ効率的な運	運営を行う。	(1) 中期計画		(1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的	びに必要に応じて適切な
営を行う。		「第2 業務運		な運用を行っており、所期の目標を達成してい	見直しを行うPDCAサ
		営の効率化に関		ると考える。	イクルの取組を強化する
第4 予算、	第4 予算、	する目標を達成	第4 予算、収支計画及び資金計画		ことが望まれる。
収支計画及び	収支計画及び	するためとるべ	予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜		
資金計画	資金計画	き措置」で定め	見直しを行った。		<その他事項>
1. 予算	1. 予算	た事項に配慮し	予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとお		(外部有識者の意見)
別表1のとお	別表1のとお	た予算を作成	りである。		特になし
b	り	し、当該予算に			
2. 収支計画	2. 収支計画	よる適正かつ効			
別表2のとお	別表2のとお	率的な運営を行			
b	り	っているか。			
3. 資金計画	3. 資金計画				
別表3のとお	別表3のとお				
b	り				
第5 短期借	第5 短期借		第5 短期借入金の限度額		
入金の限度額	入金の限度額		予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期		
1. 短期借入	1. 短期借入		借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入		
金の限度額	金の限度額		が必要となるような事態は生じなかった。		
20,00	20,00				
0億円	0億円				
2. 想定され	2. 想定され				
る理由	る理由				
予見し難い	予見し難い				
事由による一	事由による一				
時的な資金不	時的な資金不				
足等に対応す	足等に対応す				
るため。	るため。				
第6 不要財			第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、		
産又は不要財			当該財産の処分に関する計画		
産となること			なし		
が見込まれる	-				
財産がある場					
	合には、当該				
財産の処分に					
関する計画	関する計画				
なし	なし				

第7 第6の	第7 第6の	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとすると		
財産以外の重	財産以外の重	きは、その計画		
要な財産を譲	要な財産を譲	なし		
渡し、又は担	渡し、又は担			
保に供しよう	保に供しよう			
とするとき	とするとき			
は、その計画	は、その計画			
なし	なし			
第8 剰余金	第8 剰余金	第8 剰余金の使途		
の使途	の使途	なし		
なし	なし			
			〈課題と対応〉	
			特になし。	

# 4. その他参考情報

特になし

### 様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
IV—1	その他業務運営に関する重要事項						
当該項目の重要度、困難度	関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
高度で専門的な人材の人 数	高度専門人材の確 保・育成・定着管理	32人 (うち元(31)年度は 8人採用)	34人 (うち2年度は2人 採用)	42人 (うち3年度は8 人採用)				
経営委員会及び監査委員 会の開催回数	ガバナンス改革の 趣旨に沿った組織 体制の確立・定着		29 回 (経営委員会 14 回、 監査委員会 15 回)	27 回 (経営委員会 13 回、 監査委員会 14 回)				
経営委員会の判断事例の 蓄積を活用して、経営委 員会の議決事項の整理及 び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の 趣旨に沿った組織 体制の確立・定着	1回	1回	1回				
情報セキュリティ自己点 検を実施した回数	情報セキュリティ 対策の強化	1回	1 回	1回				
標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ 対策の強化	3 回	5 回	4 回				
情報セキュリティ e ラーニング を実施した回数	情報セキュリティ 対策の強化	1 回	2 回	1回				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績自己評価				
第6 その他	第9 その他	第9 その他		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<評定と根拠>	評定	В	
業務運営に関	主務省令で定	主務省令で定			評定: B	<評定に至	Eった理由>	
する重要事項	める業務運営	める業務運営			「その他業務運営に関する重要事項」については、	自己評価	画書の「B」との	
	に関する事項	に関する事項			以下の事項等を行うこととされている。	評価結果?	が妥当であるこ	
					・高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らか	とを確認て	できた。	
1. 高度で専	1. 高度専門	1. 高度専門		1. 高度専門人材の確保、育成、定着等	にし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることによ			
門的な人材の	人材の確保、	人材の確保、			り、人材の適時適切な配置等を図ること。	<指摘事項	頁、業務運営上の	
確保、育成、定	育成、定着等	育成、定着等			・内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務	課題及び改	女善方策 >	
着等	(1) 高度で	(1) 高度専		(1) 令和3年度は、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる	方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。	法人にお	おいては、引き続	
	専門的な能力	門人材につい		専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務を明確	・経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に	き、高度で	専門的な人材の	
法人の行う	を必要とする	ては、運用の		にした。	役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPD	確保・育成	は・定着、内部統	
年金積立金の	業務等を明ら	多様化に合わ		ア オルタナティブ投資に関する問題への適時適切な対応、内部牽制	CAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される	制の一層の	の強化、国民から	
運用は、外部	かにするとと	せ必要とする		機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等につい	組織体制の確立に努めること。	一層信頼る	される組織体制	

運用機関への | もに、その人 | 業務を明らか 委託運用が中 材の受入れに にするととも 心であること 伴う環境整備に、採用に当 や、効率的な | を行う。 たっては、専 業務運営体制 また、高度 門的能力の精 を確立してい 専門人材の管 査を行う。ま く観点に特に│理運用法人に│た、人材の受 留意しつつ、 対する貢献を入れに当たっ 運用の多様 維持するた ては、運用能 化・高度化に め、業績評価 力を発揮でき 伴う高度専門 を定期的に行 るよう環境整 人材の確保・「うとともに、 備を行う。 育成・定着を 必要な場合に 図る観点かしは、雇用関係 ら、以下の取りの見直しを可 組を進めるこ 能とするな ど、人材の適 高度で専門|時適切な配置 的な能力を必一を行う。 要とする業務 さらに、高 等を明らかに 度専門人材の し、人材の受しノウハウや活 入れに伴う環 動成果を管理 境整備を図る | 運用法人の役 | (2) 高度専 ことにより、 職員に還元す 門人材の管理 高度で専門的 ること等を通 運用法人に対 な人材を確保 じて、業務遂 する貢献の努 するととも | 行能力の向上 | 力及びその成 に、人材の適 を目指す。 果を適正に評 時適切な配置 なお、高度 | 価できる人事 及び定着を図 専門人材の報 評価制度の適 ること。 酬水準につい 正な運用を行 高度で専門しては、その報しい、人材の適 的な人材を活「酬体系を成果」時適切な配置 用した研修等 | 連動型とする | 等を行う。 を実施するこ ことや民間企 とにより、法 業等における (3)職員の 人の職員の業 | 同様の能力を | 業務の遂行能 務遂行能力の | 持つ人材の報 | 力の向上を目 向上を目指す┃酬水準と比較┃的とした高度 するなどによ 専門人材等を 運用の多様 り、その適切 活用した研修

て一層的確な実施を図るといった法務の専門的知識が必要とされる┃・監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整┃の確立、調査研究業務につ 業務

イ 運用多様化・分散投資を進めるためのオルナタティブ投資や投資 戦略の策定及び高度なリスク管理を図るといった金融分野の専門的 知識が必要とされる業務

これらの業務に必要な人材の採用に当たっては、客観的な視点におけ る外部コンサルタントの評価 (アセスメント) を加味した審査により、専 門的な人材8名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミド ル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に 行い、9名の正規職員を採用した。

なお、就労環境の整備としては、「柔軟な働き方に配慮した時間の有効 活用による生産性の向上や業務の効率性の向上」を図ることを目的に、 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として暫定的に運用し ていた在宅勤務を一般制度化することとし、所要の規定の整備を行った (就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定)。

採用内訳 (専門的人材)	採用人数
投資戦略担当職員	3名
オルタナティブ運用担当職員	3名
委託資産管理・運用担当職員	2名

(2)目標に対する成果を評価する制度(目標管理型人事評価)について、在 宅勤務といった就労環境の変化に対応した目標管理の方法や評価の考え 方を習得するため、外部コンサルタントを活用した研修を実施した。

また、令和3年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、 目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判 断を適切に行った。

(3) 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とし た研修を実施した。

備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等 実効性を向上させること。

・情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、 当該対策が十分に機能していることを日常的に確認│てPDCAサイクルの取 すること、外部の運用受託機関等の関係機関におけ る情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価するこ

人材の受入に伴う環境整備を図ることとされてい | るのに対し、就労環境の整備として、「柔軟な働き方 | <その他事項> に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業 務の効率性の向上」を図ることを目的に、新型コロ ナウイルス感染症の感染予防対策の一環として暫定 的に運用していた在宅勤務を一般制度化することと し、所要の規定の整備を行った。また、令和3年度 に契約更新を迎えた高度で専門的な職員について は、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可 否や更新条件等に係る判断を適切に行った。

内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務 方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされ ているのに対し、経営委員会が作成した内部統制の 基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法 書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実

経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に 役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPD CAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される 組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の 執行のために必要な体制を整備するとともに、監査 委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させるこ ととされているのに対し、意思決定・監督を担う経 営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う 理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また 相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPD CAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される 組織体制の確立に努めた。また、監査委員会が監査 等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時 に経営委員会に報告することにより、経営委員会と の情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に 資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させて

情報セキュリティ対策については、有効性を評価

いて年金積立金運用の目 的に即して行うとともに 費用対効果の検証を含め 組を強化すること、情報セ キュリティ対策等に取り 組むことが望まれる。

(外部有識者の意見) 特になし

化·高度化、運	な在り方を検	等を行う。	
用リスク管理	討する。その		
の高度化等に	結果について	(4) 高度専	
対応する人材	は、国民に分	門人材の報酬	
を戦略的に確	かりやすく説	水準について	
保・育成する	明を行う。	は、民間企業	
ため、人材確	これらの取	等の報酬水準	
保·育成方針	組を通じて、	と比較するな	
を策定するこ	運用の高度	どにより、そ	
と。	化・多様化等	の適切な在り	
なお、高度	に伴う高度専	方を検討す	
で専門的な人	門人材の確	る。その結果	
材の報酬水準	保・育成・定着	については、	
の妥当性につ	を図る。	国民に分かり	
いては、その	(2)職員の	やすく説明を	
報酬体系を成	資質の向上を	行う。	
果連動型とす	図る観点か		
ることや民間	ら、資産運用		
企業等におけ	等の分野に係		
る同様の能力	る専門的、実		<評価の視点>
を持つ人材の	務的な研修を	(5)職員の	(1)高度で専
報酬水準と比	実施するほ	資質の向上を	門的な能力を必
較する等の手	か、当該分野	図る観点か	要とする業務等
法により、国	等の資格取得	ら、資産運用	を明らかにし、
民に分かりや	を積極的に支	等の分野に係	人材の受入れに
すく説明する	援する。また、	る専門的、実	伴う環境整備を
こと。	「独立行政法	務的な研修を	図ることによ
	人の目標の策	実施するほ	り、高度で専門
	定に関する指	か、当該分野	的な人材を確保
	針」(平成26	等の資格取得	するとともに、
	年9月2日総	を積極的に支	人材の適時適切
	務大臣決定)	援する。また、	な配置及び定着
	を踏まえ、専	「独立行政法	を図っている
	門人材を戦略	人の目標の策	カュ。
	的に確保及び	定に関する指	
	育成するため	針」(平成26	(2) 高度で専
	の人材確保・	年9月2日総	門的な人材を活

育成方針を策 | 務大臣決定)

定するととも を踏まえ、専 実施することに

に、研修制度 | 門人材を戦略 | より、職員の業 の充実や人材 | 的に確保及び | 務遂行能力の向 マップの作成|育成するため|上を図っている

用した研修等を

(4)「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に │おける情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価する 基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の│こととされているのに対し、法人における情報セキ 設定等についての考え方」を公表した。

(5)職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修 を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な 支援を行った。

人材確保については、職員採用委員会において採用に関する基本的な 考え方や募集職種の整理等を行った。

また、専門人材の今後の採用(契約更新)、配置、人材活用・強化に資 することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関す るスキルレベルを見える化(マッピング)した。

### ①専門実務研修

ア 運用専門職員による研修

職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研 修を実施した。

研修回数	2 回
参加延べ人数	234 人

#### イ 外部有識者研修

令和3年度は、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。

	研修回数	3 回
参	が加延べ人数	233 人

し、当該対策が十分に機能していることを日常的に 確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関に ュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施 する観点から、外部監査人による情報セキュリティ 対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、 主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹 システムのリスク分析において特段の指摘等は発見 されなかった。「運用受託機関等における情報セキュ リティ対策実施細則」等に沿って、運用受託機関等 に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業 を行った結果、契約を継続するに際して情報セキュ リティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当 がないことが明らかになった

以上により、所期の目標を達成していると考えら れることからBと評価する。

### 【評価の視点】

(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能 力を精査し、その能力が必要となる業務等を明 確にし、外部コンサルタントの評価を加味した 法人の審査により専門的な人材を8名採用し た。また、運用のフロント業務だけでなくミド ル・バック業務を含めた法人業務全般を担当す る職員等の採用も積極的に行い、9名の正規職 員を採用した。なお、在宅勤務に関する規定の 整備を行うなど、就労環境改善にも取り組んで おり、所期の目標を達成していると考える。

(2) 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な 職員を講師とする研修を実施しており、所期の 目標を達成していると考える。

等を進めるこ	の人材確保・	か。	②内部統制等研修				
	   育成方針を策		ア 情報セキュリテ	イ研修			
	定するととも	   (3) 職員の資	情報セキュリテ	ィに対する更なる意識向上を目的と	して、法人の	(3)職員の資質向上を目的とした資産運用等の専	
を図る。	に、研修制度			<b>脅威について理解し、脅威から情報</b>		門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取	
- ,		観点から、資産	めのルールや対策	等について研修を実施した。		得の推進に努めており、所期の目標を達成して	
		運用等の分野に		2 回		いると考える。	
	等を進めるこ	係る専門的、実	研修回数	(集合研修1回、e ラーニング1回)			
	とにより、人	務的な研修を実	参加延べ人数	346 名			
	材育成・強化	施するほか、当			l		
	を図る。	該分野等の資格	イ 新人研修				
		取得を積極的に	令和3年度に採	用等した職員の基礎知識習得を図る	観点から、管		
		支援している	理運用法人の組織	や遵守事項等について研修を実施した	た。		
		か。		10 回			
			研修回数	(4月、5月、6月、7月、9月、10			
		(4) 運用の多		月、12月、1月、2月、3月)		(4) 人材確保については、職員採用委員会におい	
		様化・高度化、	参加延べ人数	17 名		て、採用に関する基本的な考え方や募集職種の	
		運用リスク管理				整理等を行っており、また、専門人材の今後の	
		の高度化等に対	ウ その他			採用(契約更新)、配置、人材活用・強化に資す	
		応する人材を戦	外部有識者を講	師として招き、研修を実施した。令和	13年度は、職	ることを目的に、専門人材個々の問題解決力や	
		略的に確保・育	員の自己啓発を主	な目的としたSDG s に関する研修	及びコミュニ	マネジメント力に関するスキルレベルを見える	
		成するため、人	ケーション力の向	上を目的とした階層別研修を実施した	た。	化(マッピング)していることから、所期の目	
		材確保・育成方	研修回数	5 回		標を達成していると考える。	
		針を策定してい	参加延べ人数	数 643 名			
		るか。また、研					
		修制度の充実や	エコンプライアン	ス研修			
		人材マップの作	コンプライアン	スの一層の徹底を図ることを目的に、	e ラーニング		
		成等により、人 材育成・強化を		ライアンス研修を実施した。また、倫			
		行っているか。		いて一層の理解を促し、コンプライ			
		11.5 CA. @ N.º		を目的としてコンプライアンス集合	研修を実施し		
		(5) 高度で専	た。	a		(5)「役職員の報酬・給与等について」において、	
		門的な人材の報	研修回数	2回		民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運	
		酬水準の妥当性	分 hp7イ 。 1 坐/	(集合研修1回、e ラーニング1回)		用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準	
		について、その	参加延べ人数	366名		の設定等の考え方を公表しており、所期の目標	
		報酬体系を成果	① 古田次 · 安 · 伊 · 佐			を達成していると考える。	
		連動型とするこ	③専門資格取得等	次			
		とや民間企業等	ア 証券アナリスト	賃格取侍 上の観点から、資金運用等の分野に	関浦士ス次坂		
		における同様の		上の観点から、資金運用寺の分野に め、証券アナリスト資格取得通信教			
		能力を持つ人材	戦号を推進するた 等について支援を <sup>2</sup>		日冊/土人冊/竹		
		の報酬水準と比		和3年度末で 58 名となっている。			
		較する等の手法	イ ITパスポート				
		により、国民に		S 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			

			分かりやすく説	年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携	
			明を行っている	わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を	
			カゝ。	目的として、情報処理推進機構(IPA)が実施する国家試験ITパ	
				スポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用してお	
				り、令和3年度末のITパスポート資格者数は23名となっている。	
	2. 調査研究			2. 調査研究 (1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
(1)調査研	年金積立金			(1)経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野か	
	の管理及び運			ら基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するた	
	用に関する調			めのプロジェクトとして、①「投資におけるESG及びSDGsの考慮」	
	査研究につい			に係る調査研究業務」、②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に	
	て、将来にわ			関する研究業務」、③「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカ	
係る調査研究	たって年金積	的な視野から		ニズム」に取り組んだ。(②は、①の調査研究に知見を活用すべく共同研	
	立金の管理及			究に参加しているもので、当法人はアンケートの質問作成や分析に対す	
	び運用を安全			る助言を行った。)	
置付けられて	かつ効率的に	や革新的な運			
おり、「専ら被	行う観点か	用戦略を構築		①「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究業務」	
保険者の利益	ら、大学やシ	するための長		当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長	
のため」とい	ンクタンク等	期の調査研究		が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏ま	
う年金積立金	を始めとした	を実施する。		え、非財務的要素であるESG (環境、社会、ガバナンス) を考慮した投	
運用の目的に	法人外部のリ			資を推進している。	
即して調査研	ソースも活用			他方で、ESGやSDGsを含むサステナビリティに関連する分野に	
究業務を行う	しつつ、「専ら			ついては、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経	
こと。	被保険者の利			済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、ま	
高度で専門	益のため」と			た、情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であ	
的な人材を活	いう目的に即			った非財務情報を定量化する試みなども活発に行われてきている。	
用した法人内	した調査研究			当法人は、ESG等に関する調査研究を継続的に実施していく必要が	
部での調査研	等に取り組			あると考えており、後述の「ESG投資の分散投資効果とポートフォリ	
究を拡充でき	む。具体的に			オ効率性に関する共同研究業務」等の実施により、ESG・SDG s 投資	
るような体制	は、基本ポー			が効果を発揮するメカニズムを探究しているところだが、さらに、ES	
の整備を図	トフォリオに			GやSDG s を含むサステナビリティに関連する広範な分野を全体的に	
り、調査研究	係る調査研究			把握することも重要だと考えており、今後、既存の研究のトレンドや今	
によって得ら	や、運用の多			後の研究の方向性等を捕捉するための俯瞰研究(文献調査)を行うこと	
れたノウハウ	様化・高度化、			としている。令和3年度においては、令和2年度に実施した情報提供依	
を蓄積し、将	サステナビリ			頼の結果を踏まえ、こうした方向性について検討した。	
来にわたって	ティを重視し				
年金積立金の	た投資活動の			②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」	
管理及び運用	推進、リスク			近年、SDGsの浸透やESGへの関心が高まる中、企業に対する評価	
	管理・内部統			基準や企業のステークホルダー(株主、顧客、従業員、供給者、社会、環	
	制機能の強			境)への考え方が大きく変わってきており、株主資本主義から様々なス	
	化、先端技術			テークホルダーに配慮した「ステークホルダー価値(株主、顧客、従業	
	の活用等に資			員、供給者、社会、環境の価値)」が重視される傾向が一層強まるとされ	

の検証を含する調査研究 め、調査研究 及び持続可能 業務の法律上 な 開 発 目 標 の位置付け及 (SDGs) び目的を十分しの実現に向け に踏まえた研した官民の活動 究テーマの設 が、長期的な 定、研究成果|被保険者の利 の評価、業務 益と、安全か への活用等に つ効率的な資 係るPDCA 産運用に資す サイクルの取しることの検証 組を強化する | 等に積極的に こと。 取り組む。そ (2)調査研 の際、高度専 究業務に関す「門人材を活用 る情報管理 した法人内で 具体的な運一の体制整備、 用手法に結び | 調査研究で得 つく調査研究 られたノウハ 業務についしの法人内で て、共同又は一の蓄積及び人 委託により実 材育成の一層 施する場合に の推進に留意 は、契約におするととも いて守秘義務に、法人外部 を課している。のリソースを 現状の取扱い 活用した調査 に加えて、法 研究を実施す 人が自ら共同│る場合には、 研究者又は委|情報漏えい対 託研究機関の 策等を徹底す 守秘義務の遵しる。 守状況を検証 さらに、経 する仕組みを 営委員会の適 構築すること 切な関与の 等により、情ト、調査研究 報漏えい対策 | のテーマの設 | (2) 運用の を徹底するこ 定、研究成果 多様化・高度 の達成目標の一化、サステナ 設定、評価、業 ビリティを重 務への活用等|視した投資活

ている。一方、企業自身はステークホルダー価値の向上を通じた企業収益拡大の正当性を、様々なステークホルダーに明確に説明することに苦慮している。

国立大学法人京都大学では、このような「企業に対する社会の評価」と「企業自身が置かれている状況」とのギャップや、ステークホルダー価値を考慮した企業価値の実態を明らかにすることを目的として、「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究」が実施されたが、当法人は、この研究の一部として行われたアンケート調査について協力した

アンケート調査は、事業会社、機関投資家及び個人投資家といった幅広い組織や個人(以下、「主体」という。)に対してアンケートを実施した。アンケート結果では、全ての主体において、「コロナ禍において従業員や顧客の重要性が高まった、3年後には環境が最も重要である」と回答する傾向が目立った。また、事業会社は機関投資家に比べ、「ステークホルダー重視の取組みが株価に適切に反映されていない」と回答する傾向が見受けられた。このように、主体によって各ステークホルダーに対する重要度がどの程度違うかということや、ステークホルダー価値と株価の織り込み具合の関係性に関する認識はどの程度違うかといったことについての知見が新たに得られた。

### ③「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム」

わが国においては、平成11年2月に無担保コール翌日物金利を0.15%に誘導することを決定して以来、平成12年と平成18年に二度解除されたことがあるものの、すっかりゼロ金利が定着している。導入当初は一時的な措置と考えられていたことが常態化し20年以上が経過した。長期金利についても平成28年に導入された長短金利操作によりゼロ%程度で推移するようコントロールされており、今般、1918年のスペイン風邪の流行以来、約100年ぶりに感染症が全世界で流行したことで、令和2年3月、米国FRBは平成27年12月以来のゼロ金利政策に復し、史上初めて米国においても長期金利が1%を割り込んだ。

以上を踏まえ、世界のエコノミスト等にヒアリングし、なぜ超低金利となり、そして定着しているのか、今後、どれほどの時間軸で超低金利が継続するか等につきまとめ、あわせて、債券の期待リターン推計に関する知見を蓄積することとしており、令和3年度において、令和2年度に実施した情報提供依頼を基に、「日米欧における低金利定着のメカニズム」として論考をまとめた。

(2) 運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、 リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究 及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期 的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証 等に係る調査研究として、管理運用法人の業務課題を踏まえ、前項の①

の調査研究業	動の推進、リ	~③に加え、④「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に
務に係るPD	スク管理・内	関する共同研究業務」についての調査研究業務を行った。
CAサイクル	部統制機能の	
の取組を強化	強化、先端技	④「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究
する。その際、	術の活用等に	業務」
調査研究に関	資する調査研	当法人では、ESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資を推進
する費用対効	究及び持続可	している。このような取組を行う上で、ESG投資の分散投資効果やポ
果の適切な検	能な開発目標	ートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果
証に努める。	(SDGs)	的なESGの取組を可能にするとともに、有効性に関しても客観的に評
	の実現に向け	価する必要がある。
	た官民の活動	そうした検証を行うために、時間的な変遷や国別の差異の観点を含め
	が、長期的な	た定量的な分析を行うとともに、市場の状況が変化したことによる影響
	被保険者の利	についても、市場の状態を反映できるモデルを設定して分析した。
	益と、安全か	この結果、ESG指数の組入れによりリスク・相関が低下し、ポートフ
	つ効率的な資	ォリオの効率性が上昇する可能性があること、W I N指数は市場状態に
	産運用に資す	よって親指数よりパフォーマンスが良くなる可能性があること、PRI
	ることの検証	署名数が増加するにつれてESGスコアが高いほど企業価値も高まる傾
	等に係る調査	向が強まっていること、企業の高ESG評価が信用スプレッドを有意に
	研究について	低下させること等といった、ESG投資の有効性についての客観的な評
	は、管理運用	価が得られた。
	法人の業務課	
	題を踏まえな	
	がら、適時適	
	切に実施す	
	る。	
	(3) サステ	(3) サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるE
	ナビリティを	SGを考慮するための調査研究として、(1)に記載した①「投資におけ
	重視した投資	るESG及びSDGsの考慮に係る調査研究業務」、②「ポストコロナ社
	活動の推進に	会における企業価値の探索に関する研究業務」、(2)に記載した④「ES
	向け、投資に	G投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」
	おけるESG	についての調査研究業務を行った。
	の考慮につい	
	て調査研究等	
	を行う。	
	(4)年金運	(4) 運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全
	用に関連する	かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だ
	分野で優れた	けでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強
	功績をあげつ	化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年
	つある若手研	金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功
	究者を表彰	績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振

1 7.0社体	脚子ファルナロムル1 一寸	7户00 左座)z CDIP P: A 1 → AI=E1		
し、その功績したなの功績したなの功績したない会業し		成 28 年度に GPIF Finance Awards を創設し		
と社会的意義		賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の ままままでは、今年の午度においては、第5		
を広く情報発		を員を引き受け、令和3年度においては、第5 ************************************		
信するととも	回 GPIF Finance Awards 表	・彰式及び受賞記念講演会を開催した。		
に、優秀な研究者の近朝な	/安日日 ODID D:	1 亚带龙)		
究者の活動を	(第5回 GPIF Finance Awar			
振興すること	氏 名	<u>役職</u>		
を目的とし	仲田 泰祐 東	夏京大学准教授		
て、「GPIF				
Finance	(選考委員)			
Awards」を実	氏 名	役 職 (選考時)		
施する。	ロバート・マートン	アーベル経済学賞受賞、		
	\rangle \rangl	ハーバード大学名誉教授、		
	N	MIT スローン・ビジネススクール教授		
	ジョシュ・ラーナー	<b>ハーバード・ビジネススクール教授</b>		
	デビッド・チェンバースケ	rンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授		
	植田 和男 共	<b></b> 生立女子大学教授		
	東	豆京大学名誉教授		
		(元運用委員会委員長)		
	翁 百合 (	(株) 日本総合研究所理事長		
		(金融審議会委員)		
	福田 慎一 東	京大学大学院経済学研究科教授		
		(金融審議会委員)		
	沖本 竜義 オ	ーストラリア国立大学クロフォード公共政策大		
	7	华院准教授		
	米澤 康博 早	2.稲田大学名誉教授		
		(元運用委員会委員長)		
	<u> </u>			
(5)調査研   (6)「専ら被保	(5) 令和4年度の調査研究計	・画について、調査研究テーマの選定において、	(6)「専ら被保険者の利益のため」という目的に即	
究のテーマの   険者の利益のた	「目的(何のために)」と「	目標(何を達成するか)」を明確化し、中期計画	し、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点	
設定、研究成   め」という年金	等に定める「目的」との整合	合性を開始前に確認するとともに、事後におい	から安全かつ効率的に行うことに資する調査研	
果の評価、業 積立金運用の目	ては、事前に掲げた「目標」	」を判断基準に評価を行うというPDCAサイ	究業務を実施するためには、年金積立金管理運	
務への活用等   的に則して調査	クルの取組を継続した。		用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究	
の調査研究業 研究業務を行っ	なお、調査研究の実施に	あたっては、担当部署の職員が委託先や共同研	テーマの選定が行われるべきであり、令和4年	
務に係るPD ているか。	究先と頻繁に意見交換を行	い、ノウハウの蓄積を図った。	度の調査研究計画において、各調査研究テーマ	
C A サイクル		· ·	の「目標(何を達成するか)」を設定するにあた	
の強化に向け			り、「実務への応用方法」「課題解決により見込	
た取組を行			まれる運用・運営面での成果」等を事前に想定	
う。なお、調査			し、調査研究テーマの選定を行った。	
研究の実施に			以上により、所期の目標を達成していると考	
当たっては、			える。	

管理運用法人				
の職員が関与				
することによ				
り、分析手法				
などのノウハ				
ウの蓄積を図				
(6)年金積 (7)高	度で専 (6)調査研究業務	<b>客の統括を担う調査数理室が、研究テーマの設定、研究成</b>	果 (7)調査研究業務については、当該業務の統括を	
立金の管理及 門的な人	オを活 の評価、業務・	への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令	塔 担う調査数理室を軸に着実に取り組んだ。また、	
び運用に関す用した法	人内部 機能を発揮し	司業務を着実に実施した。 なお、調査研究に当たっては、	各 各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査	
るノウハウを一での調査	研究を 担当部署に配抗	置済みの専門人材を活用し実施した。	研究に取り組むとともに、この専門人材は正規	
管理運用法人 拡充でき	<b>3</b> よう	ESG投資の分散投資効果とポートフォ	職員の指導を行うことで正規職員の業務遂行能	
内に蓄積するな体制の	整備、	リオ効率性に関する調査研究(令和元年度	力の向上に寄与していることから、所期の目標	
ため、高度で 調査研究	こよっ	より継続)	を達成していると考える。	
専門的な人材で得られ	<b>ミノウ</b>	投資におけるESG及びSDGsの考慮		
の採用に伴へかの著	責及び 研究	に係る調査研究(令和2年度より継続)		
い、当該人材 人材育成	の一層 テーマ	ポストコロナ社会における企業価値の探		
を含めた調査の推進を	すって	索に関する研究業務(令和2年度より継		
研究を担える いるか。		続)		
体制整備を検		世界的な低金利環境を発生・定着させてい		
討する。 (8) 費	用対効	るメカニズム(令和2年度より継続)	(8) 年金積立金の管理及び運用の収益を国庫に納	
果の検	<u></u> を含		付し、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運	
め、調査	研究業 (7)情報収集・清	意見交換等	営の安定に資するべく、年金積立金管理運用の	
務の法律	上の位 国内外で開作	催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外	の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テー	
(7)専門調 置付け及	び目的 情報収集や意見	見交換を積極的に行った。	マの選定を行うこととしており、令和4年度の	
査機関等が主 を十分に	沓まえ 内	容 回数 参加延べ人数	調査研究計画では、PDCAサイクルの取組と	
催するセミナーた研究ラ	ーマの 専門調査機関	月等主催会議 30 30	して、調査研究テーマの選定段階において、中	
一や研修など 設定、研			期計画に定める「目的(何のために)」との整合	
に参加して内の評価、	業務へ		性や、「実務への応用方法」「課題解決により見	
外の情報収集の活用等	こ係る		込まれる運用・運営面での成果」等の「目標(何	
や意見交換を PDCA サ	クル		を達成するか)」を確認しており、調査研究の完	
積極的に行の取組を	<b>蛍化し</b>		了後に実施する実績評価においては、「実務への	
う。 ているか	その		貢献」を踏まえた「目標」が達成されたかを検	
際、経営	委員会		証することにより、費用対効果の判断を行った。	
の適切な	関与の		また、経営委員会に対しては、適時のタイミ	
下で行っ	ている		ングにて、調査研究業務の計画、進捗状況、実	
カゝ。			績評価等を報告している。	
			以上により、所期の目標を達成していると考	
			える。	

	(8)調査研	(9) 具体的に	(8) 調査研究業務に関する情報管理	(9)委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図	
		運用手法に結び	(8) 調査研先業務に関する情報官理 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報	(9) 安託調査研先機関寺からの情報個機防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係	
		型用子伝に結び つく調査研究業	コ伝人に関する情報に保る情報とイュリティ対策の優別が优及い情報 セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から	ることを目的として、当伝人に関する情報に係っている情報とキュリティ対策の履行状況や情報とキー	
		務について、共	情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情	ュリティ対策ベンチマークによる自己診断等に	
		同又は委託により実施する場合	報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会と報告した	ついて、当法人から情報を提供することとなる   業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状	
		には、法人が自	員会に報告した。 また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先		
		ら共同研究者又	等候補者に対して、情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティベン	況を検証、評価することを行っており、所期の 目標を達成していると考える。	
		は委託研究機関	等医備者に対して、情報処理推進機構 (TFA) の情報とキュッティ・・ン チマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況である	口保を達成していると考える。	
		の守秘義務の遵	ことを確認した。		
		守状況を検証す			
		る仕組みを構築			
		すること等によ			
		り、情報漏えい			
		対策を徹底して			
	結果を評価				
	し、情報セキ				
	ュリティ委員				
	会及び内部統				
	制委員会に報				
	告する。				
	また、選定				
	先等候補者に				
	対しても、情				
	報セキュリテ				
	ィベンチマー				
	クによる自己				
	診断等を求				
	め、その結果				
	を選定におけ				
	る評価の要素				
	とする。				
	. Hall 0	(10) 经办法中		(10) 中郊休州於の伊州の弘川・・・・・・・・ 何兴工	
3. 内部統制 3. 内部統			3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	(10) 内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作式した中郊特制の基本大利祭に基づき済	
の一層の強化しの一層の強				員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適	
に向けた体制   に向けた体		「内部統制の基本大利」第2ま		切に行っている。また、「「独立行政法人の業務の	
強化 強化 級党委員	強化	本方針」等に基	(1)「内切公則の甘木七处」 益に甘 べも 内切公則チ旦人のって プラファン	適正を確保するための体制等の整備」について」	
法人は、経 経営委員			(1)「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会やコンプライアンフスを具合等を通じて社会遵守・受託者表に等の徴席を図った。投資原則・	(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)	
営委員会が作りが策定す		等の体制の一層の強化な図って	ス委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・	に基づき業務方法書に定めた事項については、業	
	の「内部統制		行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これにおける内容がより、	務方法書に基づき設置した内部統制委員会により	
統制の基本方 基本方針」		いるか。また、	れらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等によりの職員に関知を行うととなり、犯職員会員がポケットサイズ	適切に実施した。さらに、法令遵守並びに慎重な  東明家としての注意業務及び中国業務の遵守を徴	
針」等に基づしに基づき、	rij 守に茁つる、	「「独立行政法	ル等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズ	専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹	

き、引き続き、一部統制等の体一内部統制委員一人の業務の適正 内部統制等の | 制の一層の強 | 会やコンプラ | を確保するため 体制のより一 | 化を図る。具 | イアンス委員 | の体制等の整 層の強化を図 | 体的には、法 | 会等を通じ | 備」について」 ること。また、 | 令遵守・受託 | て、法令遵守・ | に基づき業務方 「「独立行政 | 者責任等の徹 | 受託者責任等 | 法書に定めた事 法人の業務の | 底を図るとと | の徹底を図る | 項の運用を確実 適正を確保す | もに、投資原 | とともに、投 | に実施している るための体制 | 則・行動規範 | 資原則・行動 | か。さらに、専 等の整備」に | を遵守し、国 | 規範を遵守 | 門性の向上を図 ついて」(平成 | 民からより一 | し、国民から | るとともに、責 26 年 11 月 | 層信頼される | 一層信頼され | 任体制の明確化 28 日総務省 | 組織づくりを | る組織づくり | を図り、年金積 行政管理局長 | 進める。その | を進める。 立金の運用に関 通知)に基づしため、他の民 わる全ての者に き業務方法書 | 間金融機関等 | (2) 年金積 | ついて、法令導 に定めた事項 | の例も参考に | 立金の管理及 | 守並びに慎重な の運用を確実 | しつつ、経営 | び運用に当た | 専門家としての に図ること。 | 委員会及び監 | っては、専門 | 注意義務及び忠 年金積立金の | 査委員会並び | 性の向上を図 | 実義務の遵守を 管理及び運用│に理事長を始│るとともに、 徹底している に当たって めとした役職 責任体制の明 か。 は、専門性の「員の連携によ」確化を図り、「その際、運用受 向上を図ると | り、現行内部 | 受 託 者 責 任 | 託機関等に対し ともに、責任 | 体制の点検を | (慎重な専門 | て、関係法令等 体制の明確化 | 行い、早急に | 家の注意義務 | の遵守を徹底す を図り、年金 | 必要な改善策 | 及び忠実義務 | るよう求めてい 積立金の運用 を講ずる。 の遵守)を踏 | るか。 に関わる全て 年金積立金 まえ、関係法 の者につい の管理及び運 令、中期目標、 (11) 内部統制 て、法令遵守 | 用に当たって | 中期計画及び | 上の課題を把握 並びに慎重な | は、専門性の | 第1の1に定 | しつつ、国民の 専門家の注意 | 向上を図ると | める年金積立 | 一層の信頼を確 義務及び忠実 | ともに、責任 | 金の管理及び | 保するよう、運 義務の遵守を | 体制の明確化 | 運用に関する | 用の多様化・高 徹底するこ | を図り、慎重 | 具体的な方針 | 度化に対応した な専門家の注 | 等の周知及び | リスク管理体制 また、内部 | 意義務及び忠 | 遵守の徹底、 の一層の強化を 統制上の課題 | 実義務を踏ま | 役職員への研 | 行っているか。 を把握しつ え、関係法令、 修の実施等を また、法令等の つ、国民の一 中期目標、中 1 行う。 遵守の確保等を 層の信頼を確|期計画及び第| また、運用し的確に実施する

の投資原則・行動規範を携行している。

- (2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり 適切に行った。
  - ① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令 及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に 掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行う とともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行し ている。

また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和3年10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。

1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する e ラーニング及び全役職員を対象とした内部通報制度に関する周知を実施した。

さらに、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス集合研修を実施し、役職員の意識向上を図った。

また、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」 の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適 宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上 底している。

運用受託機関等に対して、ガイドラインで法令 遵守を求めるとともに、定期ミーティング等にお いて遵守状況を確認している。日本公認会計士協 会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号 報告書)等内部統制監査の結果について、提出を 求め、その監査内容を確認した。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(11) 内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

保するよう、	1の1に定め	受託機関等に	ための法務体	を図る取組みを実施した。
運用の多様	る年金積立金	対して、ガバ	制・機能の拡充・	
化・高度化に	の管理及び運	ナンス体制及	強化を含む内部	② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
対応したリス	用に関する具	び利益相反の	統制体制の一層	理事長を委員長とする運用リスク管理委員会(毎月1回)により、運
ク管理体制	体的な方針等	防止体制の確	の強化を行って	用リスク (年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理) の適切
や、法令等の	の周知及び遵	立並びに関係	いるか。	な管理を行った。
遵守の確保等	守の徹底を図	法令等の遵守		また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長
を的確に実施	る。また、運用	を徹底するよ		を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリス
するための内	受託機関等に	う求める。		クの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るため
部統制体制を	対して、関係			の事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応
一層強化する	法令等の遵守			及び今後の改善策」を報告した。
こと。	を徹底するよ			
さらに、法	う求める。			③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するた
人の業務が運	コンプライア			めの体制
用受託機関等	ンスの徹底を			役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、
との不適切な	図り、法令遵			重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシッ
関係を疑われ	守の確保等を			プの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。
ることがない	一層的確に実			また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況に
よう、役職員	施できるよ			ついて月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業
の再就職に関	う、客観性及			運営の改善を図った。
し適切な措置	び専門性の高			
を講ずるこ	い法律専門家			(3) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図
と。	等を活用し、			るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を
	法務体制·機			求める際、次の措置を行った。
	能の拡充・強			① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を
	化を進めると			求めた。
	ともに、運用			ア 運用手法、運用体制等
	受託機関等と			イ 資産管理の方法
	の不適切な関			ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡
	係を疑われる			エ 重大な変更についての事前協議
	ことがないよ			オー法令遵守体制の確立
	う、役職員の			カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底
	再就職に関す			キーリスク管理指標の管理目標値に沿った運用
	るルールの徹			ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの
	底を図る。			配慮等のリスク管理
				ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主
				議決権行使への取組
				コー資産管理上の留意点
				2 ·· · · · · · · · · · · · · · · · ·
				② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、
				関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。
				<運用受託機関>
		L	1	96

マー州次計名	
アー投資対象	
イ 投資対象国 ウ 物質物 (4)	
ウの銘柄格付	
工禁止取引	
オー利益相反行為の回避	
カー自社又は関連会社の有価証券への投資	
キの策投資	
クークロス取引	
ケー最良執行に関する事項	
コー外部監査状況	
サー問題発生時の対応	
シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号	
(86 号報告書)等内部統制監査の項目等	
なお、86 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、	
その監査内容を確認した。	
< 資産管理機関>	
ア 実績・遵守状況・担当部署	
イ 利益相反行為の回避	
ウ 外部クロス取引	
工内部監査状況	
才 外部監査状況	
カー問題発生時の対応	
キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号	
(86 号報告書) 等内部統制監査の項目等	
なお、86 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、	
その監査内容を確認した。 	
(4) 内部監査	
内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイ	
クルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の	
整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況及び内部	
統制の情報と伝達に係る統制環境の整備状況の確認を、法令遵守等に関	
する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、	
令和3年4月1日施行改正労働法の対応状況の確認を、業務実施の障害	
等となるリスクの管理に関する内部監査として業務リスク等の総括管理	
状況の確認を、運用受託機関等の管理の実施状況に関する内部監査とし	
て外部運用委託先の管理の適正性・有効性及び運用受託機関・資産管理	
機関に係る事務過誤の管理状況の確認を、法人文書に関する内部監査と	
して規程に基づく報告の取りまとめ状況及び法人文書関連規程等遵守状	
況の確認を、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の	
確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施	
することができた。	
97	

	① 令和3年	度の内部監査は、年度	内部監査実施計画を策定し、定期	内	
	部監査を2	回及び情報セキュリテ	ィ内部監査を1回それぞれ下表の	)と	
	おり実施した	た。			
	② 内部監査	結果については、理事:	長等へ報告を行い、報告後速やか	K.	
	法人の適正	な事務処理の実施に資	するため全部室に対して内部監査	話	
	果を通知し、	指導等事項のあった	当該部署に迅速な改善措置を促し	た。	
	また、経営	企画会議において法人	全体への監査結果報告を行った。		
	内部監査実施	対象部室	備考		
	期間	州家即主	VIII ~¬		
		総務部			
		企画部			
		調査数理室			
		運用リスク管理室			
		情報管理部			
		投資戦略部			
	R3. 5	運用管理部	・【第1回】定期内部監査		
	~	市場運用部	(フォロー監査を含む。)		
	R3. 9	オルタナティブ投資室			
		インハウス運用室			
		法務室			
		経営委員会事務室			
		監査委員会事務室			
		監査室			
		総務部			
		企画部			
		調査数理室			
		運用リスク管理室			
		情報管理部			
		投資戦略部			
	R3. 10	運用管理部	・【第2回】定期内部監査		
	~	市場運用部	(フォロー監査を含む)		
	R4. 3	オルタナティブ投資室	・情報セキュリティ内部監査		
		インハウス運用室			
		法務室			
		経営委員会事務室			
		監査委員会事務室			
		監査室			
	G Francis I . Lander	*********			
			P内部監査結果報告時等、内部監査 い緊密な連携な行った	[] 夫	
	施の谷段階	にわいし、監査安貝会	と緊密な連携を行った。		

<ul> <li>① 監査委員会による監査については、2020 年度監査委員会監査計画(令和2年6月26日通知)、2021年度監査委員会監査計画(令和3年6月24日通知)に基づき、下表のとおり実施した。</li> <li>年 月 対象部室等 実施内容等</li> <li>R3.6 総務部 令和2年度決算(会計)監査 令和2年度監査報告(内部統制を含む。)</li> <li>経営委員 (監査委員を除く)、理 経営委員長、経営委員、理事長、理事及 び監査対象部室等(審議役、総務部、企 画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)</li> <li>理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、</li> </ul>	和 2 年 6 月 26 日通知)、2021 年度監査委員会監査計画(令和 3 年 6 月 24 日通知)に基づき、下表のとおり実施した。    年 月 対象部室等 実施内容等   実施内容等   R3.6 総務部   令和 2 年度決算(会計)監査   令和 2 年度監査報告(内部統制を含む。)   経営委員   経営委員   (監査委員を除く)、理   を除く)、理   を除く)、理   事長、理事   及び監査対象部室等(審議役、総務部、企   画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)   理事長・理事との面談、投資委員会、経	(5) 監査	委員会監査	
年 月 対象部室等     実施内容等       R3.6     総務部     令和2年度決算(会計)監査       R3.6     理事長     令和2年度監査報告(内部統制を含む。)       経営委員 (監査委員 (監査委員 を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)     共済室 に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)       理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、	年月 対象部室等     実施内容等       R3.6     総務部     令和2年度決算(会計)監査       R3.6     理事長     令和2年度監査報告(内部統制を含む。)       経営委員 (監査委員 (監査委員 を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)     理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧	① <u>監</u>	査委員会による監	査については、2020年度監査委員会監査計画(令
年 月 対象部室等     実施内容等       R3.6     総務部     令和2年度決算(会計)監査       令和2年度監査報告(内部統制を含む。)     企和2年度監査報告(内部統制を含む。)       経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)       理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、	年 月 対象部室等     実施内容等       R3.6     総務部     令和2年度決算(会計)監査       令和2年度監査報告(内部統制を含む。)     企和2年度監査報告(内部統制を含む。)       経営委員 (監査委員 (監査委員 を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)       理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧	和2	年6月26日通知)	、2021年度監査委員会監査計画(令和3年6月
R3.6 総務部	R3.6 総務部	24 F	通知)に基づき、	下表のとおり実施した。
R3.6 理事長	R3.6 理事長	年	月 対象部室等	実施内容等
R3.6 理事長 む。)  経営委員 (監査委員 (監査委員 を除く)、理事長、理事 及び監査対 象部室等 (審議役、総務部、企 画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、	R3.6 理事長 む。)  経営委員 (監査委員 (監査委員 を除く)、理事長、理事 及び監査対象部室等 (審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等) 理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧	R3. 6	総務部	令和2年度決算(会計)監査
R4.2 (監査委員 (監査委員 を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企 画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等) 理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、	R4.2 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等) 理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧	R3. 6	理事長	
	裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧	R4. 4	(監査委員を除く)、理事長、理事 及び監査対象部室等	び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等) 理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、
② 令和3年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績				
② 令和3年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績 ア 令和3年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理				
② 令和3年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績 ア 令和3年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理 事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容	ア 令和3年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理			
ア 令和3年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理	ア 令和3年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理 事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容	J <del>a</del>	見知した。	

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。

観点から日常的に監査・監視を実施した。

ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。
エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会、契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという

オ 監査委員会監査を (a) 業務運営の適正性・効率性、内部統制状況 を確認・検証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会 計監査」、(c) 監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ず

べき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委 員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施 した。 (6) 会計監査人の監査 会計監査人による監査については、令和2年度の決算に係る会計監査 及び令和3年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、令和2年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監 査委員会及び経営委員会に報告した。 年 月 実施内容等 R3.  $4 \sim 5$ 令和2年度の会計監査(期中監査) R3.5~6 令和2年度の会計監査 (期末監査) R3.6 令和2年度の「独立監査人の監査報告書」受領 R3.11 ∼ 令和3年度の会計監査 (期中監査) R4.3 (7) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査 情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有 識者により選定された外部監査人(令和2年度から令和6年度の複数年 契約)により、下表のとおり実施した。今年度においては、令和2年度に 実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査 を実施した。 なお、監査結果については、10月20日にCISOへ、10月21日に理事 長へ報告した。 年 月 実施内容等 R3.8 令和3年度の監査実施計画の承認 ・基幹システムの管理部門に対する基幹システム の情報資産の導入・利用に関する情報セキュリテ ィ対策のマネジメント監査(情報管理部) ・基幹システムの利用部門に対する基幹システム の情報資産の導入・利用に関する情報セキュリテ R3.8 ~ | ィ対策のマネジメント監査(総務部、運用リスク R3. 10 管理室、調査数理室、運用管理部、インハウス運 ・RPA/EUCに関する管理部門に対するRP A/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ 対策のマネジメント監査(情報管理部、運用管理

部)

				DO 10	却化争炉中				
				R3. 10	報告書作成				
				R3. 10	監査報告会				
		(3) コンプ							
		ライアンス・		(8) 注発室に	は、法務リスクに適切に対応する	ための外部弁護十ネッ	トワー		
		オフィサーや			と含めた内部統制体制を整備し、				
		法務室等を活			を託機関等に対するガイドライン で記機関等に対するガイドライン		, .		
		用し、リスク			直している。				
		の管理や法令		また、内	  部通報制度に関する昨今の情勢	を踏まえ、令和3年10	月に内		
		遵守の確保等		部通報制度	度の透明性を高めることを目的と	して、法人外部に設置	する内		
		を的確に実施		部通報窓口	1を顧問弁護士から外部の弁護士	に変更した。			
		する。内部通		コンプラ	ライアンス集合研修において、内	部統制やコンプライア	ンスに		
		報・外部通報		関する知見	見を有する外部講師を招き、倫理	規程や公的機関におけ	るコン		
		やハラスメン		プライアン	/ス等について講義いただき、役	職員の一層の理解を促し	した。		
		トに関する相							
		談等について							
		適切に取り扱							
		う。また、内部							
		統制やコンプライアンスに							
		関する進んだ							
		知見の収集を							
		行う。							
		11,00							
		(4) 運用受	(12) 法人の業	   (9) 金融事業	と者へ再就職をした元役員から、	法律で義務付けられて	いる離	(12) 金融事業者へ再就職をした元役員から、適切	
		託機関等との	務が運用受託機	職後2年間	引の再就職の届出を受けたことか	ら、速やかに経営委員	会に報	に再就職の届出を受け、速やかに経営委員会に	
		不適切な関係	関等との不適切	告した。				報告していることから、所期の目標を達成して	
		を疑われるこ	な関係を疑われ					いると考える。	
		とがないよ	ることがないよ						
		う、役職員の	う、役職員の再						
			就職に関し適切						
		るルールの徹							
		底を図る。	いるか。						
第3 2. 国	第1 2. 国	第1 2. 国	(13)平成 29 年	第1 2 国目	そから一層信頼される組織体制の	確立及び業務運営の透	調性の	(13) ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、	
			10 月のガバナ		THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP			監査委員会、理事長等が適切に役割を分担する	
			ンス改革の趣旨		は、令和3年度に 13 回開催し、年	连度計画、業務概況書等	の重要	とともに、相互に連携を図りながら運営してお	
体制の確立	体制の確立及	体制の確立及	を踏まえ、意思	事項の議決を行	<b>行い、議決により定めた方針等に</b>	沿って、理事長をはじ	めとし	り、所期の目標を達成していると考える。	
	び業務運営の	び業務運営の	決定・監督を担	た役職員が与え	とられた裁量権限と責任の下で専	門性を発揮し、適切に	業務を		
平成 28 年	透明性の確保	透明性の確保	う経営委員会、	執行するよう、	役員の職務の執行の監督等の業	務を行った。			
	i contract of the contract of		監査等を担う監	i					

		1 .	T	
り、平成 29 年	経営委員会			第54回 令和3年4月23日
			行を担う理事長	第55回 令和3年5月24日
			等が適切に役割	第56回 令和3年6月11日
			分担及び連携を	第57回 令和3年6月28日
会が設置され	決し、その方	決し、その方	図ることによ	第58回 令和3年7月26日
るなど、以下	針に沿って、	針に沿って、	り、自律的な	第59回 令和3年9月22日
のようなガバ	理事長を始め	理事長をはじ	PDCA サイクル	第60回 令和3年10月21日
ナンス改革が	とした役職員	めとした役職	を一層機能さ	第61回 令和3年11月12日
講じられた。	が与えられた	員が与えられ	せ、国民から一	第62回 令和3年12月21日
経営委員会	裁量権限と責	た裁量権限と	層信頼される組	第63回 令和4年1月13日
は、法人の重	任の下で専門	責任の下で専	織体制の確立に	第64回 令和4年2月17日
要事項につい	性を発揮し、	門性を発揮	努めているか。	第65回 令和4年3月10日
て議決し、そ	適切に業務を	し、適切に業		第66回 令和4年3月30日
の方針に沿っ	執行するよ	務を執行する		監査委員会は、令和3年度に14回開催し、監査委員会の運営に関する事項
て、理事長及	う、役員の職	よう、役員の		及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コン
び管理運用業	務の執行の監	職務の執行の		プライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点か
		監督等の業務		ら、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対
		を行う。監査		する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。
		委員会は、コ		【監査委員会開催実績】
		ンプライアン		第64回 令和3年4月21日
		スの徹底、業		第65回 令和3年5月20日
		務執行の手続		第66回 令和3年6月9日
		きの適正性及		第67回 令和3年6月24日
		びリスク管理		第68回 令和3年7月16日
		等の観点か		第69回 令和3年8月2日
		ら、経営委員		第70回 令和3年9月17日
		会と必要な連		第71回 令和3年10月19日
		携をとって監		第72回 令和3年11月8日
		査等を行うと		第73回 令和3年12月16日
		ともに、必要		第74回 令和4年1月7日
		に応じて経営		第75回 令和4年2月14日
	て意見を提出			第76回 令和4年3月7日
				第77回 令和4年3月7日 第77回 令和4年3月25日
の適正性及び		て意見を提出		
	また、理事			また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加すると
	長は、合議制の奴党委員会			ともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用
		長は、合議制の欠労委員会		法人の業務を総理した。
		の経営委員会		管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会
		の一員として		の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。
		意思決定に参		このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及
	に、管理運用			び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接
		に、管理運用		な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から
■昌会の一員と	経営委員会の	法人を代表し		一層信頼される組織体制の確立に努めた。

して意思決定	定めるところ	経営委員会の	(14) 経営委員	また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、	(14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透	
		定めるところ	会の判断事例の		明性の向上を図るため、経営委員会において、	
			  蓄積を活用し	   した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決	令和3年度に開催した経営委員会の議決事項の	
				事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行った。	うち原則的な考え方等があると判断される議決	
		務を総理す			事項については、経営委員会規程別表に追加す	
		る。管理運用		   業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。	る改正を行っており、所期の目標を達成してい	
って法人の業	は、経営委員	業務担当理事	確立・定着に向	また、人事評価(能力評価)において、積極性(業務改善提案等の取組)を	ると考える。	
務を総理す	会の定めると	は、経営委員	けた取組を行っ	評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。		
る。管理運用	ころにより、	会の定めると	ているか。			
業務担当理事	経営委員会の	ころにより、				
は、経営委員	会議に出席	経営委員会の	(15) 役職員の		(15) 職員面談を実施し、業務運営への積極的な関	
会の定めると	し、管理運用	会議に出席	業務運営への積		与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取し	
ころにより、	業務に関し意	し、管理運用	極的な関与を促		た。また、人事評価(能力評価)において、積	
経営委員会の	見を述べるこ	業務に関し意	進するため、役		極性 (業務改善提案等の取組) を評価項目とし、	
会議に出席	とができる。	見を述べるこ	職員意識調査を		職員の能動的な業務関与を促すこととしている	
し、管理運用	このよう	とができる。	年1回実施し、		ことから、所期の目標を達成していると考える。	
業務に関し意	に、意思決定・	このよう	改善を図るよう			
見を述べるこ	監督を担う経	に、意思決定・	な仕組みを検			
とができる。	営委員会、監	監督を担う経	討・構築を行っ			
引き続き、	査等を担う監	営委員会、監	ているか。			
このガバナン	査委員会及び	査等を担う監				
ス改革の趣旨	執行を担う理	査委員会及び				
を踏まえ、意	事長等が、適	執行を担う理				
思決定・監督	切に役割分担	事長等が、適				
を担う経営委	及び連携を図	切に役割分担				
員会、監査等	ることによ	及び連携を図				
を担う監査委	り、自律的な	ることによ				
		り、自律的な				
	クルを十分機					
		クルを十分機				
		能させ、国民				
		から一層信頼				
		される組織体				
		制の確立に努				
		める。また、経				
		営委員会の判				
		断事例の蓄積				
	経営委員会の					
		経営委員会の				
		議決事項を整理し、担犯化				
		理し、規程化				
また、経宮委	ハアンス改革	するなど、ガ		103		

日本の		1					
田口 代 多人   上京 する							
上、近年本の ・	例の蓄積を活	て、透明性向	の趣旨に沿っ				
アンスな金の   作する。   秋の表現を報   秋の表現を報   秋の表現を有   秋の本のの   秋の本のの   秋の本のの   秋の本のの   秋の本のの   秋の本のの   秋の本のの   秋の本の本の   秋の本の本の   秋の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本	用して、法人	上に資する一	て、透明性向				
展示に行った 役職員の	においてガバ	層の取組を強					
<ul> <li>組成体制の確認が関ラを (公園員の</li></ul>	ナンス改革の	化する。	層の取組を強				
立・方有に同	趣旨に沿った	役職員の業	化する。				
けた取削を行	組織体制の確	務運営への積	役職員の業				
うこと。   一方の 表現   一方の 大部   一	立・定着に向	極的な関与を	務運営への積				
<ul> <li>高調査を申1 回来施し、次 振素を少なくとキ申1日 立化組みを検 対・構発する。 対・構発する。 対・構発する。 対・構発する。 対・構発する。 対・構発する。 対・構発する。 対・構発する。 対・機関を受し、会の機能機化等によるガパリンス強化 学によるガイリンス強化 学によるガイリンス強化 学によるガイリンス強化 学によるが、サンス強化 学によるが、サンス強化 学によるが、</li></ul>	けた取組を行	促進するた	極的な関与を				
同東施し、改善者と相名よう   大きも年1   日本	うこと。	め、役職員意	促進するた				
## 2		識調査を年1	め、役職員意				
本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		回実施し、改	識調査を少な				
計・衝災する。   4、監査委員   4、監査委員		善を図るよう	くとも年1回				
4. 監査委員会の機能強化 会の機能強化 方ンス強化 方ンス強化 方ンス強化 方ともに、 方と表した 大力の体化 対力の機能性の 方とともに、 法人の業 方とともに、 法人の業 方とともに、 古の本制強 及び監視を行うとともに、 方の本制強 及び監視を行うとともに、 方と を も に、 医 全 を 自 とともに 大力 が 方と たいまり 管理運 月業務の実施 自 会を補佐す 次元の常格 定 方、また、 また、 古 方 ととも、 表示、 古 方 ととも、 表示、 古 方 ととも、 表示 に、 医 全 を 自 ととも、 表示 に、 医 全 を 自 とともに、 方 ・		な仕組みを検	実施する。				
会の機能強化 会の機能強化 等によるガバ 特によるガバ サンス強化 生いる機能 監査委員会 (1) 監査委員会 (2) 監査委員会 (2) 監査委員会 (3) とともに、基本 的方針に基づ を重点に監査 を、監査委員会 (1) 監査委員会 (1) 以下の点 を 重点に監査 と、監査委員会 (1) 監査委員会 (1) 以下の点 を 重点に監査 を、監査委員会 (1) 財がナ を 電運用法 (1) ガバナンスの作格をなず、 大のの体制強 及び監視を行うをするとともに、 大のの体制強 及び監視を行うを要求が性を (1) ガバナンスの作格をなずののと、変化を担合するなど、 大のの体制強 人は、監査委員会 (1) ガバナンスの作格をなずの形が、実施化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 長及び軍事を含む場合をなずの部数と「協力に対するときる。 大・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 長及び軍事を含む場合をなずの部数と「協力に対す、大・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 長及び軍事を含む場合を設する。 (1) ガバナンスの作格をなずの部数及び指すると表も 古を表し、後び拡充・強 に、監査委員 が 化した法務機 第にで国が大記を向上させており、所 別の目標を達成していると考える。 (1) 近による監査 高を行ったと に必要な費用 に、ことも と、に必要な費用 に、ことも ことによる管理運用業務の転担 を行うために、会計監査人及び臨査等との連携 強化等を図りつつ、重要な会議を行うた。加入 で、監査委員会と指摘の共有の 対策をを付った。加速化を図り、突移運営を向上と活動 の状況をびば ガバナンスの作格をなずの部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンス強化の実効性を向上させており、所 別の目標を達成していると考える。 が、計がたい、教行部が、主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 を手当でする に、必要な費用 に、こと要求費用 に、こと要求費用 で、ことで、監査支員 が、企業を支員 で、ことで、要求を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を		討・構築する。					
会の機能強化 会の機能強化 会の機能強化 等によるガバ 特によるガバ 力ンス強化 サンス強化 上の大強化 監査委員会 (1) 監査委 とともに、基本 は、送人の業 員会の職務の 表 を重点に監査 とともに、基本 的力針に基づ を重点に監査 を 整立を対した活動 の大部でを行った。加え た、数の体制強 を できるとともに、 ための体制強 及び監視を行うを対して、対バナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 方。また、監査委員会 の 化 管理運用法 (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 方。また、監査委員会 (1) 監査委員会に成任 (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 ガバナンス強化の実効性を向上させており、所 別の目標を達成していると考える。 を 強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への旧席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び指述の正確なの課金等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 を 手当でする によ 医素 支員 に、この 実効性を検 証した。 変 手当でする によ 医素 支 によって監視し、その実効性を検証した。 など、監査委員 など、監査委員 など、監査委員 など、監査委員 が、変 でいて、そ の実効性を検 証した。 など、監査委員 が、 監査委員 が、 変 変 が、 変 で、 変 変 を で、 変 変 が、 変 で、 変 が、 変 で、 変 変 を で、 変 変 が、 変 変 が、 変 変 で、 変 変 で、 変 変 で、 変 変 で、 変 変 が、 変 で、 変 変 で、 変 変 で、 変 変 が、 変 変 が、 変 変 で、 変 変 で、 変 変 を で、 変 変 が、 変 変 で、 変 変 を 変 で、 変 変 を で、 変 変 が、 変 変 で、 変 が 変 で、 変 変 が、 変 で、 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が 変							
等によるガバ ナンス強化 監査委員会 (1) 監査委 は、以下の成務の監査を行うた。ともに、基本 うとともに、ための体制強 を選連用法 が成の監視を が成の監視を が表の主意を (2) ともに、基本 がの数量を行うた。ともに、基本 が方針に基づ うとともに、ための体制強 には、また。 を通点に監査 大力の作格を には、また。 であるところ に対することにより、経営委員会との情報の共有の は、以下の成務の実施 世業の実施 世業の実施 であるともも、 ながれていた。 を変妻員は、後 員が不正の行 るを行ったと に必要な責用 をでは、その旨 をでは、その音を をよころをとまた。 なるともも であるともも、 など拡充・強 を行うために、会計監査人及び監査をとの連携 強化事を図りつつ、重要な会議への出席をでいた活動 の状況学を四半期又は随時に経営委員会が監査等のために実施した活動 の状況学を四半期又は随時に経営委員会が監査等のかず化に資するなど、 ガバナンスの背格をなす内部部規定の施行状況及び拡 か。 で、整本委員会を補佐す がないで、 ・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 長及び連事を含む執行部との面談及び設資委員会への出席、理事 長及び連手を含む執行部との面談及び設資委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 能の選挙状況。 に、監査委員 に、に、整本委員 をよって監視し、その実効性を検証した。 を行うために、会計監査人及び監査を入のと連携 強んがサンスの背格をなす内部部規定の施行状況及び拡 が、カバナンス強化の実効性を一向、迅速化を図り、来務運営の効率化に資するなど、 ガバナンス強化の実効性を一向、迅速化を図り、来務運営の効率化に資するなど、 ガバナンス強化の実効性を一向、迅速化を図り、来の出席、理事 長及び連手を含む執行部との面談及び投資委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 に、たる監査 能の選挙状況。 について、そ では、その事の など、監査委員 にいいて、そ では、こついて、そ では、その事が性を検証した。 など、と、この実効性を検証した。 など、と、ことを書る。 また。 など、この実効性を検証した。	4. 監査委員	4. 監査委員	4. 監査委員	(16) 監査委員	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化	(16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委	
サンス強化 監査委員会 (1) 監査委 は、以下の点 協力の監査を行った。加え は、以下の点 協力の監査を行った。加え で、監査委員会の機務の は、以下の点 おき 監査委員会の 機能強化等を の機能強化等を の機能性の変対性を向上させている か。	会の機能強化	会の機能強化	会の機能強化	会の職務の執行		員会が定めるところによる管理運用業務の監視	
<ul> <li>監査委員会 (1) 監査委 は、以下の点 は、以下の点 は、以下の点 変動性確保の 変動性確保の を重点に監査 ための体制強 及び監視を行うとともに、 経営委員会の 定めるところ 管理運用法 (1) ガバナ た・強化した法券機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 展及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企園会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。</li> <li>(1) 監査委員会 とともに、基本 は、以下の点 さ、監査委員会 の機能強化等を 行う等実効性を 向上させている か。</li></ul>	等によるガバ	等によるガバ	等によるガバ	のために必要な		を行うために、会計監査人及び監査室との連携	
は、法人の業務の監査を行うとともに、実効性確保の方とともに、経営委員会の機能強化等を行う等実効性を であるところ で理運用法 (1) ガバナ 向上させている により管理運用法 人は、監査委員 会を補佐す 大次の監視を行う。また、監査委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡充・強力の事務が、企の施行状況 ない地を強化 であるまた、 (1) ガバナ 向上させている かっ など・私力の実施性を検証した。 をすることにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンスを他の実効性を向上させており、所知の目標を達成していると考える。 (1) ガバナンスを他の実効性を向上させており、所知の目標を達成していると考える。 なさい制能が 主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 等によって監視し、その実効性を検証した。 など、監査委員 化した法務機能の運営状況 について、その実効性を検証した。 など、監査委員 について、その実効性を検証した。 など、監査委員 について、その実効性を検証した。 など、監査委員 について、その実効性を検証した。 など、監査委員 について、その実効性を検証した。 第によって監視し、その実効性を検証した。 第によって監視し、と、監査を持定した。 第によって監視し、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と	ナンス強化	ナンス強化	ナンス強化	体制を整備する		強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談	
務の監査を行 うとともに、 経営委員会の 定めるところ により管理運 用業務の実施 状況の監視を 行う。また、監 査委員は、役 員が不正の行 為を行ったと 認める場合等 には、その旨 など、監査委員 には、その旨 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 には、その百 など、監査委員 など、対がナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 方。また、監 直受は、ががナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 充・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が 主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 第によって監視し、その実効性を検証した。 など、監査委員 について、そ の実効性を検 証する。また、	監査委員会	(1) 監査委	監査委員会	とともに、基本		及び随時の調査等により監査等を行った。加え	
うとともに、	は、法人の業	員会の職務の	は、以下の点	的方針に基づ		て、監査委員会が監査等のために実施した活動	
経営委員会の 化 う。	務の監査を行	実効性確保の	を重点に監査	き、監査委員会		の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告	
定めるところ 管理運用法 (1) ガバナ により管理運 人は、監査委 ススの骨格を か。 (1) 監査委員会は、ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡 だ・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事 長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が 主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席 等によって監視し、その実効性を検証した。 第一次 では、との実力性を検証した。 (1) 監査委員会は、ガバナンス強化の実効性を向上させでおり、所 期の目標を達成していると考える。 ガバナンス強化の実効性を向上させでおり、所 期の目標を達成していると考える。 は、 強化した法務機 に、監査委員 にした法務機 能の運営状況 に、監査委員 について、そ 認める場合等 を手当でする の実効性を検 には、その旨 など、監査委 証する。また、 には、その旨 など、監査委 証する。また、 には、その旨 など、監査委 証する。また、 におって監視し、その実力性を検証した。 だいことを表える。 カババナンス強化の実効性を向上させでおり、所 対 が は でいると考える。 カババナンス強化の実効性を検 には、その実力性を検証した。 カババナンス強化の実効性を検 まましていると考える。 カババナンス強化の実効性を向上させでおり、所 対 が は にない と考える。 カババナンス強化の実効性を検 には、その害 など、監査委 証する。また、 には、その旨 など、監査委 証する。また、 におって監視し、その実効性を検 証した。 まする。また、 には、その旨 など、監査委 証する。また、 には、 この に対 は にない ない には ない には にない には ない には にない には には にない には にない にない には にない には にない には にない にない には にない には にない には にない にない にはない には	うとともに、	ための体制強	及び監視を行	の機能強化等を		することにより、経営委員会との情報の共有の	
により管理運 人は、監査委 ンスの骨格を	経営委員会の	化	う。	行う等実効性を		迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、	
用業務の実施 状況の監視を る体制を強化 行う。また、監 査委員は、役 員が不正の行 為を行ったと 認める場合等 には、その旨 なす内部諸規 定の施行状況 方のまた、監 を手当てする の実効性を検 には、その旨 など、監査委 には、その后 なす内部諸規 定の施行状況 をの施行状況 をの連営状況 にの連営状況 にした法務機 には、その方 など、監査委 には、その方 など、監査委 には、その方 など、監査委 には、その方 など、監査委 には、その実効性を検証した。	定めるところ	管理運用法	(1) ガバナ	向上させている	(1) 監査委員会は、ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡	ガバナンス強化の実効性を向上させており、所	
状況の監視を   る体制を強化   定の施行状況   主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席   存るととも   及び拡充・強   に、監査委員   化した法務機   能の運営状況   たついて、そ   認める場合等   に主要な費用   について、そ   で実効性を検証した。   には、その旨   など、監査委   証する。また、   正する。また、   正する。また、   正する。また、   正する。また、   正する。また、   ・	により管理運	人は、監査委	ンスの骨格を	か。	充・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事	期の目標を達成していると考える。	
行う。また、監       するととも       及び拡充・強       等によって監視し、その実効性を検証した。         査委員は、役       に、監査委員       化した法務機         員が不正の行       会による監査       能の運営状況         為を行ったと       に必要な費用       について、そ         認める場合等       を手当てする       の実効性を検         には、その旨       など、監査委       証する。また、	用業務の実施	員会を補佐す	なす内部諸規		長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が		
査委員は、役に、監査委員 員が不正の行 会による監査 為を行ったと 認める場合等 には、その旨化した法務機 能の運営状況 について、そ の実効性を検 証する。また、	状況の監視を	る体制を強化	定の施行状況		主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席		
員が不正の行会による監査能の運営状況為を行ったとに必要な費用について、そ認める場合等を手当てするの実効性を検には、その旨など、監査委証する。また、	行う。また、監	するととも	及び拡充・強		等によって監視し、その実効性を検証した。		
為を行ったと       に必要な費用       について、そ         認める場合等       を手当てする       の実効性を検         には、その旨       など、監査委       証する。また、	査委員は、役	に、監査委員	化した法務機				
認める場合等     を手当てする     の実効性を検       には、その旨     など、監査委     証する。また、	員が不正の行	会による監査	能の運営状況				
には、その旨など、監査委証する。また、	為を行ったと	に必要な費用	について、そ				
	認める場合等	を手当てする	の実効性を検				
を理事長、経   員会がその役   その結果や管	には、その旨	など、監査委	証する。また、				
	を理事長、経	員会がその役	その結果や管				
営委員会及び   割を十分に発   理運用法人の	営委員会及び	割を十分に発	理運用法人の				
厚生労働大臣 揮できるよう 置かれた状況	厚生労働大臣	揮できるよう	置かれた状況				
に報告する義 な環境の整 などを踏ま	に報告する義	な環境の整	などを踏ま				
務等を負って 備・改善を図 え、必要に応	務等を負って	備・改善を図	え、必要に応				
いる。このよる。 じて、更なる	いる。このよ	る。	じて、更なる				
うな監査委員     ガバナンス強	うな監査委員		ガバナンス強				

4			
会の職務等の		化に資する提	
重要性に鎖	監 (2)監査及	言・提案を行	
み、法及びる		う。	
の他関係法令	監査委員会		
に基づき、監	は、監査委員	(2) コロナ	(2) 監査委員会は、業務監査を通じてテレワークによる業務運営の状況に
査委員会の職	哉 会規程、監査	禍を契機とし	ついて検証し、就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定によりテレワー
務の執行のな	を   委員会による	て開始したテ	ク取得の条件等が明確化され公正性が確保されたこと、及び各部署の業
めに必要な位	監査及び監視	レワークによ	務特性に応じた業務の効率化の向上が図られていることを確認した。
制を整備する	る の実施に関す	る業務運営の	
とともに、基	ま る規程並びに	状況につい	
本的方針に基	基 内部統制に関	て、業務の公	
づき、監査す	ま する監査委員	正性・効率性	
員会の機能強	会監査実施基	の観点から検	
化等を行う等	算 準を監査の方	証する。	
実効性を向」	上針として位置		
させること。	付け、これら	(3) 監査委	(3)監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調
	の方針に基づ	員が契約審査	達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を
	き管理運用法	会や投資委員	述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性を確認した。また、監査
	人の業務の監	会に陪席する	委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を2回開催し、調達手
	査及び監視を	ことにより、	続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況な
	行う。	管理運用法人	どについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者
	なお、中期	の契約関係の	を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、
	計画期間中の	公正性を確認	管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行
	状況変化に対	するととも	った。
	応し、適切な	に、監査委員	
	監査を実施す	会が外部有識	
	るために方針	者を含む契約	
	も随時改正す	監視委員会を	
	る。	複数回開催	
		し、管理運用	
	(3) 監査計	法人の契約関	
	画の策定と計	係の公正性確	
	画に基づく監	保に係る検証	
	査の実施	及び改善策の	
	監査委員会	検討を行う。	
	は、各年度の		
	業務監査や会	(4)監査委	(4)監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人につ
	計監査の結果	員会が、会計	いて、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室とは
	に基づき当該	監査人候補者	随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人
	年度の監査報	の選定を行う	を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内
	告を作成する	とともに、会	部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強
		計監査人及び	化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。
		<u> </u>	105

	年度の監査方	監査室との連		
金	針として監査	携を一層強化		
書	計画を策定し	して監査及び		
7	て経営委員会	監視の実効性		
B	及び執行部	を高める。		
	(以下「監査			
文	対象」とい			
	う。)に示し、			
= = =	当該計画に沿			
	った監査を実			
	施する。			
	監査委員会			
10	は、各年度の			
	業務監査及び			
4	会計監査の結			
月	果を監査対象			
13	にフィードバ			
۷	ックするな			
٤	ど、監査対象			
٤ ا	とのコミュニ			
5	ケーションを			
	図ること、監			
	査室その他内			
台	部統制機能を			
月	<b>所管する部署</b>			
٤ ا	と緊密な連携			
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	を保つこと、			
D D	加えて、監査			
	委員向けの研			
值	修や連絡会議			
[ ]	に参加するこ			
٤	と等によっ			
	て、そこから			
	得られた情			
幸	報・知見を監			
	査の実施に反			
時	映するなど、			
臣	監査のPDC			
A A	Aサイクルを			
	回すことによ			
	って監査の実			
交	効性を向上さ			

		<u> </u>			ı	
	せる。					
	(4) 内部諸					
	規定に基づく					
	業務運営の点					
	検					
	監査委員会					
	は、業務運営					
	が内部諸規定					
	に基づき行わ					
	れているか、					
	業務監査を通					
	じて確認する					
	とともに、必					
	要があると認					
	めるときは、					
	経営委員会若					
	しくは理事長					
	又は厚生労働					
	大臣に対して					
	意見を提出す					
	る。					
5. 情報セキ	5. 情報セキ	5. 情報セキ	(17) 情報セキ	5. 情報セキュリティ対策	(17) 令和3年7月に改正された政府機関等のサイ	
ュリティ対策	ユリティ対策	ユリティ対策	ュリティ管理規	①令和3年7月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のた	バーセキュリティ対策のための統一基準群に対	
情報セキュ	情報セキュ	情報セキュ	程に基づく情報	めの統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正	応するため、法人の情報セキュリティ関係規程	
リティ管理規	リティ管理規	リティ管理規	セキュリティ対	を年度内に実施した。	の改正を年度内に実施した。	
程に基づく情	程に基づく情	程に基づく情	策を厳格に実施		また、情報セキュリティ対策の実効性を高め	
報セキュリテ	報セキュリテ	報セキュリテ	するとともに、	②法人のネットワークシステムにCASB(Cloud Access Security	るため、人的対策として e ラーニングを実施し	
ィ対策を厳格	ィ対策を厳格	ィ対策を厳格	法人における情	Broker:クラウド監視サービス)を令和3年3月に構築・導入し、役職員の	たほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール	
に実施すると	に実施すると	に実施すると	報セキュリティ	クラウドサービス利用のモニタリングを継続的に実施した。	対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続	
ともに、法人	ともに、管理	ともに、管理	対策の有効性を		き実施した(4回)。さらに、自己点検を実施し、	
における情報	運用法人にお	運用法人にお	評価し、当該対	③情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・	すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類	
セキュリティ	ける情報セキ	ける情報セキ	策が十分に機能	訓練及び自己点検	に準拠した運用を行っているか否かについて点	
対策の有効性	ュリティ対策	ュリティ対策	していることを	・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマに e ラーニングを実施し	検した結果、99.5%が遵守できていることを確	
を評価し、当	の有効性を評	の有効性を評	日常的に確認し	た。	認している。	
該対策が十分	価し、当該対	価し、当該対	ているか。また、	・役職員を対象に、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための政府	法人における情報セキュリティ対策の有効性	
に機能してい	策が十分に機	策が十分に機	法人の役職員の	統一基準群について解説した研修を実施した。	に関する客観的な評価を実施する観点から、外	
ることを日常	能しているこ	能しているこ	みならず法人の	・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速や	部監査人による情報セキュリティ対策に関する	
的に確認する	との確認を日	との確認を日	外部の運用受託	かに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持	マネジメント監査を実施。その結果、主にリス	
こと。	常的に行う。	常的に行う。	機関等の関係機	を効果的に行うことができた。	ク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹シス	
	なお、政府	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	関における情報	<ul><li>・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を</li></ul>	テムのリスク分析において特段の指摘等は発見	

の処職具ので	のカコウド	<b>占以此</b> 。13日	管理態勢の有効	1回実施した。	ナカナンウェ
		ウドサービス		-	されなかった。
			性を法人が自ら	・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、昨年に引き続き、訓練の八数字族に加えて、添けファイル策闘社者及び知動社内に不供があった。	運用受託機関等のセキュリティ評価に関する 担知等に其づき条担当知明は季託業者における
	ルトの原則に 従い、クラウ		評価している	の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった 者に対する再訓練を実施するとともに、役職員の標的型攻撃メールに対す	規程等に基づき各担当部門は委託業者における 対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、
			\) 1 <sub>0</sub>		
	ドサービス利			る対応力を強化した。	運用受託機関等から入手した情報セキュリティ
	用時における			④運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価	対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づ
	情報セキュリ				き年度の評価作業を行った。
	ティ対策の高			する仕組みの構築	以上により、所期の目標を達成していると考します。
価すること。	度化を行う。	Access		・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策	える。
	また、管理			実施細則」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策	
		Broker:クラ		ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等	
	職員のみなら			(延べ 202 社) に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行っ	
		ビス)の活用により、情報		た。 ・その結果 初始な継続するに際して情報セキュリティ答理体制も問題の	
	用受託機関等			・その結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題の ある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。	
	の関係機関に			める連用文礼機関等は吸引がないことが切りがにようた。	
	おける情報管				
	理態勢の有効				
	性の評価を徹				
	底する。	ティ対策の高			
	起する。	度化の検討を			
		行う。			
		17.0。   また、運用			
		受託機関等に			
		求めている情			
		報セキュリテ			
		イベンチマー			
		クによる自己			
		診断等につい			
		て、その結果			
		を評価し、情			
		報セキュリテ			
		ィ委員会及び			
		内部統制委員			
		会に報告す			
		る。			
		さらに、運			
		用受託機関等			
		の候補者に対			
		しても、情報			
		セキュリティ			
		ベンチマーク			
				108	

	による自己診 断等を求め、 その結果を選 定における評			
	その結果を選 定における評			
	定における評			
	価の要素とす			
	る。			
6. 施設及び	6. 施設及び	6. 施設及び設備に関する計画		
設備に関する	設備に関する	なし		
	計画			
なし	なし			
- Julia es lar	- Julia es lar			
7. 中期目標		7. 中期目標期間を超える債務負担		
期間を超える		調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行う		
	債務負担	ことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約		
中期目標期	中期目標期	審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところであ		
間を超える債		る。		
務負担につい				
ては、管理及				
び運用業務を	び運用業務を			
効率的に実施	効率的に実施			
するために、	するために、			
当該債務負担	当該債務負担			
行為の必要性	行為の必要性			
及び適切性を	及び適切性を			
勘案し、合理	勘案し、合理			
的と判断され	的と判断され			
るものについ	るものについ			
て行う。	て行う。			
			〈課題と対応〉	

# 4. その他参考情報

特になし

特になし。